

第7 参考資料

- 1 平成30年度地方税法及び県税条例の改正等
- 2 県民の税負担状況
- 3 平成30年度都道府県税決算見込額調べ（出納閉鎖日現在）
- 4 税務行政の所管区域
- 5 局・支庁所在地及び管轄区域
- 6 県税制の変遷
- 7 税務事務の電算化
- 8 県税の税率等の推移



1 平成30年度地方税法及び県税条例の改正等

地方税法の改正

【地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号，平成30年3月31日公布）】

< I : 総括的事項 >

働き方の多様化等を踏まえ，個人住民税の基礎控除等の見直しを行うとともに，平成30年度の評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整，地方のたばこ税の税率引上げ等の見直し，法人住民税，法人事業税等の申告書等の地方税関係手続用電子情報処理組織による提出義務の創設並びに地方団体共通の電子納税に係る手続の整備等を行うほか，税負担軽減措置等の整理合理化等を行うこととし，次のとおり地方税法等の一部を改正するものとした。

< II : 地方税法に関する事項 >

1 道府県民税

- (1) 公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者が源泉控除対象配偶者に係る配偶者特別控除を受けようとする場合の申告書の提出を不要とすることとした。
- (2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした。
- (3) 特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除等の適用期限を2年延長することとした。
- (4) 指定都市の区域内に住所を有する所得割の納税義務者に係る平成30年度以後の各年度分の所得割の標準税率の改正に伴い，平成31年度以後の各年度に道府県が市町村に交付すべき利子割額，配当割額又は株式等譲渡所得割額の算出方法について，所要の措置を講ずることとした。
- (5) 給与支払報告書記載事項又は公的年金等支払報告書記載事項の提供について，地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法等の規定を整備することとした。
- (6) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について，同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下（現行38万円以下）とすることとした。
- (7) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について，非課税措置の対象となる障害者，未成年者，寡婦及び寡夫の前年の合計所得金額を135万円以下（現行125万円以下）とすることとした。
- (8) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における基礎控除について，以下の措置を講ずることとした。
 - ア 基礎控除の額を次のとおりとすること。
 - (ア) 前年の合計所得金額が2,400万円以下である所得割の納税義務者 43万円
 - (イ) 前年の合計所得金額が2,400万円を超え2,450万円以下である所得割の納税義務者 29万円
 - (ウ) 前年の合計所得金額が2,450万円を超え2,500万円以下である所得割の納税義務者 15万円
 - イ 前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については，基礎控除の適用はできないこととすること。
- (9) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における配偶者特別控除について，配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額を48万円超133万円以下（現行38万

円超123万円以下)とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げることとした。

- (10) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税における調整控除について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア (8)イに伴い、前年の合計所得金額が2,500万円を超える所得割の納税義務者については、調整控除の適用はできないこととする。
 - イ (9)に伴う所要の措置を講ずること。
- (11) 令和3年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加算した金額(同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円を加算した金額)以下である者については、道府県民税及び市町村民税の所得割を課さないものとする。
- (12) 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- (13) 内国法人の外国関係会社等に係る所得の課税の特例について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- (14) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の道府県民税又は市町村民税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。
- (15) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置を、中小企業者等の給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする特例措置に改めることとした。
- (16) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の革新的情報産業活用設備を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。
- (17) 資本金の額又は出資金の額(2において「資本金」という。)1億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。

2 事業税

- (1) 恒久的施設について、国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。
- (2) ガス供給業のうち、ガス事業法第2条第5項に規定する一般ガス導管事業及び同条第7項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第10項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第22条第1項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものについて、資本金1億円超の普通法人にあっては付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額により、資本金1億円超の普通法人以外の法人にあっては所得割額により、それぞれ課することとした。
- (3) 介護保険法の規定に基づく介護医療院サービスについて、所得割の課税標準の算定上、社会保

険診療として扱う特例措置を講ずることとした。

- (4) 申告書における代表者及び経理責任者等の自署押印規定を廃止することとした。
- (5) 修正申告書の提出又は納付すべき税額を増加させる更正があった場合において、その修正申告又は増額更正に係る法人の事業税について期限内申告書又は期限後申告書が提出されており、かつ、当該期限内申告書又は期限後申告書の提出により納付すべき税額を減少させる更正があった後に当該修正申告書の提出又は増額更正があったときは、当該修正申告書の提出又は増額更正により納付すべき税額に達するまでの部分について、納期限の延長の場合の延滞金の計算期間から一定の期間を控除して計算することとした。
- (6) 雇用者給与等支給額が増加した場合の付加価値割の課税標準の特例措置について、次のとおり改めることとした。
 - ア 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、次に掲げる要件を満たす場合（雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以下である場合を除く。）に特例措置を講ずること。
 - (7) 継続雇用者給与等支給額から継続雇用者比較給与等支給額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が100分の3以上であること。
 - (4) 国内設備投資額が当期償却費総額の100分の90に相当する金額以上であること。
 - イ 控除額について、雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額とすること。
- (7) 平成30年4月1日から令和3年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気供給業を行う法人の収入金額のうち、卸電力取引所を介して自らが供給を行った電気の供給を受けて当該電気の供給を行う場合において、当該供給を受けた電気の料金として支払うべき金額に相当する金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (8) 資本金1億円超の普通法人又は収入金額課税法人が、法人税の申告を電子情報処理組織を使用する方法により行った場合において、当該申告と併せて貸借対照表及び損益計算書に記載すべきものとされる事項を電子情報処理組織を使用して行う方法により提供したときは、法人の事業税の申告においてこれらの書類を事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出したものとみなすこととした。
- (9) 資本金1億円超の内国法人等に対し、納税申告書及び添付書類の地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。
- (10) 令和2年4月1日から令和7年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、一般送配電事業者の収入金額のうち、発電事業者に交付する原子力損害の賠償に要する金銭及び原子力発電工作物の廃止に要する金銭に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。

3 地方消費税

- (1) 偽りその他不正の行為によって貨物割を免れ、又は免れようとした者について、その免れ、又は免れようとした税額の10倍が1,000万円を超える場合には、情状により、その罰金の額を、1,000万円を超える額でその免れ、又は免れようとした税額の10倍以下の額とすることができるこ

ととすることとした。

- (2) 資本金の額等が1億円超の内国法人等に対し、納税申告書等の電子情報処理組織を使用して行う方法による提出を義務付けることとした。

4 不動産取得税

- (1) 個人が、耐震基準不適合既存住宅の取得後6月以内に、耐震改修を行い、かつ、当該住宅をその者の居住の用に供した場合における当該耐震基準不適合既存住宅の用に供する土地について、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。
- (2) 都市再生特別措置法に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき取得する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある一定の低未利用土地について、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (3) 中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定経営力向上計画に従って行う事業の譲受けにより取得する一定の不動産について、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。
- (4) 宅地建物取引業者が新築された日から十年以上を経過した既存住宅の敷地の用に供する土地（当該既存住宅とともに取得したものに限る。）を取得し、その取得後2年以内に、当該土地の上にある既存住宅に対し住宅性能向上改修工事を行った後、当該既存住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該既存住宅のうち一定のものをその者の居住の用に供した場合において、当該宅地建物取引業者が取得した当該土地について、その取得が平成31年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした。
- (5) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
 - ア マンションの建替え等の円滑化に関する法律に規定する施行者又はマンション敷地売却組合が、マンション建替事業又はマンション敷地売却事業により取得する要除却認定マンション又はその敷地に係る非課税措置の適用期限を令和2年3月31日まで延長すること。
 - イ 新築住宅を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす日を住宅新築の日から1年（本則6月）を経過した日に緩和する特例措置の適用期限を令和2年3月31日まで延長すること。
 - ウ 新築住宅特例適用住宅用土地に係る税額の減額措置について、土地取得後の住宅新築までの経過年数要件を緩和する特例措置の適用期限を令和2年3月31日まで延長すること。
 - エ 河川法に規定する高規格堤防の整備に係る事業のために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和2年3月31日まで延長すること。
 - オ 長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する認定長期優良住宅の新築に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和2年3月31日まで延長すること。
 - カ 中小企業者が取得する患者が継続して利用するために必要な機能及び個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有する一定の薬局の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和2年3月31日まで延長すること。
 - キ 住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則4%）を3%とする特例措置の適用期限を令和3

年3月31日まで延長すること。

ク 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長すること。

5 たばこ税

(1) 道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率について、以下の措置を講ずることとした。

ア 次に掲げる期間における道府県たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすること。

(ア) 平成30年10月1日から令和2年9月30日まで 1,000本につき930円

(イ) 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 1,000本につき1,000円

(ウ) 令和3年10月1日以後 1,000本につき1,070円

イ 次に掲げる期間における市町村たばこ税の税率は、それぞれ次に定める税率とすること。

(ア) 平成30年10月1日から令和2年9月30日まで 1,000本につき5,692円

(イ) 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 1,000本につき6,122円

(ウ) 令和3年10月1日以後 1,000本につき6,552円

(2) 加熱式たばこの課税方式について、以下の措置を講ずることとした。

ア 製造たばこの区分として「加熱式たばこ」の区分を設けること。

イ 加熱式たばこの喫煙用具であって、加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物が充填されたもの（一定の者により売渡しされたもの等に限る。）を製造たばことみなして地方税法の規定を適用し、この場合の製造たばこの区分を加熱式たばことすること。

ウ 加熱式たばこの課税標準を次の(ア)及び(イ)のとおり換算した紙巻たばこの本数の合計数とすること。

(ア) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の一定の物品の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算すること。

(イ) 加熱式たばこの小売価格を、紙巻たばこの1本の金額に相当する金額をもって、紙巻たばこの0.5本に換算すること。

エ ウの換算方法は段階的に導入することとし、次に掲げる期間における加熱式たばこの課税標準は、それぞれ次に定めるとおりとすること。

(ア) 平成30年10月1日から令和元年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じた本数の合計数

(イ) 令和元年10月1日から令和2年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.4を乗じた本数の合計数

(ウ) 令和2年10月1日から令和3年9月30日まで 現行の方法によこの本数に0.4を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.6を乗じた本数の合計数

(エ) 令和3年10月1日から令和4年9月30日まで 現行の方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じた本数及びウの方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じた本数の合計数

(3) 次に掲げる日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する一定の卸売販売

業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした。

ア 平成30年10月1日

イ 令和2年10月1日

ウ 令和3年10月1日

6 自動車取得税

(1) 免税点を50万円とする特例措置の適用期限を令和元年9月30日まで延長することとした。

(2) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。

ア 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置又は車線逸脱警報装置のいずれか2以上を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（(エ)に掲げるトラックにあっては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずること。

(ア) 車両総重量が5トン以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車線逸脱警報装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

(イ) 車両総重量が5トンを超え12トン以下のバス等であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上若しくは公境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）、平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(ウ) 車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

(エ) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準又は平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれか2以上に適合するもの

イ 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準及び平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のい

れにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずること。

ウ バス等及び車両総重量が3.5トンを超え22トン以下のトラックであって、平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成31年3月31日（車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックにあつては、平成30年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から175万円を控除する特例措置を講ずること。

7 軽油引取税

(1) 次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで延長することとした。

ア 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

イ 自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

ウ 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

エ 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

オ 木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

(2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで延長することとした。

(3) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品又は役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和3年3月31日まで延長することとした。

8 地方税関係手続用電子情報処理組織による地方税関係申告等の特例等

(1) 地方税関係法令に基づき地方団体の長に対して行われる申告等について、地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行わせることができるものとする規定を整備することとした。

- (2) 地方税関係法令に基づき行政機関の長の間で行う通知については，地方税関係手続用電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする規定を整備することとした。
- (3) 地方団体は，法人の事業税その他の地方税等のうち，一定の方法で納付又は納入されるものの収納の事務については，機構に行わせるものとする事とした。

<Ⅲ：地方税法等の一部を改正する法律に関する事項>

平成27年改正法において講じた紙巻たばこ3級品に係る道府県たばこ税及び市町村たばこ税の税率の経過措置について，平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率は，令和元年9月30日まで適用を延長することとした。

県税条例の改正等

【鹿児島県税条例の一部改正（平成30年3月31日条例第34号）】

平成30年度税制改正における地方税法の一部改正に伴い、早急に所要の改正を行う必要があったため、専決処分により改正を行った。

1 鹿児島県税条例の一部改正

- (1) 法人事業税
ガス中小事業者が行う製造及び小売に係る事業について、従来の収入金額課税から通常の課税方式に見直し
- (2) 不動産取得税
ア 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例（1/2）について、適用期間を延長（H30.4.1～H33.3.31まで）
イ 住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の税率の特例（4%→3%）について、適用期間を延長（H30.4.1～H33.3.31まで）
- (3) その他所要の規定の整備

<施行期日> 平成30年4月1日

【鹿児島県税条例の一部改正（平成30年6月29日条例第36号）】

平成30年度税制改正における地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

1 鹿児島県税条例の一部改正

- (1) 加熱式たばこに係る課税標準の規定の追加
「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法とする。
（5年間かけて段階的に移行：H30.10.1, R1.10.1, R2.10.1, R3.10.1, R4.10.1）
- (2) 税率の改正
紙巻たばこ1,000本につき、
（現行）860円→（H30.10.1～）930円
（R2.10.1～）1,000円
（R3.10.1～）1,070円
- (3) 旧3級品の紙巻たばこの税率の引上げ時期の変更
（現行）H31.4.1引上げ→（改正後）R1.10.1引上げ
- (4) その他所要の規定の整備

<施行期日> 平成30年10月1日、令和元年10月1日、令和2年10月1日、令和3年10月1日、令和4年10月1日（一部は平成30年6月29日。）

【地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正（平成30年10月12日条例第40号）】

地域再生法の一部改正に伴い、所要の改正を行った。

1 地方活力向上地域における県税の特別措置に関する条例の一部改正

- (1) 事業税，不動産取得税及び固定資産税（大規模償却資産）に係る特別措置の変更
- | 特別措置の対象 | 現 行 | 改正後 |
|--------------------------------|-------|--------|
| ア 本社等の東京23区からの移転：
（移転型事業） | 不均一課税 | → 課税免除 |
| イ 地方における企業の本社機能の拡充：
（拡充型事業） | 不均一課税 | → 変更なし |
- (2) 地域再生法における用語の改正に伴う改正等

< 施行期日 > 平成30年10月12日

2 県民の税負担状況

(1) 平成30年度県税の負担状況

区分 局・支庁	職員数 (A)	管内人口 (B)	管内世帯数 (C)	県税収入額 (D)	税外収入額 (E)	(D)+(E) (F)
	人	人	世帯	千円	千円	千円
県 計	170	1,612,800	728,126	149,484,436	144,055	149,628,491
鹿 児 島	56	674,290	307,514	90,869,656	56,760	90,926,416
鹿児島自動車税課	9	(1,612,800)	(728,126)	19,824,615	33,828	19,858,443
南 薩	11	129,127	57,935	4,084,017	7,352	4,091,369
北 薩	14	197,317	86,155	11,542,889	9,475	11,552,365
姶 良 ・ 伊 佐	14	236,115	104,380	9,665,056	9,913	9,674,970
大 隅	18	229,254	103,533	8,965,428	18,888	8,984,316
大隅曾於総務分室	3	—	—	—	—	—
熊 毛	9	40,905	19,682	1,322,151	2,596	1,324,747
大 島	12	105,792	48,927	3,210,623	5,243	3,215,865
徳之島町駐在 税 務 課	2 22	— —	— —	— —	— —	— —

- (注) 1 職員数は、平成31年3月31日現在、人口及び世帯数は、平成30年10月1日現在の人口による。
2 端数処理のため、計と内訳の合計は必ずしも一致しない。

(2) 県民の税負担の推移

区分 年度	職員数 (A)	県内人口 (B)	県内世帯数 (C)	県 税 (D)	国 税 (E)	市町村税 (F)	計 (D)+(E)+(F)=(G)
	人	人	世帯	千円	千円	千円	千円
13	260	1,782,960	722,855	145,163,288	303,129,000	175,826,175	624,118,463
14	261	1,778,968	728,064	126,902,940	276,258,000	172,589,075	575,750,015
15	262	1,774,354	733,930	123,569,439	272,147,000	167,352,211	563,068,650
16	260	1,768,732	738,825	124,444,519	285,154,000	168,659,171	578,257,690
17	260	1,753,144	724,823	128,951,792	290,351,000	174,899,509	594,202,301
18	256	1,743,021	730,086	134,248,535	298,475,000	177,097,690	609,821,225
19	230	1,731,639	732,828	151,023,548	281,791,000	191,094,991	623,909,539
20	230	1,719,832	735,826	143,073,024	259,927,000	191,720,182	594,720,206
21	232	1,711,089	739,182	125,835,563	247,657,000	184,606,847	558,099,410
22	226	1,706,428	729,330	122,772,701	249,775,000	185,767,255	558,314,956
23	227	1,698,659	733,125	118,792,131	250,965,000	188,165,206	557,922,337
24	233	1,689,511	735,299	122,428,678	254,508,000	186,077,846	563,014,524
25	190	1,680,319	737,391	125,392,215	259,142,000	189,170,216	573,704,431
26	186	1,668,273	738,778	127,497,617	281,398,376	191,351,981	600,247,974
27	172	1,679,502	805,329	143,745,616	315,166,559	190,883,498	653,322,175
28	173	1,637,073	725,987	147,272,118	309,856,204	195,336,642	652,464,964
29	173	1,624,801	726,924	149,127,229	314,878,567	198,432,548	662,438,344
30	170	1,612,800	728,126	149,484,436	308,078,568	199,283,002	656,846,006

- (注) 1 県内人口及び県内世帯数は各年10月1日現在の推計人口による。
2 県税、国税及び市町村税は、現年分・繰越分の合計で年度内に納められたものである。
国税については、熊本国税局、市町村税については、市町村の決算統計による。
3 県民所得の数値は、93SNAに準拠した推計値である。

職員1人当たり			人口1人当たり			1世帯当たり		
(D)/(A)	(E)/(A)	(F)/(A)	(D)/(B)	(E)/(B)	(F)/(B)	(D)/(C)	(E)/(C)	(F)/(C)
千円	千円	千円	円	円	円	円	円	円
879,320	847	880,168	92,686	89	92,776	205,300	198	205,498
1,622,672	1,014	1,623,686	134,763	84	134,848	295,498	185	295,682
2,202,735	3,759	2,206,494	12,292	21	12,313	27,227	46	27,273
371,274	668	371,943	31,628	57	31,685	70,493	127	70,620
824,492	677	825,169	58,499	48	58,547	133,978	110	134,088
690,361	708	691,069	40,934	42	40,976	92,595	95	92,690
498,079	1,049	499,129	39,107	82	39,189	86,595	182	86,777
—	—	—	—	—	—	—	—	—
146,906	288	147,194	32,322	63	32,386	67,176	132	67,308
267,552	437	267,989	30,348	50	30,398	65,621	107	65,728
—	—	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—

県税の1人当たり税額収入	県民1人当たりの負担額		1世帯当たりの負担額		県民所得 (H)	県民所得に対する負担状況	
	(D)/(A)	(D)/(B)	(G)/(B)	(D)/(C)		(G)/(C)	(D)/(H)
千円	円	円	円	円	百万円	%	%
558,320	81,417	350,046	200,819	863,408	4,012,971	3.62	15.55
486,218	71,335	323,643	174,302	790,796	3,947,113	3.22	14.59
471,639	69,642	317,337	168,367	767,197	3,914,671	3.16	14.38
478,633	70,358	326,933	168,436	782,672	3,909,300	3.18	14.79
495,968	73,555	338,935	177,908	819,790	3,963,568	3.25	14.99
524,408	77,021	349,865	183,880	835,273	3,979,294	3.37	15.32
656,624	87,214	360,300	206,083	851,372	4,071,882	3.71	15.32
622,057	83,190	345,801	194,439	808,235	3,868,898	3.70	15.37
542,395	73,541	326,166	170,236	755,023	3,768,592	3.34	14.81
543,242	71,947	327,183	168,336	765,518	—	—	—
524,469	69,933	328,449	162,035	761,019	—	—	—
525,445	72,464	333,241	166,502	765,695	—	—	—
659,959	74,624	341,426	170,048	778,019	—	—	—
685,471	76,425	359,802	172,579	812,488	—	—	—
856,233	87,688	388,998	182,872	811,249	—	—	—
851,284	89,961	398,556	202,858	898,728	—	—	—
862,007	91,782	407,704	205,148	911,290	—	—	—
879,320	92,686	407,271	205,300	902,105	—	—	—

3 平成30年度都道府県税決算見込

合計

都道府県名	調定額 (2018年度)				調定額の前年比				収入額 (2018年度)				収入額の前年比				収入歩合 (2018年度)				収入歩合 (2017年度)					
	現年	滞繰	計	現年	現年	滞繰	計	現年	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	594,770,738	10,143,269	604,914,007	614,224,309	11,198,118	625,422,427	96.8	90.6	96.7	591,306,563	4,121,596	595,428,159	609,837,945	4,327,931	614,165,876	97.0	95.2	96.9	99.4	40.6	98.4	99.3	38.6	98.2	98.2	98.2
青森県	142,935,477	1,918,659	144,854,136	184,267,082	2,128,181	186,395,263	77.6	90.2	77.7	142,383,389	547,090	142,930,479	183,703,237	557,662	184,260,899	77.5	98.1	77.6	99.6	28.5	98.7	99.7	26.2	98.9	98.9	98.9
岩手県	134,350,468	1,698,882	136,049,350	131,268,289	1,786,302	133,054,591	102.3	95.1	102.3	133,425,071	801,755	134,226,826	130,462,336	827,709	131,290,045	102.3	96.9	102.2	99.3	47.2	98.7	99.4	46.3	98.7	98.7	98.7
宮城県	298,933,453	3,663,432	302,596,885	313,759,142	4,129,295	317,888,437	95.3	88.7	95.2	297,717,299	1,315,495	299,032,794	312,293,229	1,543,910	313,837,139	95.3	85.2	95.3	99.6	35.9	98.8	99.5	37.4	98.7	98.7	98.7
秋田県	92,335,256	1,277,337	93,612,593	90,575,603	1,458,487	92,034,090	101.9	87.6	101.7	92,053,578	362,119	92,415,897	90,251,152	384,611	90,635,763	102.0	94.2	102.0	99.7	28.4	98.7	99.6	26.4	98.5	98.5	98.5
山形県	111,698,430	1,300,688	112,999,118	111,789,689	1,379,170	113,168,859	99.9	94.3	99.9	111,336,209	346,313	111,682,392	111,401,673	355,319	111,756,992	99.9	97.4	99.9	99.7	26.6	98.8	99.7	25.8	98.8	98.8	98.8
福島県	239,276,006	3,980,940	243,256,946	240,528,725	4,034,187	244,562,912	99.5	98.9	99.5	237,784,078	1,104,653	238,888,731	239,137,228	1,180,410	240,317,638	99.4	93.6	99.4	99.4	27.7	98.2	99.4	29.3	98.3	98.3	98.3
茨城県	383,109,643	5,091,662	388,201,305	377,890,437	6,027,620	383,918,057	101.4	84.5	101.1	381,277,866	1,694,432	382,972,298	376,092,494	1,875,587	377,968,081	101.4	90.3	101.3	99.5	33.3	98.7	99.5	31.1	98.5	98.5	98.5
栃木県	248,880,186	3,696,418	252,576,604	248,812,712	4,436,836	253,249,548	100.0	83.3	99.7	247,724,744	1,128,408	248,853,152	247,593,252	1,263,812	248,857,064	100.1	89.3	100.0	99.5	30.5	98.5	99.5	28.5	98.3	98.3	98.3
群馬県	248,622,084	3,848,727	252,470,811	243,693,548	4,211,674	247,910,293	102.0	91.3	101.8	247,615,226	958,156	248,573,382	242,608,802	1,036,940	243,645,742	102.1	92.4	102.0	99.6	24.9	98.5	99.6	24.6	98.3	98.3	98.3
埼玉県	768,153,312	14,621,294	782,774,606	783,943,362	18,094,759	802,038,121	98.0	80.8	97.6	762,938,492	5,637,959	768,576,451	778,236,217	6,267,907	784,504,124	98.0	89.9	98.0	99.3	32.4	98.2	99.3	34.6	97.8	97.8	97.8
千葉県	984,852,846	17,308,631	1,002,161,477	972,446,431	21,773,861	992,133,216	104.2	87.7	104.0	4,071,915,012	16,378,248	4,088,293,260	3,907,936,834	17,558,177	3,925,495,011	104.2	93.3	104.1	99.6	43.7	99.1	99.5	41.0	98.9	98.9	98.9
東京都	4,089,660,631	37,492,721	4,127,153,352	3,925,667,996	42,773,861	3,968,441,857	104.2	87.7	104.0	4,071,915,012	16,378,248	4,088,293,260	3,907,936,834	17,558,177	3,925,495,011	104.2	93.3	104.1	99.6	43.7	99.1	99.5	41.0	98.9	98.9	98.9
神奈川県	1,152,342,757	16,217,418	1,168,560,176	1,272,470,496	18,188,200	1,290,658,697	90.6	89.2	90.5	1,145,658,938	7,157,259	1,152,816,197	1,264,572,953	7,740,768	1,272,313,722	90.6	92.5	90.6	99.4	44.1	98.7	99.4	42.6	98.6	98.6	98.6
新潟県	260,672,468	2,500,225	263,172,693	265,682,338	2,721,334	268,403,672	98.1	91.9	98.1	260,023,988	699,976	260,723,964	264,904,039	761,415	265,665,454	98.2	91.9	98.1	99.8	28.0	99.1	99.7	28.0	99.0	99.0	99.0
富山県	140,817,913	2,472,453	143,290,365	139,156,017	2,638,336	141,794,353	101.2	93.7	101.1	140,003,266	930,548	140,933,813	138,251,492	950,802	139,202,294	101.3	97.9	101.2	99.4	37.6	98.4	99.3	36.0	98.2	98.2	98.2
石川県	155,007,547	2,397,661	157,405,492	149,779,648	2,607,522	152,387,170	103.5	92.0	103.3	154,210,979	811,877	155,022,856	149,011,791	809,412	149,821,203	103.5	100.3	103.5	99.5	33.9	98.5	99.5	31.0	98.3	98.3	98.3
福井県	117,971,060	1,496,907	119,467,967	112,957,987	1,679,430	114,637,417	104.4	89.1	104.2	117,644,656	452,209	118,096,865	112,570,714	462,691	113,033,405	104.5	97.7	104.5	99.7	30.2	98.9	99.7	27.6	98.6	98.6	98.6
山梨県	96,928,298	1,373,243	98,301,541	94,525,472	1,719,812	96,245,284	102.5	79.8	102.1	96,585,814	445,068	97,030,882	94,093,080	481,204	94,574,283	102.6	92.5	102.6	99.6	32.4	98.7	99.5	28.0	98.3	98.3	98.3
長野県	235,100,016	2,598,966	237,698,982	231,661,733	2,929,775	234,591,508	101.5	88.7	101.3	234,299,366	922,316	235,221,682	230,728,019	969,262	231,697,281	101.5	95.2	101.5	99.7	35.5	99.0	99.6	33.1	98.8	98.8	98.8
岐阜県	245,370,091	4,523,058	249,893,149	240,770,352	4,906,994	245,677,317	101.9	92.2	101.7	243,640,609	1,623,730	245,264,339	239,125,134	1,698,733	240,823,867	101.9	95.6	101.8	99.3	35.9	98.1	99.3	34.6	98.0	98.0	98.0
静岡県	483,488,431	6,742,248	490,230,679	498,735,452	7,822,855	506,558,307	96.9	86.2	96.8	481,601,661	2,248,168	483,849,820	496,507,571	5,825,631	498,980,968	97.0	90.9	97.0	99.6	33.3	98.7	99.6	31.6	98.5	98.5	98.5
愛知県	1,226,518,343	14,818,677	1,241,337,020	1,191,590,888	16,618,463	1,208,209,351	102.9	89.2	102.7	1,222,023,182	5,485,278	1,227,508,460	1,186,482,253	5,825,631	1,192,307,884	103.0	94.2	103.0	99.6	37.0	98.9	99.6	35.1	98.7	98.7	98.7
三重県	265,872,388	3,300,334	269,172,722	246,202,047	3,635,901	249,837,948	108.0	90.8	107.7	264,635,313	1,297,198	265,932,511	244,913,903	1,386,169	246,300,072	108.1	93.6	108.0	99.5	39.3	98.8	99.5	38.1	98.6	98.6	98.6
滋賀県	170,170,758	3,196,187	173,366,945	165,803,639	3,460,540	169,264,179	102.6	92.4	102.4	168,859,543	1,178,678	170,038,221	164,460,493	1,186,571	165,647,064	102.7	99.3	102.7	99.2	36.9	98.1	99.2	34.3	97.9	97.9	97.9
京都府	267,003,706	3,308,431	270,312,137	287,113,227	3,827,696	290,940,923	93.0	86.4	92.9	265,818,923	1,661,898	267,480,821	285,753,368	1,805,171	287,558,539	93.0	92.1	93.0	99.6	50.2	99.0	99.5	47.2	98.8	98.8	98.8
大阪府	1,454,664,544	17,393,370	1,472,057,915	1,493,909,085	20,634,409	1,514,543,494	97.4	84.3	97.2	1,450,646,798	6,306,033	1,456,952,831	1,492,953,857	6,901,032	1,499,854,889	97.2	91.4	97.1	99.7	36.3	99.0	99.9	33.4	99.0	99.0	99.0
兵庫県	710,290,944	10,625,609	720,916,553	723,724,075	11,840,331	735,564,406	98.1	89.7	98.0	707,319,321	3,325,579	710,649,900	720,289,146	3,587,710	723,876,906	98.2	92.4	98.2	99.6	31.3	98.6	99.5	30.3	98.4	98.4	98.4
奈良県	119,978,616	2,536,285	122,514,901	121,047,196	2,741,415	123,788,611	99.1	92.5	99.0	119,328,292	701,598	120,029,890	120,320,443	711,623	121,032,066	99.2	98.6	99.2	99.5	27.7	98.0	99.4	26.0	97.8	97.8	97.8
和歌山県	93,637,233	1,504,596	95,141,829	93,727,068	1,718,867	95,445,935	99.9	87.5	99.7	93,321,547	355,672	93,677,219	93,384,387	444,881	93,829,268	99.9	79.9	99.8	99.7	23.6	98.5	99.6	25.9	98.3	98.3	98.3
鳥取県	53,285,308	585,907	53,871,215	54,623,146	620,025	55,243,171	97.6	94.5	97.5	53,125,113	202,843	53,327,956	54,418,300	186,742	54,605,042	97.6	108.6	97.7	99.7	34.6	99.0	99.6	30.1	98.8	98.8	98.8
島根県	68,391,350	478,683	68,870,033	67,781,518	516,128	68,297,646	100.9	92.7	100.8	68,212,659	168,469	68,381,128	67,601,141	172,503	67,773,644	100.9	97.7	100.9	99.7	35.2	99.3	99.7	33.4	99.2	99.2	99.2
岡山県	234,304,365	3,203,529	237,507,894	238,201,867	3,607,817	241,809,684	98.4	88.8	98.2	233,187,076	1,232,396	234,419,472	237,021,202	1,303,772	238,324,974	98.4	94.5	98.4	99.5	38.5	98.7	99.5	36.1	98.6	98.6	98.6
広島県	332,974,955	5,291,836	338,266,791	346,289,291	5,530,177	351,819,468	96.2	95.7	96.1	331,007,343	1,948,164	332,955,507	343,977,638	1,987,645												

都道府県民税個人分（配当割）

（単位…額：千円、前年比・収入歩合：％）

都道府県名	調定額（2018年度）			調定額の前年比			収入額（2018年度）			収入額の前年比			収入歩合（2018年度）			収入歩合（2017年度）					
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰			
北海道	2,134,988	0	2,134,988	77.8	0.0	77.8	2,134,988	0	2,134,988	2,742,501	0	2,742,501	77.8	0.0	77.8	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
青森県	341,464	0	341,464	74.8	0.0	74.8	341,464	0	341,464	456,343	0	456,343	74.8	0.0	74.8	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
岩手県	404,063	0	404,063	81.9	0.0	81.9	404,063	0	404,063	493,076	0	493,076	81.9	0.0	81.9	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
宮城県	1,196,111	0	1,196,111	77.9	0.0	77.9	1,196,111	0	1,196,111	1,534,785	0	1,534,785	77.9	0.0	77.9	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
秋田県	307,141	0	307,141	71.3	0.0	71.3	307,141	0	307,141	430,545	0	430,545	71.3	0.0	71.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
山形県	454,211	0	454,211	78.3	0.0	78.3	454,211	0	454,211	579,745	0	579,745	78.3	0.0	78.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
福島県	969,636	0	969,636	76.2	0.0	76.2	969,636	0	969,636	1,271,852	0	1,271,852	76.2	0.0	76.2	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
茨城県	2,353,051	0	2,353,051	78.2	0.0	78.2	2,353,051	0	2,353,051	3,010,666	0	3,010,666	78.2	0.0	78.2	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
栃木県	1,530,303	0	1,530,303	76.3	0.0	76.3	1,530,303	0	1,530,303	2,004,583	0	2,004,583	76.3	0.0	76.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
群馬県	1,571,050	0	1,571,050	77.3	0.0	77.3	1,571,050	0	1,571,050	2,033,430	0	2,033,430	77.3	0.0	77.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
埼玉県	7,386,240	0	7,386,240	9,076,831	81.4	0.0	81.4	7,386,240	0	9,076,831	9,076,831	0	9,076,831	81.4	0.0	81.4	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	7,577,899	0	7,577,899	9,028,475	83.9	0.0	83.9	7,577,899	0	9,028,475	9,028,475	0	9,028,475	83.9	0.0	83.9	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
東京都	31,841,226	0	31,841,226	36,718,659	86.7	0.0	86.7	31,841,226	0	36,718,659	36,718,659	0	36,718,659	86.7	0.0	86.7	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	13,490,020	0	13,490,020	16,070,986	83.9	0.0	83.9	13,490,020	0	16,070,986	16,070,986	0	16,070,986	83.9	0.0	83.9	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	1,517,945	0	1,517,945	1,935,282	78.4	0.0	78.4	1,517,945	0	1,935,282	1,935,282	0	1,935,282	78.4	0.0	78.4	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
富山県	1,075,999	0	1,075,999	1,319,877	81.5	0.0	81.5	1,075,999	0	1,319,877	1,319,877	0	1,319,877	81.5	0.0	81.5	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
石川県	910,079	0	910,079	1,085,525	83.8	0.0	83.8	910,079	0	1,085,525	1,085,525	0	1,085,525	83.8	0.0	83.8	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福井県	716,174	0	716,174	901,718	79.4	0.0	79.4	716,174	0	901,718	901,718	0	901,718	79.4	0.0	79.4	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	628,919	0	628,919	742,156	84.7	0.0	84.7	628,919	0	742,156	742,156	0	742,156	84.7	0.0	84.7	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
長野県	1,537,480	0	1,537,480	1,859,906	82.7	0.0	82.7	1,537,480	0	1,859,906	1,859,906	0	1,859,906	82.7	0.0	82.7	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	1,828,766	0	1,828,766	2,293,649	79.7	0.0	79.7	1,828,766	0	2,293,649	2,293,649	0	2,293,649	79.7	0.0	79.7	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	3,468,265	0	3,468,265	4,458,869	77.8	0.0	77.8	3,468,265	0	4,458,869	4,458,869	0	4,458,869	77.8	0.0	77.8	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	12,583,061	0	12,583,061	14,554,928	86.5	0.0	86.5	12,583,061	0	14,554,928	14,554,928	0	14,554,928	86.5	0.0	86.5	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
三重県	1,994,017	0	1,994,017	2,534,298	78.7	0.0	78.7	1,994,017	0	2,534,298	2,534,298	0	2,534,298	78.7	0.0	78.7	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	1,307,002	0	1,307,002	1,550,322	84.3	0.0	84.3	1,307,002	0	1,550,322	1,550,322	0	1,550,322	84.3	0.0	84.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
京都府	3,721,506	0	3,721,506	4,427,115	84.1	0.0	84.1	3,721,506	0	4,427,115	4,427,115	0	4,427,115	84.1	0.0	84.1	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	11,910,194	0	11,910,194	14,930,971	79.8	0.0	79.8	11,910,194	0	14,930,971	14,930,971	0	14,930,971	79.8	0.0	79.8	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	9,069,284	0	9,069,284	10,862,764	83.5	0.0	83.5	9,069,284	0	10,862,764	10,862,764	0	10,862,764	83.5	0.0	83.5	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	2,479,570	0	2,479,570	2,976,522	83.3	0.0	83.3	2,479,570	0	2,976,522	2,976,522	0	2,976,522	83.3	0.0	83.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	1,063,407	0	1,063,407	1,355,039	78.5	0.0	78.5	1,063,407	0	1,355,039	1,355,039	0	1,355,039	78.5	0.0	78.5	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	382,352	0	382,352	507,642	75.3	0.0	75.3	382,352	0	507,642	507,642	0	507,642	75.3	0.0	75.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
島根県	407,658	0	407,658	508,169	80.2	0.0	80.2	407,658	0	508,169	508,169	0	508,169	80.2	0.0	80.2	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	1,883,126	0	1,883,126	2,469,711	76.2	0.0	76.2	1,883,126	0	2,469,711	2,469,711	0	2,469,711	76.2	0.0	76.2	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
広島県	2,683,844	0	2,683,844	3,315,960	80.9	0.0	80.9	2,683,844	0	3,315,960	3,315,960	0	3,315,960	80.9	0.0	80.9	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
山口県	1,117,838	0	1,117,838	1,460,947	76.5	0.0	76.5	1,117,838	0	1,460,947	1,460,947	0	1,460,947	76.5	0.0	76.5	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,104,718	0	1,104,718	1,354,664	81.5	0.0	81.5	1,104,718	0	1,354,664	1,354,664	0	1,354,664	81.5	0.0	81.5	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
香川県	1,182,536	0	1,182,536	1,498,724	78.9	0.0	78.9	1,182,536	0	1,498,724	1,498,724	0	1,498,724	78.9	0.0	78.9	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	1,031,769	0	1,031,769	1,326,049	77.8	0.0	77.8	1,031,769	0	1,326,049	1,326,049	0	1,326,049	77.8	0.0	77.8	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
高知県	437,874	0	437,874	574,094	76.3	0.0	76.3	437,874	0	574,094	574,094	0	574,094	76.3	0.0	76.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	3,678,222	0	3,678,222	4,840,883	76.0	0.0	76.0	3,678,222	0	4,840,883	4,840,883	0	4,840,883	76.0	0.0	76.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	349,759	0	349,759	491,981	71.1	0.0	71.1	349,759	0	491,981	491,981	0	491,981	71.1	0.0	71.1	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	548,588	0	548,588	787,338	69.7	0.0	69.7	548,588	0	787,338	787,338	0	787,338	69.7	0.0	69.7	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	741,247	0	741,247	1,039,404	71.3	0.0	71.3	741,247	0	1,039,404	1,039,404	0	1,039,404	71.3	0.0	71.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
大分県	537,230	0	537,230	644,702	83.3	0.0	83.3	537,230	0	644,702	644,702	0	644,702	83.3	0.0	83.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	377,905	0	377,905	510,827	74.0	0.0	74.0	377,905	0	510,827	510,827	0	510,827	74.0	0.0	74.0	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	523,091	0	523,091	660,629	79.2	0.0	79.2	523,091	0	660,629	660,629	0	660,629	79.2	0.0	79.2	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	336,728	0	336,728	493,181	68.3	0.0	68.3	336,728	0	493,181	493,181	0	493,181	68.3	0.0	68.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0
合計	144,693,555	0	144,693,555	175,726,323	82.3	0.0	82.3	144,693,555	0	175,726,323	175,726,323	0	175,726,323	82.3	0.0	82.3	100.0	0.0	100.0	0.0	100.0

都道府県民税個人分（株式等譲渡所得割）

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2018年度)			調定額の前年比			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2018年度)			収入歩合 (2017年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	1,842,211	0	1,842,211	66.3	0.0	66.3	1,842,211	0	1,842,211	2,779,279	0	2,779,279	66.3	0.0	66.3	1,000.0	0.0	100.0
青森県	273,429	0	273,429	67.0	0.0	67.0	273,429	0	273,429	407,890	0	407,890	67.0	0.0	67.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	375,689	0	375,689	65.7	0.0	65.7	375,689	0	375,689	571,544	0	571,544	65.7	0.0	65.7	100.0	0.0	100.0
宮城県	1,024,209	0	1,024,209	65.5	0.0	65.5	1,024,209	0	1,024,209	1,564,051	0	1,564,051	65.5	0.0	65.5	100.0	0.0	100.0
秋田県	275,824	0	275,824	68.4	0.0	68.4	275,824	0	275,824	403,258	0	403,258	68.4	0.0	68.4	100.0	0.0	100.0
山形県	411,163	0	411,163	69.4	0.0	69.4	411,163	0	411,163	592,141	0	592,141	69.4	0.0	69.4	100.0	0.0	100.0
福島県	760,657	0	760,657	63.3	0.0	63.3	760,657	0	760,657	1,202,570	0	1,202,570	63.3	0.0	63.3	100.0	0.0	100.0
茨城県	2,028,064	0	2,028,064	67.8	0.0	67.8	2,028,064	0	2,028,064	2,990,833	0	2,990,833	67.8	0.0	67.8	100.0	0.0	100.0
栃木県	1,379,215	0	1,379,215	64.8	0.0	64.8	1,379,215	0	1,379,215	2,129,854	0	2,129,854	64.8	0.0	64.8	100.0	0.0	100.0
群馬県	1,305,032	0	1,305,032	62.6	0.0	62.6	1,305,032	0	1,305,032	2,084,671	0	2,084,671	62.6	0.0	62.6	100.0	0.0	100.0
埼玉県	6,786,080	0	6,786,080	68.3	0.0	68.3	6,786,080	0	6,786,080	9,935,339	0	9,935,339	68.3	0.0	68.3	100.0	0.0	100.0
千葉県	6,975,009	0	6,975,009	66.1	0.0	66.1	6,975,009	0	6,975,009	10,560,185	0	10,560,185	66.1	0.0	66.1	100.0	0.0	100.0
東京都	25,950,037	0	25,950,037	70.2	0.0	70.2	25,950,037	0	25,950,037	36,966,997	0	36,966,997	70.2	0.0	70.2	100.0	0.0	100.0
神奈川県	11,825,881	0	11,825,881	68.1	0.0	68.1	11,825,881	0	11,825,881	17,353,506	0	17,353,506	68.1	0.0	68.1	100.0	0.0	100.0
新潟県	1,172,988	0	1,172,988	63.0	0.0	63.0	1,172,988	0	1,172,988	1,860,946	0	1,860,946	63.0	0.0	63.0	100.0	0.0	100.0
富山県	899,151	0	899,151	67.1	0.0	67.1	899,151	0	899,151	1,340,757	0	1,340,757	67.1	0.0	67.1	100.0	0.0	100.0
石川県	907,538	0	907,538	58.3	0.0	58.3	907,538	0	907,538	1,557,110	0	1,557,110	58.3	0.0	58.3	100.0	0.0	100.0
福井県	616,540	0	616,540	65.4	0.0	65.4	616,540	0	616,540	942,400	0	942,400	65.4	0.0	65.4	100.0	0.0	100.0
山梨県	527,665	0	527,665	65.5	0.0	65.5	527,665	0	527,665	805,919	0	805,919	65.5	0.0	65.5	100.0	0.0	100.0
長野県	1,288,462	0	1,288,462	63.8	0.0	63.8	1,288,462	0	1,288,462	2,020,840	0	2,020,840	63.8	0.0	63.8	100.0	0.0	100.0
岐阜県	1,556,825	0	1,556,825	68.3	0.0	68.3	1,556,825	0	1,556,825	2,280,389	0	2,280,389	68.3	0.0	68.3	100.0	0.0	100.0
静岡県	3,464,713	0	3,464,713	66.3	0.0	66.3	3,464,713	0	3,464,713	5,229,235	0	5,229,235	66.3	0.0	66.3	100.0	0.0	100.0
愛知県	9,538,365	0	9,538,365	67.7	0.0	67.7	9,538,365	0	9,538,365	14,083,723	0	14,083,723	67.7	0.0	67.7	100.0	0.0	100.0
三重県	1,600,796	0	1,600,796	63.8	0.0	63.8	1,600,796	0	1,600,796	2,510,914	0	2,510,914	63.8	0.0	63.8	100.0	0.0	100.0
滋賀県	1,209,333	0	1,209,333	64.2	0.0	64.2	1,209,333	0	1,209,333	1,882,539	0	1,882,539	64.2	0.0	64.2	100.0	0.0	100.0
京都府	2,840,369	0	2,840,369	64.6	0.0	64.6	2,840,369	0	2,840,369	4,395,487	0	4,395,487	64.6	0.0	64.6	100.0	0.0	100.0
大阪府	10,100,939	0	10,100,939	66.7	0.0	66.7	10,100,939	0	10,100,939	15,145,831	0	15,145,831	66.7	0.0	66.7	100.0	0.0	100.0
兵庫県	7,171,997	0	7,171,997	65.3	0.0	65.3	7,171,997	0	7,171,997	10,985,299	0	10,985,299	65.3	0.0	65.3	100.0	0.0	100.0
奈良県	1,990,024	0	1,990,024	66.8	0.0	66.8	1,990,024	0	1,990,024	2,977,915	0	2,977,915	66.8	0.0	66.8	100.0	0.0	100.0
和歌山県	885,058	0	885,058	67.0	0.0	67.0	885,058	0	885,058	1,320,111	0	1,320,111	67.0	0.0	67.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	298,870	0	298,870	54.0	0.0	54.0	298,870	0	298,870	553,379	0	553,379	54.0	0.0	54.0	100.0	0.0	100.0
島根県	352,021	0	352,021	79.1	0.0	79.1	352,021	0	352,021	445,124	0	445,124	79.1	0.0	79.1	100.0	0.0	100.0
岡山県	1,526,470	0	1,526,470	64.3	0.0	64.3	1,526,470	0	1,526,470	2,372,776	0	2,372,776	64.3	0.0	64.3	100.0	0.0	100.0
広島県	1,939,893	0	1,939,893	62.6	0.0	62.6	1,939,893	0	1,939,893	3,098,394	0	3,098,394	62.6	0.0	62.6	100.0	0.0	100.0
山口県	1,015,712	0	1,015,712	65.4	0.0	65.4	1,015,712	0	1,015,712	1,552,259	0	1,552,259	65.4	0.0	65.4	100.0	0.0	100.0
徳島県	954,044	0	954,044	71.3	0.0	71.3	954,044	0	954,044	1,338,506	0	1,338,506	71.3	0.0	71.3	100.0	0.0	100.0
香川県	876,948	0	876,948	61.6	0.0	61.6	876,948	0	876,948	1,422,570	0	1,422,570	61.6	0.0	61.6	100.0	0.0	100.0
愛媛県	868,236	0	868,236	59.4	0.0	59.4	868,236	0	868,236	1,461,153	0	1,461,153	59.4	0.0	59.4	100.0	0.0	100.0
高知県	395,134	0	395,134	61.0	0.0	61.0	395,134	0	395,134	647,762	0	647,762	61.0	0.0	61.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	3,371,022	0	3,371,022	65.7	0.0	65.7	3,371,022	0	3,371,022	5,133,840	0	5,133,840	65.7	0.0	65.7	100.0	0.0	100.0
佐賀県	326,482	0	326,482	65.3	0.0	65.3	326,482	0	326,482	500,099	0	500,099	65.3	0.0	65.3	100.0	0.0	100.0
長崎県	558,706	0	558,706	68.7	0.0	68.7	558,706	0	558,706	812,715	0	812,715	68.7	0.0	68.7	100.0	0.0	100.0
熊本県	720,991	0	720,991	61.0	0.0	61.0	720,991	0	720,991	1,181,347	0	1,181,347	61.0	0.0	61.0	100.0	0.0	100.0
大分県	486,816	0	486,816	65.7	0.0	65.7	486,816	0	486,816	741,175	0	741,175	65.7	0.0	65.7	100.0	0.0	100.0
宮崎県	352,500	0	352,500	59.2	0.0	59.2	352,500	0	352,500	595,040	0	595,040	59.2	0.0	59.2	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	465,361	0	465,361	60.8	0.0	60.8	465,361	0	465,361	765,876	0	765,876	60.8	0.0	60.8	100.0	0.0	100.0
沖縄県	320,829	0	320,829	58.1	0.0	58.1	320,829	0	320,829	552,078	0	552,078	58.1	0.0	58.1	100.0	0.0	100.0
合計	121,813,298	0	121,813,298	66.9	0.0	66.9	121,813,298	0	121,813,298	182,055,626	0	182,055,626	66.9	0.0	66.9	100.0	0.0	100.0

都道府県民税法人分

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2018年度			2017年度			2018年度			2017年度			収入額の前年比			収入歩合			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	19,840,170	124,018	19,964,188	19,378,084	139,126	19,517,210	102.4	89.1	102.3	19,776,939	19,311,740	50,811	19,362,551	102.4	62.6	102.3	99.7	25.7	99.2
青森県	3,923,537	8,524	3,932,061	3,908,748	11,313	3,920,061	100.4	75.3	100.3	3,918,675	3,903,831	4,211	3,908,042	100.4	84.8	100.4	99.9	41.9	99.8
岩手県	5,477,710	12,357	5,490,067	5,031,056	9,916	5,040,972	108.9	124.6	108.9	5,470,864	5,022,483	5,165	5,027,648	108.9	111.4	108.9	99.9	46.5	99.8
宮城県	14,053,336	23,340	14,076,676	13,305,672	26,755	13,332,427	105.6	87.2	105.6	14,035,272	13,290,117	10,829	13,300,946	105.6	76.2	105.6	99.9	35.4	99.8
秋田県	3,269,392	10,997	3,280,389	3,109,850	13,096	3,122,945	105.1	87.0	105.0	3,266,033	3,105,809	3,444	3,109,253	105.2	92.8	105.1	99.9	29.1	99.7
山形県	4,149,196	13,184	4,162,380	4,085,867	16,999	4,102,866	101.5	74.6	101.5	4,140,393	4,080,849	5,090	4,085,939	101.5	83.9	101.4	99.8	32.4	99.6
福島県	8,879,968	61,286	8,941,254	8,668,045	56,742	8,724,787	102.4	108.0	102.5	8,820,650	8,645,956	12,064	8,658,020	102.0	92.2	102.0	99.3	18.1	98.8
茨城県	14,096,967	47,910	14,144,877	13,446,389	59,964	13,506,353	104.8	79.9	104.7	14,074,594	13,424,813	21,652	13,446,465	104.8	68.9	104.8	99.8	31.1	99.6
栃木県	10,684,427	21,834	10,706,261	11,096,657	32,302	11,128,959	96.3	67.6	96.2	10,670,746	11,084,106	7,105	11,091,211	96.3	74.7	96.3	99.7	24.3	99.7
群馬県	11,712,981	24,923	11,737,904	11,068,460	17,408	11,085,868	105.8	143.2	105.9	11,698,256	11,050,673	6,017	11,056,690	105.9	122.7	105.9	99.9	29.6	99.7
埼玉県	26,814,058	83,447	26,897,505	25,972,406	139,143	26,070,549	103.2	85.0	103.2	26,774,334	23,922,691	33,522	25,956,213	103.3	94.2	103.3	99.7	37.8	99.7
千葉県	24,317,865	134,894	24,452,759	23,656,109	138,718	23,794,827	102.8	97.2	102.8	24,246,052	23,597,887	44,859	23,642,746	102.7	90.0	102.7	99.9	39.9	99.3
東京都	252,780,836	1,604,290	254,385,126	223,302,192	2,002,722	225,304,914	113.2	80.1	112.9	252,273,773	222,823,639	373,556	223,197,195	113.2	87.0	113.2	99.8	20.3	99.3
神奈川県	44,656,529	161,455	44,817,985	42,331,543	172,867	42,504,410	105.5	93.4	105.4	44,697,314	42,379,095	43,529	42,422,624	105.5	104.1	105.5	100.1	28.1	99.8
新潟県	9,764,598	10,580	9,775,178	9,048,696	14,611	9,063,307	107.9	72.4	107.9	9,750,477	9,042,916	4,260	9,047,176	107.8	90.3	107.8	99.9	36.3	99.8
富山県	5,255,437	16,547	5,271,985	4,867,134	16,152	4,883,287	108.0	102.4	108.0	5,246,976	4,861,078	4,126	4,865,204	107.9	117.3	107.9	99.8	29.3	99.6
石川県	6,970,028	41,552	7,011,580	6,217,728	42,073	6,259,801	112.1	98.8	112.0	6,959,080	6,209,250	7,018	6,216,268	112.1	90.1	112.1	99.8	15.2	99.3
福井県	4,189,171	17,818	4,206,989	3,661,292	19,951	3,681,243	114.4	89.3	114.3	4,185,824	3,656,995	3,867	3,660,862	114.5	92.0	114.4	99.9	20.0	99.6
山梨県	5,503,296	18,972	5,522,268	4,611,431	26,310	4,637,741	119.3	72.1	119.1	5,497,676	4,605,882	7,116	4,612,998	119.4	68.2	119.3	99.9	25.6	99.6
長野県	9,453,111	28,799	9,481,910	8,754,057	29,117	8,783,174	108.0	98.9	108.0	9,444,988	8,740,008	10,157	8,750,165	108.1	87.8	108.0	99.9	31.0	99.7
岐阜県	9,045,851	82,858	9,128,709	8,197,106	80,331	8,277,437	110.4	103.1	110.3	9,028,908	8,168,350	16,528	8,184,878	110.5	105.6	110.5	99.9	21.1	99.1
静岡県	19,719,324	42,861	19,762,185	17,910,357	51,080	17,961,437	110.1	83.9	110.0	19,699,098	17,891,614	18,147	17,909,811	110.1	78.7	110.1	99.9	33.4	99.8
愛知県	67,346,989	110,613	67,457,602	53,662,411	121,761	53,784,172	125.5	90.4	125.4	67,422,870	53,734,511	44,462	53,778,973	125.5	81.0	125.4	100.1	32.7	100.0
三重県	11,551,765	25,163	11,576,928	8,441,729	30,215	8,471,944	136.8	83.3	136.7	11,542,311	8,431,647	8,991	8,440,638	136.9	71.5	136.8	99.9	25.6	99.8
滋賀県	8,000,035	23,728	8,023,763	7,223,458	35,864	7,259,322	110.8	66.2	110.5	7,994,013	7,215,961	8,534	7,224,495	110.8	89.5	110.8	99.9	32.2	99.7
京都府	14,728,209	89,589	14,817,798	11,878,665	99,355	11,978,020	124.0	90.2	123.7	14,790,643	11,909,773	18,578	11,928,351	124.2	108.8	124.2	100.4	22.6	100.0
大阪府	76,737,085	313,899	77,050,984	71,819,742	424,556	72,244,298	106.8	73.9	106.7	76,853,522	72,504,467	92,040	72,596,507	106.0	86.6	106.0	100.2	25.4	99.8
兵庫県	22,282,507	67,865	22,349,772	21,637,248	86,154	21,723,422	103.0	78.1	102.9	22,248,674	21,605,441	32,623	22,276,304	103.0	84.7	102.9	99.8	41.1	99.7
奈良県	3,585,252	16,453	3,601,705	3,590,352	19,518	3,609,870	99.9	84.3	99.8	3,581,579	3,585,923	3,929	3,589,852	99.9	75.1	99.9	99.9	17.9	99.5
和歌山県	3,533,334	5,017	3,538,351	3,309,170	5,865	3,315,035	106.8	85.5	106.7	3,531,024	3,307,213	1,537	3,308,750	106.8	90.7	106.8	99.9	27.8	99.8
鳥取県	2,016,090	2,053	2,018,143	2,050,221	1,724	2,051,945	98.3	119.1	98.4	2,014,705	2,048,643	853	2,049,496	98.3	47.1	98.3	99.9	19.6	99.8
島根県	2,576,498	8,438	2,584,936	2,493,320	10,283	2,503,603	103.3	82.1	103.2	2,573,895	2,491,103	2,896	2,493,999	103.3	160.5	103.4	99.9	55.1	99.8
岡山県	8,786,649	28,359	8,815,008	8,693,082	32,206	8,725,288	101.1	88.1	101.0	8,761,695	8,678,317	10,152	8,688,469	101.0	94.2	101.0	99.7	33.7	99.5
広島県	14,702,474	49,423	14,751,897	14,099,488	52,233	14,151,721	104.3	94.6	104.2	14,683,063	14,079,640	13,982	14,093,622	104.3	100.4	104.3	99.9	28.4	99.6
山口県	6,746,488	6,915	6,753,403	6,440,047	9,300	6,449,347	104.8	74.4	104.7	6,743,679	6,436,594	3,065	6,439,659	104.8	69.5	104.8	99.9	30.8	99.9
徳島県	3,550,702	17,572	3,568,274	3,390,952	15,571	3,406,523	104.7	112.9	104.7	3,548,611	3,385,547	2,703	3,388,250	104.8	74.2	104.8	99.9	11.4	99.5
香川県	5,353,968	25,785	5,379,773	5,541,253	23,756	5,565,009	96.6	108.5	96.7	5,343,181	5,530,461	5,042	5,535,503	96.6	133.0	96.6	99.8	26.0	99.4
愛媛県	6,061,511	11,985	6,073,496	6,155,808	13,372	6,169,180	98.5	98.6	98.4	6,056,173	6,149,599	3,978	6,153,577	98.5	120.1	98.5	99.9	39.9	99.8
高知県	2,356,940	2,619	2,359,559	2,321,685	5,480	2,327,165	101.5	47.8	101.4	2,353,178	2,320,176	1,762	2,321,938	101.4	82.5	101.4	99.8	55.5	99.8
福岡県	26,780,795	121,679	26,902,474	25,011,122	130,040	25,141,162	107.1	93.6	107.0	26,665,587	24,954,035	41,494	24,995,529	106.9	91.5	106.8	99.6	31.2	99.3
佐賀県	3,239,530	10,809	3,250,339	3,089,247	11,283	3,100,530	104.9	95.8	104.8	3,234,514	3,084,972	3,650	3,088,622	104.8	117.9	104.9	99.8	39.8	99.6
長崎県	4,572,639	9,485	4,582,124	4,511,773	11,525	4,523,298	101.3	82.3	101.3	4,566,039	4,506,327	4,359	4,510,686	101.3	77.4	101.3	99.9	35.6	99.7
熊本県	6,987,660	13,409	7,001,069	6,601,381	16,882	6,618,263	105.9	79.4	105.8	6,975,328	6,593,408	8,856	6,602,264	105.8	77.7	105.8	99.7	51.3	99.7
大分県	4,450,133	33,490	4,483,632	4,295,700	32,432	4,328,132	103.6	103.3	103.6	4,438,156	4,286,733	5,122	4,291,855	103.5	62.0	103.5	99.7	9.5	99.1
宮崎県	3,596,902	19,120	3,616,023	3,373,699	20,956	3,394,655	106.6	91.2	106.5	3,589,359	3,366,037	7,246	3,373,283	106.6	29.7	106.5	99.8	11.2	99.3
鹿児島県	5,509,113	21,348	5,530,461	5,516,995	19,840	5,536,835	99.9	107.6	99.9	5,486,185	5,504,546	7,245	5,511,791	99.7	90.9	99.7	99.6	30.9	99.3
沖縄県	5,236,204	42,717	5,278,921	4,816,295	15,640	4,831,935	108.7	273.1	109.3	5,257,457	4,811,443	5,263	4,816,706	109.3	673.2	109.3	99.9	100.3	99.9
合計	834,847,279	3,668,789	838,516,070	761,593,722	4,321,508	765,915,230	109.6	84.9	1										

都道府県民税利子割

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2018年度)				調定額の前年比				収入額 (2018年度)				収入額の前年比				収入歩合 (2018年度)				収入歩合 (2017年度)									
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
	1,549,007	0	1,549,007	79.7	0.0	79.7	1,944,639	0	1,944,639	1,549,007	0	1,549,007	79.7	0.0	79.7	1,944,639	0	1,944,639	1,549,007	0	1,549,007	79.7	0.0	79.7	1,944,639	0	1,944,639	1,549,007	0	1,549,007
北海道	1,549,007	0	1,549,007	79.7	0.0	79.7	1,944,639	0	1,944,639	1,549,007	0	1,549,007	79.7	0.0	79.7	1,944,639	0	1,944,639	1,549,007	0	1,549,007	79.7	0.0	79.7	1,944,639	0	1,944,639	1,549,007	0	1,549,007
青森県	349,452	0	349,452	81.5	0.0	81.5	428,747	0	428,747	349,452	0	349,452	81.5	0.0	81.5	428,747	0	428,747	349,452	0	349,452	81.5	0.0	81.5	428,747	0	428,747	349,452	0	349,452
岩手県	301,005	0	301,005	86.1	0.0	86.1	349,467	0	349,467	301,005	0	301,005	86.1	0.0	86.1	349,467	0	349,467	301,005	0	301,005	86.1	0.0	86.1	349,467	0	349,467	301,005	0	301,005
宮城県	558,375	0	558,375	83.5	0.0	83.5	669,059	0	669,059	558,375	0	558,375	83.5	0.0	83.5	669,059	0	669,059	558,375	0	558,375	83.5	0.0	83.5	669,059	0	669,059	558,375	0	558,375
秋田県	277,917	0	277,917	84.3	0.0	84.3	329,792	0	329,792	277,917	0	277,917	84.3	0.0	84.3	329,792	0	329,792	277,917	0	277,917	84.3	0.0	84.3	329,792	0	329,792	277,917	0	277,917
山形県	366,404	0	366,404	83.0	0.0	83.0	441,442	0	441,442	366,404	0	366,404	83.0	0.0	83.0	441,442	0	441,442	366,404	0	366,404	83.0	0.0	83.0	441,442	0	441,442	366,404	0	366,404
福島県	523,404	0	523,404	86.4	0.0	86.4	605,850	0	605,850	523,404	0	523,404	86.4	0.0	86.4	605,850	0	605,850	523,404	0	523,404	86.4	0.0	86.4	605,850	0	605,850	523,404	0	523,404
茨城県	995,520	0	995,520	99.0	0.0	99.0	1,005,558	0	1,005,558	995,520	0	995,520	99.0	0.0	99.0	1,005,558	0	1,005,558	995,520	0	995,520	99.0	0.0	99.0	1,005,558	0	1,005,558	995,520	0	995,520
栃木県	694,362	0	694,362	102.7	0.0	102.7	675,789	0	675,789	694,362	0	694,362	102.7	0.0	102.7	675,789	0	675,789	694,362	0	694,362	102.7	0.0	102.7	675,789	0	675,789	694,362	0	694,362
群馬県	706,858	0	706,858	93.6	0.0	93.6	755,229	0	755,229	706,858	0	706,858	93.6	0.0	93.6	755,229	0	755,229	706,858	0	706,858	93.6	0.0	93.6	755,229	0	755,229	706,858	0	706,858
埼玉県	2,583,939	0	2,583,939	95.4	0.0	95.4	2,709,933	0	2,709,933	2,583,939	0	2,583,939	95.4	0.0	95.4	2,709,933	0	2,709,933	2,583,939	0	2,583,939	95.4	0.0	95.4	2,709,933	0	2,709,933	2,583,939	0	2,583,939
千葉県	2,247,269	0	2,247,269	94.2	0.0	94.2	2,386,662	0	2,386,662	2,247,269	0	2,247,269	94.2	0.0	94.2	2,386,662	0	2,386,662	2,247,269	0	2,247,269	94.2	0.0	94.2	2,386,662	0	2,386,662	2,247,269	0	2,247,269
東京都	9,618,679	0	9,618,679	105.9	0.0	105.9	9,083,483	0	9,083,483	9,618,679	0	9,618,679	105.9	0.0	105.9	9,083,483	0	9,083,483	9,618,679	0	9,618,679	105.9	0.0	105.9	9,083,483	0	9,083,483	9,618,679	0	9,618,679
神奈川県	3,137,060	0	3,137,060	92.6	0.0	92.6	3,389,503	0	3,389,503	3,137,060	0	3,137,060	92.6	0.0	92.6	3,389,503	0	3,389,503	3,137,060	0	3,137,060	92.6	0.0	92.6	3,389,503	0	3,389,503	3,137,060	0	3,137,060
新潟県	727,931	0	727,931	89.9	0.0	89.9	809,362	0	809,362	727,931	0	727,931	89.9	0.0	89.9	809,362	0	809,362	727,931	0	727,931	89.9	0.0	89.9	809,362	0	809,362	727,931	0	727,931
富山県	461,110	0	461,110	81.4	0.0	81.4	566,631	0	566,631	461,110	0	461,110	81.4	0.0	81.4	566,631	0	566,631	461,110	0	461,110	81.4	0.0	81.4	566,631	0	566,631	461,110	0	461,110
石川県	437,851	0	437,851	83.4	0.0	83.4	524,709	0	524,709	437,851	0	437,851	83.4	0.0	83.4	524,709	0	524,709	437,851	0	437,851	83.4	0.0	83.4	524,709	0	524,709	437,851	0	437,851
福井県	359,611	0	359,611	79.6	0.0	79.6	451,935	0	451,935	359,611	0	359,611	79.6	0.0	79.6	451,935	0	451,935	359,611	0	359,611	79.6	0.0	79.6	451,935	0	451,935	359,611	0	359,611
山梨県	288,437	0	288,437	83.7	0.0	83.7	344,582	0	344,582	288,437	0	288,437	83.7	0.0	83.7	344,582	0	344,582	288,437	0	288,437	83.7	0.0	83.7	344,582	0	344,582	288,437	0	288,437
長野県	820,955	0	820,955	96.3	0.0	96.3	852,319	0	852,319	820,955	0	820,955	96.3	0.0	96.3	852,319	0	852,319	820,955	0	820,955	96.3	0.0	96.3	852,319	0	852,319	820,955	0	820,955
岐阜県	1,119,104	0	1,119,104	101.7	0.0	101.7	1,100,858	0	1,100,858	1,119,104	0	1,119,104	101.7	0.0	101.7	1,100,858	0	1,100,858	1,119,104	0	1,119,104	101.7	0.0	101.7	1,100,858	0	1,100,858	1,119,104	0	1,119,104
静岡県	1,778,700	0	1,778,700	97.8	0.0	97.8	1,818,800	0	1,818,800	1,778,700	0	1,778,700	97.8	0.0	97.8	1,818,800	0	1,818,800	1,778,700	0	1,778,700	97.8	0.0	97.8	1,818,800	0	1,818,800	1,778,700	0	1,778,700
愛知県	4,315,846	0	4,315,846	99.2	0.0	99.2	4,349,976	0	4,349,976	4,315,846	0	4,315,846	99.2	0.0	99.2	4,349,976	0	4,349,976	4,315,846	0	4,315,846	99.2	0.0	99.2	4,349,976	0	4,349,976	4,315,846	0	4,315,846
三重県	958,332	0	958,332	94.0	0.0	94.0	1,019,817	0	1,019,817	958,332	0	958,332	94.0	0.0	94.0	1,019,817	0	1,019,817	958,332	0	958,332	94.0	0.0	94.0	1,019,817	0	1,019,817	958,332	0	958,332
滋賀県	647,992	0	647,992	100.2	0.0	100.2	646,708	0	646,708	647,992	0	647,992	100.2	0.0	100.2	646,708	0	646,708	647,992	0	647,992	100.2	0.0	100.2	646,708	0	646,708	647,992	0	646,708
京都府	1,081,735	0	1,081,735	89.3	0.0	89.3	1,211,444	0	1,211,444	1,081,735	0	1,081,735	89.3	0.0	89.3	1,211,444	0	1,211,444	1,081,735	0	1,081,735	89.3	0.0	89.3	1,211,444	0	1,211,444	1,081,735	0	1,081,735
大阪府	4,920,603	0	4,920,603	93.3	0.0	93.3	5,272,984	0	5,272,984	4,920,603	0	4,920,603	93.3	0.0	93.3	5,272,984	0	5,272,984	4,920,603	0	4,920,603	93.3	0.0	93.3	5,272,984	0	5,272,984	4,920,603	0	4,920,603
兵庫県	2,945,694	0	2,945,694	95.6	0.0	95.6	3,080,568	0	3,080,568	2,945,694	0	2,945,694	95.6	0.0	95.6	3,080,568	0	3,080,568	2,945,694	0	2,945,694	95.6	0.0	95.6	3,080,568	0	3,080,568	2,945,694	0	2,945,694
奈良県	767,277	0	767,277	96.5	0.0	96.5	795,055	0	795,055	767,277	0	767,277	96.5	0.0	96.5	795,055	0	795,055	767,277	0	767,277	96.5	0.0	96.5	795,055	0	795,055	767,277	0	767,277
和歌山県	582,753	0	582,753	93.5	0.0	93.5	622,948	0	622,948	582,753	0	582,753	93.5	0.0	93.5	622,948	0	622,948	582,753	0	582,753	93.5	0.0	93.5	622,948	0	622,948	582,753	0	582,753
鳥取県	262,132	0	262,132	92.2	0.0	92.2	284,257	0	284,257	262,132	0	262,132	92.2	0.0	92.2	284,257	0	284,257	262,132	0	262,132	92.2	0.0	92.2	284,257	0	284,257	262,132	0	262,132
島根県	372,512	0	372,512	102.7	0.0	102.7	362,740	0	362,740	372,512	0	372,512	102.7	0.0	102.7	362,740	0	362,740	372,512	0	372,512	102.7	0.0	102.7	362,740	0	362,740	372,512	0	372,512
岡山県	873,855	0	873,855	86.0	0.0	86.0	1,015,982	0	1,015,982	873,855	0	873,855	86.0	0.0	86.0	1,015,982	0	1,015,982	873,855	0	873,855	86.0	0.0	86.0	1,015,982	0	1,015,982	873,855	0	873,855
広島県	1,382,273	0	1,382,273	85.4	0.0	85.4	1,619,484	0	1,619,484	1,382,273	0	1,382,273	85.4	0.																

事業税個人分

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2018年度				2017年度				2018年度				2017年度				収入額の前年比				収入歩合(2018年度)				収入歩合(2017年度)												
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
	1,409,415	240,221	5,149,636	4,617,831	266,549	4,884,380	106.3	90.1	105.4	4,794,207	54,873	4,849,080	4,545,094	96.7	22.8	94.2	98.4	22.4	94.3	97.1	37.2	16,893	988,265	970,060	989,736	100.1	85.9	99.9	960,504	967,816	962,701	97.7	22.8	94.2	98.4	22.4	94.3
北海道	4,909,415	240,221	5,149,636	4,617,831	266,549	4,884,380	106.3	90.1	105.4	4,794,207	54,873	4,849,080	4,545,094	96.7	22.8	94.2	98.4	22.4	94.3	97.1	37.2	16,893	988,265	970,060	989,736	100.1	85.9	99.9	960,504	967,816	962,701	97.7	22.8	94.2	98.4	22.4	94.3
青森県	971,372	16,893	988,265	970,060	19,676	989,736	100.1	85.9	99.9	960,504	7,312	967,816	962,701	97.1	43.3	97.9	99.2	46.7	98.2	98.9	37.4	9,188	971,889	998,998	998,998	100.0	79.6	99.6	989,998	998,998	989,998	97.9	43.3	97.9	99.2	46.7	98.2
岩手県	1,204,450	35,694	1,240,144	1,215,482	34,232	1,249,714	99.1	104.3	99.2	1,190,817	13,360	1,204,177	1,202,786	98.9	37.4	97.1	99.0	27.2	97.0	98.9	37.4	9,316	1,212,102	1,202,786	1,202,786	100.0	143.4	99.3	989,998	989,998	989,998	97.1	37.4	97.1	99.0	27.2	97.0
宮城県	3,266,991	108,613	3,375,604	3,301,674	86,060	3,387,734	98.9	126.2	99.6	3,218,963	35,099	3,254,062	3,244,778	98.5	32.3	96.4	98.3	38.4	96.8	98.5	32.3	33,007	3,277,785	3,244,778	3,244,778	100.0	106.3	99.3	989,998	989,998	989,998	97.1	32.3	96.4	98.3	38.4	96.8
秋田県	812,016	20,977	832,993	782,535	16,843	799,378	103.8	124.5	104.2	807,108	10,321	817,429	770,379	98.4	49.2	98.1	98.4	36.3	97.1	98.4	49.2	6,112	776,492	770,379	770,379	100.0	104.8	105.8	989,998	989,998	989,998	97.1	49.2	98.1	98.4	36.3	97.1
山形県	1,116,916	28,484	1,145,400	1,077,344	28,229	1,105,573	100.9	103.6	103.6	1,098,688	5,386	1,103,859	1,068,559	98.4	18.2	96.4	99.2	19.1	97.1	98.4	18.2	5,386	1,073,945	1,068,559	1,068,559	100.0	96.0	102.8	989,998	989,998	989,998	97.1	18.2	96.4	99.2	19.1	97.1
福島県	2,119,819	142,393	2,262,212	2,396,107	111,518	2,507,625	88.5	127.7	90.2	2,088,508	25,124	2,113,632	2,329,259	98.5	17.6	93.4	97.2	27.5	94.1	98.5	17.6	30,679	2,359,933	2,329,259	2,329,259	100.0	81.9	89.6	989,998	989,998	989,998	97.1	17.6	93.4	97.2	27.5	94.1
茨城県	3,154,749	106,324	3,261,073	3,129,746	124,342	3,254,088	100.8	85.5	100.2	3,118,831	26,758	3,145,589	3,097,921	98.9	25.2	96.5	99.0	17.5	95.9	98.9	25.2	21,704	3,119,625	3,097,921	3,097,921	100.0	123.3	100.8	989,998	989,998	989,998	97.1	25.2	96.5	99.0	17.5	95.9
栃木県	2,166,823	40,848	2,207,671	2,054,620	42,971	2,097,591	105.5	95.1	105.2	2,129,227	17,818	2,147,045	2,033,580	98.3	43.6	97.3	99.0	31.1	97.6	98.3	43.6	13,376	2,046,956	2,033,580	2,033,580	100.0	133.2	104.9	989,998	989,998	989,998	97.1	43.6	97.3	99.0	31.1	97.6
群馬県	2,053,672	58,507	2,112,179	1,931,201	71,621	2,002,822	106.3	81.7	105.5	2,046,344	10,232	2,056,576	1,919,397	99.6	17.5	97.4	99.4	17.7	96.5	99.6	17.5	12,705	1,932,102	1,919,397	1,919,397	100.0	80.5	106.4	999,999	999,999	999,999	97.1	17.5	97.4	99.4	17.7	96.5
埼玉県	13,318,785	247,687	13,566,472	12,946,722	287,905	13,234,627	102.9	88.0	102.5	13,177,325	110,300	13,287,625	12,813,029	98.9	44.5	97.9	99.0	39.3	97.7	98.9	44.5	113,123	12,926,152	12,813,029	12,813,029	100.0	97.5	102.8	989,998	989,998	989,998	97.1	44.5	97.9	99.0	39.3	97.7
千葉県	8,060,317	250,298	8,310,615	7,918,102	282,209	8,200,311	101.8	86.7	101.3	7,987,328	95,367	8,082,695	7,836,739	98.1	38.1	97.3	99.1	35.1	96.8	98.1	38.1	99,143	7,935,882	7,836,739	7,836,739	100.0	96.2	101.9	989,998	989,998	989,998	97.1	38.1	97.3	99.1	35.1	96.8
東京都	52,897,358	834,887	53,732,245	51,446,212	912,863	52,359,075	102.8	91.5	102.6	52,464,653	356,740	52,821,393	51,029,451	98.5	42.7	97.8	98.9	34.3	96.2	98.5	42.7	385,432	51,414,883	51,029,451	51,029,451	100.0	92.6	102.7	999,999	999,999	999,999	97.1	42.7	98.3	99.2	42.2	98.2
神奈川県	18,907,891	333,037	19,240,928	18,584,332	332,778	18,917,111	101.7	100.1	101.7	18,754,365	112,759	18,867,124	18,450,509	98.1	33.9	98.1	99.3	34.1	98.1	98.1	33.9	113,560	18,564,069	18,450,509	18,450,509	100.0	99.3	101.6	999,999	999,999	999,999	97.1	33.9	98.1	99.3	34.1	98.1
新潟県	2,177,920	66,027	2,243,927	2,133,426	81,987	2,215,413	102.1	80.5	101.3	2,165,442	16,786	2,182,228	2,106,706	99.4	25.4	97.3	98.7	21.1	95.9	99.4	25.4	17,326	2,124,032	2,106,706	2,106,706	100.0	96.9	102.7	999,999	999,999	999,999	97.1	25.4	97.3	98.7	21.1	95.9
富山県	1,200,821	77,199	1,278,020	1,192,876	82,717	1,275,593	100.7	93.3	100.2	1,188,312	12,724	1,201,036	1,181,695	99.0	16.5	94.0	99.1	12.6	93.5	99.0	16.5	10,458	1,192,153	1,181,695	1,181,695	100.0	121.7	100.7	999,999	999,999	999,999	97.1	16.5	94.0	99.1	12.6	93.5
石川県	1,571,694	56,459	1,628,153	1,510,674	53,254	1,563,928	104.0	106.0	104.1	1,537,570	19,375	1,556,945	1,486,720	98.6	34.3	95.6	98.4	34.2	96.2	98.6	34.3	18,235	1,504,955	1,486,720	1,486,720	100.0	106.3	103.5	999,999	999,999	999,999	97.1	34.3	95.6	98.4	34.2	96.2
福井県	955,168	30,318	985,486	900,754	30,734	931,488	106.0	98.6	105.8	946,698	8,450	955,148	889,690	99.1	27.9	96.9	98.8	33.8	96.6	99.1	27.9	10,383	900,073	889,690	889,690	100.0	81.4	106.1	999,999	999,999	999,999	97.1	27.9	96.9	98.8	33.8	96.6
山梨県	996,147	31,423	1,027,569	991,410	24,201	1,015,611	100.5	129.8	101.2	986,396	9,502	995,899	975,222	98.6	30.2	96.9	98.4	30.9	96.8	98.6	30.2	7,467	982,689	975,222	975,222	100.0	127.2	101.3	999,999	999,999	999,999	97.1	30.2	96.9	98.4	30.9	96.8
長野県	1,965,565	58,472	2,024,037	1,843,216	60,906	1,904,122	106.6	96.0	106.3	1,945,998	15,381	1,961,379	1,822,464	98.6	26.3	96.9	98.9	24.5	96.5	98.6	26.3	14,937	1,837,401	1,822,464	1,822,464	100.0	103.0	106.7	999,999	999,999	999,999	97.1	26.3	96.9	98.9	24.5	96.5
岐阜県	2,655,188	134,619	2,789,807	2,573,099	138,214	2,711,313	103.2	97.4	102.9	2,602,753	47,392	2,650,145	2,523,361	98.5	35.2	95.0	98.1	29.2	94.6	98.5	35.2	40,406	2,563,767	2,523,361	2,523,361	100.0	117.3	103.4	999,999	999,999	999,999	97.1	35.2	95.0	98.1	29.2	94.6
静岡県	5,784,169	111,010	5,895,179	5,632,084	137,492	5,769,546	102.7	80.7	102.2	5,735,941	39,783	5,775,724	5,581,237	98.0	35.8	98.0	98.9	34.3	97.6	98.0	35.8	47,402	5,628,639	5,581,237	5,581,237	100.0	83.9	102.8	999,999	999,999	999,999	97.1	35.8	98.0	98.9	34.3	97.6
愛知県	14,008,202	286,622	14,294,824	13,706,884	331,909	14,038,793	102.2	86.4	101.8	13,852,493	122,294	13,974,787	13,560,532	98.9	42.7	97.8	98.9	36.5	97.6	98.9	42.7	120,441	13,680,973	13,560,532	13,560,532	100.0	101.5	102.1	999,999	999,999	999,999	97.1	42.7	97.8	98.9	36.5	97.6
三重県	2,346,743	30,120	2,376,863	2,294,728	35,838	2,330,566	102.3	84.0	102.0	2,310,142	12,651	2,322,793	2,282,186	98.4	42.0	97.7	99.5	45.1	98.6	98.4	42.0	16,168	2,298,354	2,282,186	2,282,186	100.0	78.2	101.1	999,999	999,999	999,999	97.1	42.0	97.7	99.5	45.1	98.6
滋賀県	1,491,951	49,120	1,541,071	1,388,315	58,026	1,446,341	107.5	84.7	106.5	1,470,540	16,182	1,486,722	1,377,052	98.6	32.9	96.5	99.2	26.0	96.3	98.6	32.9	15,095	1,392,147	1,377,052	1,377,052	100.0	107.2	106.8	999,999	999,999	999,999	97.1	32.9	96.5	99.2	26.0	96.3
京都府																																					

事業税法法人

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2018年度			2017年度			2018年度			2017年度			収入額の前年比			収入歩合						
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰				
北海道	116,255,169	334,117	116,589,286	113,126,990	330,437	113,457,427	102.8	101.1	102.8	116,037,257	112,933,099	129,491	113,062,590	102.7	39.7	99.8	99.8	39.2	99.7			
青森県	24,090,830	8,451	24,099,281	25,256,690	10,960	25,267,650	95.4	77.1	95.4	24,076,716	25,248,585	4,210	25,252,795	95.4	103.5	99.9	99.9	100.0	38.4	99.9		
岩手県	27,297,306	25,885	27,323,191	25,621,491	22,813	25,644,304	106.5	113.5	106.5	27,137,972	25,606,904	10,284	25,617,188	106.0	107.7	99.4	99.4	99.9	45.1	99.9		
宮城県	73,344,077	77,666	73,421,743	73,553,849	61,732	73,615,581	99.7	125.8	99.7	73,296,413	73,493,582	18,537	73,512,119	99.7	116.3	99.7	99.9	99.9	30.0	99.9		
秋田県	17,967,711	17,633	17,985,344	17,000,910	15,715	17,016,625	105.7	112.2	105.7	17,964,910	16,991,208	3,525	16,994,733	105.7	107.1	99.9	99.9	99.9	22.4	99.9		
山形県	21,398,285	17,203	21,415,488	21,668,157	12,491	21,689,648	80.8	80.0	98.7	21,396,284	21,664,603	4,270	21,668,873	98.7	71.6	98.7	99.9	100.0	19.9	99.9		
福島県	58,022,418	196,519	58,218,937	57,206,971	175,109	57,382,080	101.4	112.2	101.5	57,695,683	57,131,230	43,398	57,174,628	101.0	77.9	99.2	99.9	24.8	99.6			
茨城県	83,249,629	157,859	83,407,488	82,364,907	174,457	82,539,364	101.1	90.5	101.1	83,186,705	82,313,625	26,480	82,340,105	101.1	108.8	99.8	99.8	99.9	15.2	99.8		
栃木県	55,488,094	35,858	55,523,952	55,567,474	61,087	55,628,561	99.9	58.7	99.8	55,446,163	55,542,912	12,852	55,555,764	99.8	27.9	99.8	99.9	10.0	99.9	21.0	99.9	
群馬県	56,456,144	191,463	56,647,607	53,171,938	48,725	53,220,663	106.2	392.9	106.4	56,393,671	53,001,274	12,834	53,014,108	106.4	113.9	99.6	99.9	7.6	99.6	26.3	99.6	
埼玉県	140,547,185	110,589	140,657,774	136,568,324	124,514	136,692,838	102.9	98.8	102.9	140,449,209	136,484,335	33,258	136,517,593	102.9	111.6	99.9	99.9	33.6	99.9	26.7	99.9	
千葉県	138,854,411	229,803	139,084,214	137,571,570	234,082	137,805,652	100.9	98.2	100.9	138,590,237	137,456,149	84,256	137,540,405	100.8	70.7	99.7	99.9	25.9	99.9	36.0	99.8	
東京都	1,091,547,788	4,305,513	1,095,853,301	1,010,199,314	4,529,872	1,014,729,186	108.1	95.0	108.0	1,089,893,745	1,008,723,874	824,574	1,009,548,448	108.0	92.7	99.5	99.9	17.8	99.5	18.2	99.5	
神奈川県	262,335,950	387,583	262,723,533	254,326,022	469,835	254,795,857	103.1	82.5	103.1	262,932,104	254,869,853	131,935	255,001,789	103.2	68.1	99.9	100.2	23.2	99.9	28.1	99.9	
新潟県	58,718,137	35,871	58,754,008	55,012,795	62,891	55,075,686	106.7	57.0	106.7	58,663,129	54,998,371	6,322	55,004,693	106.7	115.7	99.9	100.0	20.4	99.9	10.1	99.9	
富山県	29,956,747	33,256	29,990,003	28,393,991	84,533	28,422,524	105.5	116.6	105.5	29,923,000	28,383,189	5,161	28,388,350	105.4	144.6	99.8	99.8	22.4	99.8	10.0	99.8	
石川県	35,408,293	89,691	35,497,984	32,845,693	84,683	32,930,376	107.8	105.9	107.8	35,365,689	32,829,685	8,189	32,837,874	107.7	98.8	107.7	99.9	9.0	99.9	9.7	99.7	
福井県	27,434,039	29,217	27,463,256	24,526,810	26,901	24,553,711	111.9	108.6	111.8	27,430,693	24,518,638	4,513	24,523,151	111.9	60.4	111.9	100.0	9.3	99.9	10.0	16.8	99.9
山梨県	23,520,879	43,438	23,564,317	22,412,195	69,223	22,481,417	104.9	62.8	104.8	23,509,843	22,405,256	10,583	22,415,839	104.9	31.2	104.9	100.0	7.6	99.8	10.0	15.3	99.7
長野県	52,585,510	88,282	52,673,792	49,159,006	87,412	49,246,418	107.0	101.0	107.0	52,571,512	49,126,271	26,849	49,153,120	107.0	52.6	107.0	100.0	16.0	99.8	99.9	30.7	99.8
岐阜県	49,298,713	182,875	49,481,588	45,831,357	178,038	46,009,395	107.6	102.7	107.5	49,266,055	45,770,699	30,526	45,801,225	107.6	104.3	107.6	99.9	17.4	99.6	99.9	17.1	99.5
静岡県	128,809,104	62,906	128,872,010	119,890,056	77,125	119,967,181	107.4	81.6	107.4	128,757,523	119,855,498	35,681	119,891,179	107.4	57.1	107.4	100.0	32.4	99.9	10.0	46.3	99.9
愛知県	334,082,488	221,662	334,304,150	277,872,476	297,994	278,170,170	120.2	74.4	120.2	334,893,175	278,681,318	97,298	278,778,616	120.2	54.8	120.1	100.2	24.1	100.2	100.3	32.7	100.2
三重県	63,933,743	60,832	63,994,575	53,200,245	65,271	53,265,516	120.2	93.2	120.1	63,915,782	53,171,070	17,682	53,188,752	120.2	47.5	120.2	100.0	13.8	99.9	99.9	27.1	99.9
滋賀県	45,123,695	55,519	45,179,214	41,670,514	77,401	41,747,915	108.3	71.7	108.2	45,111,791	41,648,786	14,658	41,663,444	108.3	108.0	108.3	100.0	28.5	99.9	99.9	18.9	99.8
京都府	78,602,104	151,957	78,754,061	68,289,538	187,166	68,476,704	115.1	81.2	115.0	79,117,028	68,685,324	24,861	68,710,185	115.2	112.8	115.2	100.7	18.5	100.5	100.6	13.3	100.3
大阪府	363,441,554	1,189,189	364,600,743	350,343,450	1,435,155	351,778,605	103.7	82.9	103.6	364,644,859	355,649,842	272,176	355,922,018	102.5	101.4	102.5	100.3	23.2	100.1	101.5	19.0	101.2
兵庫県	144,951,971	208,604	145,160,575	135,596,972	190,868	135,787,840	106.9	103.9	106.9	144,867,316	135,446,772	89,313	135,536,085	107.0	155.8	107.0	99.9	36.7	99.9	99.9	46.8	99.8
奈良県	19,014,592	39,471	19,054,063	18,778,649	30,948	18,809,597	101.3	127.5	101.3	19,001,877	18,758,057	8,837	18,766,894	101.3	162.1	101.3	99.9	66.3	99.8	99.9	28.6	99.8
和歌山県	18,466,862	4,875	18,471,737	17,793,011	1,728	17,794,739	103.8	282.1	103.8	18,461,465	17,789,528	191	17,789,719	103.8	636.6	103.8	100.0	24.9	100.0	100.0	11.1	100.0
鳥取県	10,735,727	10,361	10,746,088	11,784,201	6,822	11,791,023	91.1	151.9	91.1	10,727,483	11,779,125	1,220	11,780,345	91.1	160.4	91.1	99.9	18.9	99.8	100.0	17.9	99.9
島根県	14,546,365	21,733	14,568,098	14,431,351	26,662	14,458,013	100.8	81.5	100.8	14,542,911	14,429,508	6,256	14,435,764	100.8	44.5	100.8	100.0	12.8	99.8	100.0	23.5	99.8
岡山県	48,719,978	33,312	48,753,290	46,833,566	38,631	46,872,197	104.0	86.2	104.0	48,640,670	46,814,061	8,784	46,822,845	103.9	140.3	103.9	99.8	37.0	99.8	100.0	22.7	99.9
広島県	84,093,972	117,537	84,211,509	77,768,228	116,619	77,884,847	108.1	100.8	108.1	84,026,683	77,726,662	26,456	77,753,118	108.1	146.1	108.1	99.9	32.9	99.8	99.9	22.7	99.8
山口県	37,307,500	10,838	37,318,338	36,224,725	8,792	36,233,517	103.0	123.3	103.0	37,303,027	36,215,160	3,033	36,218,193	103.0	182.2	103.0	100.0	51.0	100.0	100.0	34.5	100.0
徳島県	16,975,865	105,295	17,081,160	16,971,817	82,696	17,054,513	100.0	127.3	100.2	16,967,322	16,944,181	5,028	16,949,209	100.1	118.9	100.1	99.9	5.7	99.4	99.8	6.1	99.4
香川県	27,725,218	61,669	27,786,887	28,419,557	43,605	28,463,162	97.6	141.4	97.6	27,704,648	28,389,719	4,520	28,394,239	97.6	170.1	97.6	99.9	12.5	99.7	99.9	10.4	99.8
愛媛県	32,988,900	11,579	33,000,479	32,388,981	15,085	32,404,066	101.9	76.8	101.8	32,976,758	32,380,011	5,729	32,385,740	101.8	107.3	101.8	100.0	53.1	99.9	100.0	38.0	99.9
高知県	12,345,855	2,707	12,348,562	12,112,398	8,090	12,120,488	101.9	33.5	101.9	12,333,289	12,109,934	2,490	12,112,424	101.8	41.1	101.8	99.9	37.8	99.9	100.0	30.0	99.9
福岡県	138,059,670	313,465	138,373,135	131,426,979	293,321	131,720,300	105.0	106.9	105.1	137,445,910	131,275,379	67,687	131,343,066	104.7	113.3	104.7	99.6	24.5	99.4	99.9	23.1	99.7
佐賀県	17,585,957	31,166	17,617,123	17,076,472	22,059	17,098,531	103.0	141.3	103.0	17,573,074	17,058,556	7,539	17,066,095	103.0	149.4	103.0	99.9	36.1	99.8	99.9	34.2	99.8
長崎県	23,668,566	20,892	23,689,858	22,544,915	31,817	22,576,732	105.0	65.7	104.9	23,662,847	22,536,892	13,286	22,550,178	105.0	28.0	105.0	100.0	17.8	99.9	100.0	41.8	99.9
熊本県	35,088,026	23,697	35,111,723	34,063,495																		

地方消費税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調査額 (2018年度)			調査額の前年比			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2018年度)			収入歩合 (2017年度)			
	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	現年	計	滞繰	
北海道	136,877,028	0	136,877,028	103.6	0	103.6	136,877,028	132,128,102	0	136,877,028	103.6	0	103.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	22,648,867	0	22,648,867	36.3	0	36.3	22,648,867	62,369,764	0	22,648,867	36.3	0	36.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	21,768,590	0	21,768,590	103.4	0	103.4	21,768,590	21,047,706	0	21,768,590	103.4	0	103.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	68,791,488	0	68,791,488	107.5	0	107.5	68,791,488	63,970,579	0	68,791,488	107.5	0	107.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	15,741,792	0	15,741,792	100.2	0	100.2	15,741,792	15,715,354	0	15,741,792	100.2	0	100.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	20,660,359	0	20,660,359	100.3	0	100.3	20,660,359	20,593,144	0	20,660,359	100.3	0	100.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	38,016,437	0	38,016,437	94.3	0	94.3	38,016,437	40,323,821	0	38,016,437	94.3	0	94.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	68,521,490	0	68,521,490	104.9	0	104.9	68,521,490	65,326,538	0	68,521,490	104.9	0	104.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	34,714,213	0	34,714,213	101.0	0	101.0	34,714,213	34,370,990	0	34,714,213	101.0	0	101.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	41,260,942	0	41,260,942	98.5	0	98.5	41,260,942	41,873,897	0	41,260,942	98.5	0	98.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	117,529,586	0	117,529,586	102.9	0	102.9	117,529,586	114,185,439	0	117,529,586	102.9	0	102.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	393,206,487	0	393,206,487	108.2	0	108.2	393,206,487	363,387,792	0	393,206,487	108.2	0	108.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	1,486,353,077	0	1,486,353,077	102.8	0	102.8	1,486,353,077	1,446,027,687	0	1,486,353,077	102.8	0	102.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	287,216,330	0	287,216,330	101.1	0	101.1	287,216,330	284,070,945	0	287,216,330	101.1	0	101.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	59,110,218	0	59,110,218	105.5	0	105.5	59,110,218	56,044,376	0	59,110,218	105.5	0	105.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	30,418,180	0	30,418,180	99.3	0	99.3	30,418,180	30,647,406	0	30,418,180	99.3	0	99.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
石川県	31,936,935	0	31,936,935	105.9	0	105.9	31,936,935	30,169,330	0	31,936,935	105.9	0	105.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	19,403,954	0	19,403,954	92.8	0	92.8	19,403,954	20,908,423	0	19,403,954	92.8	0	92.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	11,762,431	0	11,762,431	103.7	0	103.7	11,762,431	11,343,118	0	11,762,431	103.7	0	103.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	37,289,650	0	37,289,650	99.7	0	99.7	37,289,650	37,417,227	0	37,289,650	99.7	0	99.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	46,916,789	0	46,916,789	100.8	0	100.8	46,916,789	46,533,044	0	46,916,789	100.8	0	100.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	85,713,143	0	85,713,143	99.6	0	99.6	85,713,143	86,069,983	0	85,713,143	99.6	0	99.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	256,556,167	0	256,556,167	104.5	0	104.5	256,556,167	245,587,445	0	256,556,167	104.5	0	104.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	55,105,370	0	55,105,370	110.5	0	110.5	55,105,370	49,869,543	0	55,105,370	110.5	0	110.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	20,730,528	0	20,730,528	97.3	0	97.3	20,730,528	21,299,211	0	20,730,528	97.3	0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	36,023,835	0	36,023,835	80.0	0	80.0	36,023,835	45,002,866	0	36,023,835	80.0	0	80.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	511,721,967	0	511,721,967	100.2	0	100.2	511,721,967	510,936,615	0	511,721,967	100.2	0	100.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	190,899,390	0	190,899,390	101.9	0	101.9	190,899,390	187,322,304	0	190,899,390	101.9	0	101.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	14,275,350	0	14,275,350	95.9	0	95.9	14,275,350	14,887,443	0	14,275,350	95.9	0	95.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	18,485,189	0	18,485,189	99.1	0	99.1	18,485,189	18,655,894	0	18,485,189	99.1	0	99.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	9,002,478	0	9,002,478	101.6	0	101.6	9,002,478	8,864,701	0	9,002,478	101.6	0	101.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	12,275,718	0	12,275,718	103.9	0	103.9	12,275,718	11,812,285	0	12,275,718	103.9	0	103.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	62,910,086	0	62,910,086	110.1	0	110.1	62,910,086	57,133,454	0	62,910,086	110.1	0	110.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	66,877,605	0	66,877,605	101.9	0	101.9	66,877,605	65,635,576	0	66,877,605	101.9	0	101.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	47,258,199	0	47,258,199	96.8	0	96.8	47,258,199	48,828,442	0	47,258,199	96.8	0	96.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	12,283,317	0	12,283,317	98.2	0	98.2	12,283,317	12,510,188	0	12,283,317	98.2	0	98.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	27,476,977	0	27,476,977	107.8	0	107.8	27,476,977	25,491,645	0	27,476,977	107.8	0	107.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	30,932,882	0	30,932,882	100.2	0	100.2	30,932,882	30,859,958	0	30,932,882	100.2	0	100.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	12,319,365	0	12,319,365	103.6	0	103.6	12,319,365	11,885,647	0	12,319,365	103.6	0	103.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	184,387,962	0	184,387,962	106.0	0	106.0	184,387,962	173,924,254	0	184,387,962	106.0	0	106.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	14,934,793	0	14,934,793	98.3	0	98.3	14,934,793	15,192,462	0	14,934,793	98.3	0	98.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	25,687,929	0	25,687,929	112.2	0	112.2	25,687,929	22,894,788	0	25,687,929	112.2	0	112.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	27,744,233	0	27,744,233	91.6	0	91.6	27,744,233	30,292,322	0	27,744,233	91.6	0	91.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	30,683,977	0	30,683,977	101.0	0	101.0	30,683,977	30,366,667	0	30,683,977	101.0	0	101.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	17,725,473	0	17,725,473	104.4	0	104.4	17,725,473	16,978,174	0	17,725,473	104.4	0	104.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	29,024,071	0	29,024,071	97.5	0	97.5	29,024,071	29,777,623	0	29,024,071	97.5	0	97.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	24,293,886	0	24,293,886	98.2	0	98.2	24,293,886	24,741,422	0	24,293,886	98.2	0	98.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	4,815,474,733	0	4,815,474,733	101.7	0	101.7	4,815,474,733	4,735,275,593	0	4,815,474,733	101.7	0	101.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0

地方消費税(繰渡割)

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2018年度				2017年度				2018年度				2017年度			
	現年	滞繰	計	前年比	現年	滞繰	計	前年比	現年	滞繰	計	前年比	現年	滞繰	計	
北海道	110,821,089	0	110,821,089	100.3	0.0	100.3	110,821,089	110,534,230	0	110,534,230	100.3	0.0	100.3	100.0	0.0	100.0
青森県	20,785,885	0	20,785,885	34.3	0.0	34.3	20,785,885	60,667,629	0	60,667,629	34.3	0.0	34.3	100.0	0.0	100.0
岩手県	21,642,315	0	21,642,315	103.3	0.0	103.3	21,642,315	20,951,286	0	20,951,286	103.3	0.0	103.3	100.0	0.0	100.0
宮城県	55,020,983	0	55,020,983	104.4	0.0	104.4	55,020,983	52,710,862	0	52,710,862	104.4	0.0	104.4	100.0	0.0	100.0
秋田県	14,745,130	0	14,745,130	100.7	0.0	100.7	14,745,130	14,647,959	0	14,647,959	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0	100.0
山形県	19,616,130	0	19,616,130	99.8	0.0	99.8	19,616,130	19,646,832	0	19,646,832	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0	100.0
福島県	36,301,600	0	36,301,600	93.6	0.0	93.6	36,301,600	38,784,239	0	38,784,239	93.6	0.0	93.6	100.0	0.0	100.0
茨城県	50,612,113	0	50,612,113	100.6	0.0	100.6	50,612,113	50,299,479	0	50,299,479	100.6	0.0	100.6	100.0	0.0	100.0
栃木県	34,400,520	0	34,400,520	101.0	0.0	101.0	34,400,520	34,062,727	0	34,062,727	101.0	0.0	101.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	41,065,983	0	41,065,983	98.5	0.0	98.5	41,065,983	41,694,600	0	41,694,600	98.5	0.0	98.5	100.0	0.0	100.0
埼玉県	117,073,650	0	117,073,650	102.9	0.0	102.9	117,073,650	113,737,548	0	113,737,548	102.9	0.0	102.9	100.0	0.0	100.0
千葉県	95,238,736	0	95,238,736	100.7	0.0	100.7	95,238,736	94,538,512	0	94,538,512	100.7	0.0	100.7	100.0	0.0	100.0
東京都	1,313,449,242	0	1,313,449,242	103.3	0.0	103.3	1,313,449,242	1,270,890,981	0	1,270,890,981	103.3	0.0	103.3	100.0	0.0	100.0
神奈川県	164,380,020	0	164,380,020	97.8	0.0	97.8	164,380,020	168,086,192	0	168,086,192	97.8	0.0	97.8	100.0	0.0	100.0
新潟県	48,412,387	0	48,412,387	105.2	0.0	105.2	48,412,387	45,998,583	0	45,998,583	105.2	0.0	105.2	100.0	0.0	100.0
富山県	28,031,104	0	28,031,104	98.1	0.0	98.1	28,031,104	28,559,926	0	28,559,926	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0
石川県	29,135,327	0	29,135,327	104.1	0.0	104.1	29,135,327	27,993,831	0	27,993,831	104.1	0.0	104.1	100.0	0.0	100.0
福井県	18,353,149	0	18,353,149	92.1	0.0	92.1	18,353,149	19,926,724	0	19,926,724	92.1	0.0	92.1	100.0	0.0	100.0
山梨県	11,659,714	0	11,659,714	104.1	0.0	104.1	11,659,714	11,197,195	0	11,197,195	104.1	0.0	104.1	100.0	0.0	100.0
長野県	37,162,226	0	37,162,226	99.6	0.0	99.6	37,162,226	37,308,488	0	37,308,488	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0
岐阜県	46,711,114	0	46,711,114	100.9	0.0	100.9	46,711,114	46,312,805	0	46,312,805	100.9	0.0	100.9	100.0	0.0	100.0
静岡県	69,852,860	0	69,852,860	97.4	0.0	97.4	69,852,860	71,701,494	0	71,701,494	97.4	0.0	97.4	100.0	0.0	100.0
愛知県	154,500,981	0	154,500,981	99.1	0.0	99.1	154,500,981	155,865,574	0	155,865,574	99.1	0.0	99.1	100.0	0.0	100.0
三重県	29,526,375	0	29,526,375	108.6	0.0	108.6	29,526,375	27,183,651	0	27,183,651	108.6	0.0	108.6	100.0	0.0	100.0
滋賀県	20,599,806	0	20,599,806	97.2	0.0	97.2	20,599,806	21,188,433	0	21,188,433	97.2	0.0	97.2	100.0	0.0	100.0
京都府	35,162,468	0	35,162,468	79.5	0.0	79.5	35,162,468	44,250,714	0	44,250,714	79.5	0.0	79.5	100.0	0.0	100.0
大阪府	353,030,939	0	353,030,939	97.8	0.0	97.8	353,030,939	360,868,076	0	360,868,076	97.8	0.0	97.8	100.0	0.0	100.0
兵庫県	98,582,556	0	98,582,556	98.2	0.0	98.2	98,582,556	100,356,593	0	100,356,593	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0
奈良県	14,270,664	0	14,270,664	95.9	0.0	95.9	14,270,664	14,883,885	0	14,883,885	95.9	0.0	95.9	100.0	0.0	100.0
和歌山県	14,656,242	0	14,656,242	98.6	0.0	98.6	14,656,242	14,857,708	0	14,857,708	98.6	0.0	98.6	100.0	0.0	100.0
鳥取県	8,552,230	0	8,552,230	101.2	0.0	101.2	8,552,230	8,451,390	0	8,451,390	101.2	0.0	101.2	100.0	0.0	100.0
島根県	11,781,334	0	11,781,334	103.6	0.0	103.6	11,781,334	11,375,699	0	11,375,699	103.6	0.0	103.6	100.0	0.0	100.0
岡山県	38,037,219	0	38,037,219	97.5	0.0	97.5	38,037,219	39,029,005	0	39,029,005	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0
広島県	57,322,412	0	57,322,412	101.5	0.0	101.5	57,322,412	56,454,812	0	56,454,812	101.5	0.0	101.5	100.0	0.0	100.0
山口県	24,679,107	0	24,679,107	87.7	0.0	87.7	24,679,107	28,156,246	0	28,156,246	87.7	0.0	87.7	100.0	0.0	100.0
徳島県	10,448,542	0	10,448,542	96.6	0.0	96.6	10,448,542	10,816,623	0	10,816,623	96.6	0.0	96.6	100.0	0.0	100.0
香川県	23,938,691	0	23,938,691	106.2	0.0	106.2	23,938,691	22,540,567	0	22,540,567	106.2	0.0	106.2	100.0	0.0	100.0
愛媛県	22,248,998	0	22,248,998	96.0	0.0	96.0	22,248,998	23,175,359	0	23,175,359	96.0	0.0	96.0	100.0	0.0	100.0
高知県	12,002,173	0	12,002,173	103.2	0.0	103.2	12,002,173	11,631,021	0	11,631,021	103.2	0.0	103.2	100.0	0.0	100.0
福岡県	123,105,053	0	123,105,053	104.0	0.0	104.0	123,105,053	118,392,610	0	118,392,610	104.0	0.0	104.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	13,764,178	0	13,764,178	98.4	0.0	98.4	13,764,178	13,992,118	0	13,992,118	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0
長崎県	20,849,423	0	20,849,423	111.1	0.0	111.1	20,849,423	18,765,030	0	18,765,030	111.1	0.0	111.1	100.0	0.0	100.0
熊本県	26,785,992	0	26,785,992	91.1	0.0	91.1	26,785,992	29,388,151	0	29,388,151	91.1	0.0	91.1	100.0	0.0	100.0
大分県	20,692,199	0	20,692,199	99.8	0.0	99.8	20,692,199	20,739,704	0	20,739,704	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0	100.0
宮崎県	17,380,306	0	17,380,306	104.8	0.0	104.8	17,380,306	16,589,310	0	16,589,310	104.8	0.0	104.8	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	25,279,027	0	25,279,027	96.6	0.0	96.6	25,279,027	26,177,675	0	26,177,675	96.6	0.0	96.6	100.0	0.0	100.0
沖縄県	22,077,709	0	22,077,709	98.2	0.0	98.2	22,077,709	22,488,799	0	22,488,799	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0
合計	3,583,745,985	0	3,583,745,985	99.6	0.0	99.6	3,583,745,985	3,597,870,874	0	3,597,870,874	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0

都道府県別たばこ税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2018年度)			調定額の前年比			収入額(2018年度)			収入額の前年比			収入歩合(2018年度)			収入歩合(2017年度)			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	7,098,134	0	7,098,134	7,295,973	0	7,295,973	97.3	0.0	97.3	7,098,121	7,295,973	0	7,295,973	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0
青森県	1,619,301	0	1,619,301	1,646,367	0	1,646,367	98.4	0.0	98.4	1,619,301	1,646,367	0	1,646,367	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0
岩手県	1,420,986	0	1,420,986	1,446,208	0	1,446,208	98.3	0.0	98.3	1,420,986	1,446,208	0	1,446,208	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0
宮城県	2,769,261	0	2,769,261	2,841,002	0	2,841,002	97.5	0.0	97.5	2,769,261	2,841,002	0	2,841,002	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0
秋田県	1,094,850	0	1,094,850	1,117,818	0	1,117,818	97.9	0.0	97.9	1,094,850	1,117,818	0	1,117,818	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0
山形県	1,094,747	0	1,094,747	1,121,063	0	1,121,063	97.7	0.0	97.7	1,094,747	1,121,063	0	1,121,063	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0
福島県	2,397,940	0	2,397,940	2,453,724	0	2,453,724	97.7	0.0	97.7	2,397,940	2,453,724	0	2,453,724	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0
茨城県	3,384,757	0	3,384,757	3,446,229	0	3,446,229	98.2	0.0	98.2	3,384,750	3,446,229	0	3,446,229	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0
栃木県	2,223,788	0	2,223,788	2,268,878	0	2,268,878	98.0	0.0	98.0	2,223,788	2,268,878	0	2,268,878	98.0	0.0	98.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	2,158,114	0	2,158,114	2,219,058	0	2,219,058	97.3	0.0	97.3	2,158,114	2,219,058	0	2,219,058	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0
埼玉県	7,431,064	0	7,431,064	7,438,966	0	7,438,966	99.9	0.0	99.9	7,431,123	7,438,966	0	7,438,966	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0
千葉県	6,418,732	0	6,418,732	6,497,657	0	6,497,657	98.8	0.0	98.8	6,418,667	6,497,657	0	6,497,657	98.8	0.0	98.8	100.0	0.0	100.0
東京都	16,221,269	77	16,221,346	16,379,981	1,597	16,381,578	99.0	4.8	99.0	16,217,005	16,379,988	1,523	16,381,511	99.0	5.1	99.0	100.0	100.0	95.4
神奈川県	8,756,340	0	8,756,340	8,875,914	0	8,875,914	98.7	0.0	98.7	8,756,328	8,875,914	0	8,875,914	98.7	0.0	98.7	100.0	0.0	100.0
新潟県	2,340,652	0	2,340,652	2,387,617	0	2,387,617	98.0	0.0	98.0	2,340,750	2,387,617	0	2,387,617	98.0	0.0	98.0	100.0	0.0	100.0
富山県	1,091,544	0	1,091,544	1,114,866	0	1,114,866	97.9	0.0	97.9	1,091,544	1,114,866	0	1,114,866	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0
石川県	1,247,288	0	1,247,288	1,274,587	0	1,274,587	97.9	0.0	97.9	1,247,288	1,274,587	0	1,274,587	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0
福井県	843,043	0	843,043	848,107	0	848,107	99.4	0.0	99.4	843,043	848,107	0	848,107	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0
山梨県	939,011	0	939,011	951,386	0	951,386	98.7	0.0	98.7	939,011	951,386	0	951,386	98.7	0.0	98.7	100.0	0.0	100.0
長野県	2,019,208	0	2,019,208	2,068,461	0	2,068,461	97.6	0.0	97.6	2,019,208	2,068,461	0	2,068,461	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0
岐阜県	1,942,968	0	1,942,968	1,988,214	0	1,988,214	97.7	0.0	97.7	1,942,968	1,988,214	0	1,988,214	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0
静岡県	3,813,303	0	3,813,303	3,885,290	0	3,885,290	98.1	0.0	98.1	3,813,303	3,885,290	0	3,885,290	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0
愛知県	7,860,017	0	7,860,017	8,016,111	0	8,016,111	98.1	0.0	98.1	7,860,017	8,016,111	0	8,016,111	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0
三重県	1,922,895	0	1,922,895	1,953,285	0	1,953,285	98.4	0.0	98.4	1,922,895	1,953,285	0	1,953,285	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0
滋賀県	1,426,327	0	1,426,327	1,443,524	0	1,443,524	98.8	0.0	98.8	1,426,325	1,443,524	0	1,443,524	98.8	0.0	98.8	100.0	0.0	100.0
京都府	2,700,163	0	2,700,163	2,532,586	0	2,532,586	106.6	0.0	106.6	2,700,157	2,532,586	0	2,532,586	106.6	0.0	106.6	100.0	0.0	100.0
大阪府	11,092,826	0	11,092,826	11,365,441	0	11,365,441	97.6	0.0	97.6	11,092,789	11,365,440	0	11,365,440	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0
兵庫県	5,229,778	0	5,229,778	5,320,661	0	5,320,661	98.3	0.0	98.3	5,229,780	5,320,661	0	5,320,661	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0
奈良県	1,136,920	0	1,136,920	1,161,873	0	1,161,873	97.9	0.0	97.9	1,136,920	1,161,873	0	1,161,873	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0
和歌山県	1,049,706	0	1,049,706	1,066,794	0	1,066,794	98.4	0.0	98.4	1,049,706	1,066,794	0	1,066,794	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0
鳥取県	582,296	0	582,296	597,274	0	597,274	97.5	0.0	97.5	582,296	597,274	0	597,274	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0
島根県	637,185	0	637,185	651,565	0	651,565	97.8	0.0	97.8	637,185	651,565	0	651,565	97.8	0.0	97.8	100.0	0.0	100.0
岡山県	2,002,664	0	2,002,664	2,014,306	0	2,014,306	99.4	0.0	99.4	2,002,664	2,014,306	0	2,014,306	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0
広島県	2,870,264	0	2,870,264	2,901,415	0	2,901,415	98.9	0.0	98.9	2,870,232	2,901,415	0	2,901,415	98.9	0.0	98.9	100.0	0.0	100.0
山口県	1,427,511	0	1,427,511	1,450,230	0	1,450,230	98.4	0.0	98.4	1,427,511	1,450,230	0	1,450,230	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0
徳島県	788,305	0	788,305	802,453	0	802,453	98.2	0.0	98.2	788,305	802,453	0	802,453	98.2	0.0	98.2	100.0	0.0	100.0
香川県	1,038,906	0	1,038,906	1,063,400	0	1,063,400	97.7	0.0	97.7	1,038,906	1,063,400	0	1,063,400	97.7	0.0	97.7	100.0	0.0	100.0
愛媛県	1,413,799	0	1,413,799	1,433,659	0	1,433,659	98.6	0.0	98.6	1,413,799	1,433,659	0	1,433,659	98.6	0.0	98.6	100.0	0.0	100.0
高知県	806,432	0	806,432	824,191	0	824,191	97.8	0.0	97.8	806,432	824,191	0	824,191	97.8	0.0	97.8	100.0	0.0	100.0
福岡県	6,110,045	0	6,110,045	6,122,683	0	6,122,683	99.8	0.0	99.8	6,109,960	6,122,683	0	6,122,683	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0	100.0
佐賀県	972,975	0	972,975	1,004,318	0	1,004,318	96.9	0.0	96.9	972,975	1,004,318	0	1,004,318	96.9	0.0	96.9	100.0	0.0	100.0
長崎県	1,514,952	0	1,514,952	1,529,916	0	1,529,916	99.0	0.0	99.0	1,514,952	1,529,916	0	1,529,916	99.0	0.0	99.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	1,980,286	0	1,980,286	2,022,678	0	2,022,678	97.9	0.0	97.9	1,980,286	2,022,678	0	2,022,678	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0
大分県	1,275,430	0	1,275,430	1,297,153	0	1,297,153	98.3	0.0	98.3	1,275,430	1,297,153	0	1,297,153	98.3	0.0	98.3	100.0	0.0	100.0
宮崎県	1,241,091	0	1,241,091	1,255,595	0	1,255,595	98.8	0.0	98.8	1,241,089	1,255,595	0	1,255,595	98.8	0.0	98.8	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	1,750,500	0	1,750,500	1,778,584	0	1,778,584	98.4	0.0	98.4	1,750,500	1,778,584	0	1,778,584	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0
沖縄県	1,787,359	0	1,787,359	1,769,525	0	1,769,525	101.0	0.0	101.0	1,787,359	1,769,524	0	1,769,524	101.0	0.0	101.0	100.0	0.0	100.0
合計	138,944,932	77	138,945,009	140,946,585	1,597	140,948,182	98.6	4.8	98.6	138,940,566	140,946,590	1,523	140,948,113	98.6	5.1	98.6	100.0	100.0	95.4

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

自動車取得税

都道府県名	2018年度				2017年度				2018年度				2017年度					
	調定額		前年比		調定額		前年比		収入額		前年比		収入額		前年比			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	9,138,271	350	9,138,621	9,138,488	366	9,138,854	100.0	95.6	100.0	9,137,517	262	9,137,779	9,137,700	214	9,137,914	100.0	100.0	100.0
青森県	2,030,838	0	2,030,838	2,046,457	220	2,046,677	99.2	0.0	99.2	2,030,838	0	2,030,838	2,046,457	220	2,046,677	99.2	0.0	99.2
岩手県	2,060,010	0	2,060,010	2,047,409	0	2,047,409	100.6	0.0	100.6	2,060,010	0	2,060,010	2,047,409	0	2,047,409	100.6	0.0	100.6
宮城県	3,687,339	64	3,687,403	3,597,109	66	3,597,175	102.5	97.0	102.5	3,687,268	1	3,687,269	3,597,109	2	3,597,111	102.5	50.0	102.5
秋田県	1,734,014	0	1,734,014	1,722,961	0	1,722,961	100.6	0.0	100.6	1,734,014	0	1,734,014	1,722,961	0	1,722,961	100.6	0.0	100.6
山形県	1,898,209	0	1,898,209	1,835,604	0	1,835,604	103.4	0.0	103.4	1,898,209	0	1,898,209	1,835,604	0	1,835,604	103.4	0.0	103.4
福島県	3,130,932	28	3,130,960	3,155,129	0	3,155,129	99.2	0.0	99.2	3,130,932	28	3,130,960	3,155,101	0	3,155,101	99.2	0.0	99.2
茨城県	5,249,394	0	5,249,394	4,853,120	0	4,853,120	108.2	0.0	108.2	5,249,394	0	5,249,394	4,853,120	0	4,853,120	108.2	0.0	108.2
栃木県	3,938,941	0	3,938,941	3,140,960	0	3,140,960	125.4	0.0	125.4	3,938,941	0	3,938,941	3,140,960	0	3,140,960	125.4	0.0	125.4
群馬県	3,858,181	0	3,858,181	3,719,062	0	3,719,062	103.7	0.0	103.7	3,858,181	0	3,858,181	3,719,062	0	3,719,062	103.7	0.0	103.7
埼玉県	10,721,967	0	10,721,967	10,291,712	0	10,291,712	104.2	0.0	104.2	10,721,967	0	10,721,967	10,291,712	0	10,291,712	104.2	0.0	104.2
千葉県	8,495,870	1,269	8,497,139	8,835,159	1,321	8,836,480	96.2	96.1	96.2	8,482,763	520	8,483,283	8,820,379	681	8,821,060	96.2	76.4	96.2
東京都	18,126,626	1,486	18,128,112	17,316,267	905	17,317,172	104.7	164.2	104.7	18,130,220	1,091	18,131,311	17,317,351	357	17,317,708	104.7	305.6	104.7
神奈川県	12,615,929	31	12,615,960	12,389,865	113	12,389,978	101.8	27.4	101.8	12,618,074	0	12,618,074	12,392,118	0	12,392,118	101.8	0.0	101.8
新潟県	3,759,262	0	3,759,262	3,580,217	0	3,580,217	105.0	0.0	105.0	3,759,262	0	3,759,262	3,580,217	0	3,580,217	105.0	0.0	105.0
富山県	1,826,778	0	1,826,778	1,753,295	0	1,753,295	104.2	0.0	104.2	1,826,778	0	1,826,778	1,753,295	0	1,753,295	104.2	0.0	104.2
石川県	2,231,689	0	2,231,689	2,036,046	0	2,036,046	109.6	0.0	109.6	2,231,723	0	2,231,723	2,036,480	0	2,036,480	109.6	0.0	109.6
福井県	1,531,557	0	1,531,557	1,377,317	0	1,377,317	111.2	0.0	111.2	1,531,557	0	1,531,557	1,377,317	0	1,377,317	111.2	0.0	111.2
山梨県	1,393,239	0	1,393,239	1,362,137	0	1,362,137	102.3	0.0	102.3	1,393,239	0	1,393,239	1,362,137	0	1,362,137	102.3	0.0	102.3
長野県	3,914,874	0	3,914,874	3,826,927	0	3,826,927	102.3	0.0	102.3	3,914,874	0	3,914,874	3,826,927	0	3,826,927	102.3	0.0	102.3
岐阜県	3,979,899	16	3,979,915	3,786,637	46	3,786,681	105.1	34.8	105.1	3,979,853	0	3,979,853	3,786,619	30	3,786,649	105.1	0.0	105.1
静岡県	6,703,591	0	6,703,591	6,353,807	0	6,353,807	105.5	0.0	105.5	6,703,591	0	6,703,591	6,353,807	0	6,353,807	105.5	0.0	105.5
愛知県	16,755,169	271	16,755,440	15,813,000	278	15,813,278	106.0	97.5	106.0	16,754,595	109	16,754,704	15,812,871	136	15,813,007	106.0	80.1	106.0
三重県	3,690,457	0	3,690,457	3,492,522	0	3,492,522	105.7	0.0	105.7	3,690,457	0	3,690,457	3,492,522	0	3,492,522	105.7	0.0	105.7
滋賀県	2,483,594	40	2,483,634	2,267,420	110	2,267,530	109.5	36.4	109.5	2,483,547	40	2,483,587	2,267,274	0	2,267,274	109.5	0.0	109.5
京都府	3,838,383	85	3,838,468	3,733,029	143	3,733,172	102.8	59.4	102.8	3,838,444	15	3,838,459	3,733,104	0	3,733,104	102.8	0.0	102.8
大阪府	11,797,574	564	11,798,138	11,078,744	830	11,079,574	106.5	68.0	106.5	11,797,542	40	11,797,582	11,078,497	130	11,078,627	106.5	30.8	106.5
兵庫県	8,291,900	0	8,291,900	7,888,506	0	7,888,506	105.1	0.0	105.1	8,291,832	0	8,291,832	7,888,506	0	7,888,506	105.1	0.0	105.1
奈良県	1,838,810	0	1,838,810	1,797,098	0	1,797,098	102.3	0.0	102.3	1,838,810	0	1,838,810	1,797,098	0	1,797,098	102.3	0.0	102.3
和歌山県	1,485,931	0	1,485,931	1,400,681	0	1,400,681	106.1	0.0	106.1	1,485,931	0	1,485,931	1,400,681	0	1,400,681	106.1	0.0	106.1
鳥取県	889,555	0	889,555	855,021	0	855,021	104.0	0.0	104.0	889,555	0	889,555	855,021	0	855,021	104.0	0.0	104.0
島根県	1,094,288	0	1,094,288	1,009,366	0	1,009,366	108.4	0.0	108.4	1,094,288	0	1,094,288	1,009,366	0	1,009,366	108.4	0.0	108.4
岡山県	3,202,877	0	3,202,877	2,934,998	0	2,934,998	109.1	0.0	109.1	3,202,877	0	3,202,877	2,934,998	0	2,934,998	109.1	0.0	109.1
広島県	4,520,237	0	4,520,237	4,145,231	0	4,145,231	109.0	0.0	109.0	4,520,237	0	4,520,237	4,145,231	0	4,145,231	109.0	0.0	109.0
山口県	2,254,677	0	2,254,677	2,149,942	0	2,149,942	104.9	0.0	104.9	2,254,677	0	2,254,677	2,149,942	0	2,149,942	104.9	0.0	104.9
徳島県	1,021,052	0	1,021,052	978,766	0	978,766	104.3	0.0	104.3	1,021,052	0	1,021,052	978,766	0	978,766	104.3	0.0	104.3
香川県	1,424,209	0	1,424,209	1,348,063	0	1,348,063	105.6	0.0	105.6	1,424,209	0	1,424,209	1,348,063	0	1,348,063	105.6	0.0	105.6
愛媛県	1,762,855	0	1,762,855	1,632,214	0	1,632,214	108.0	0.0	108.0	1,762,855	0	1,762,855	1,632,214	0	1,632,214	108.0	0.0	108.0
高知県	897,943	0	897,943	865,277	0	865,277	103.8	0.0	103.8	897,943	0	897,943	865,277	0	865,277	103.8	0.0	103.8
福岡県	7,585,074	0	7,585,074	7,227,902	0	7,227,902	104.9	0.0	104.9	7,585,074	0	7,585,074	7,227,902	0	7,227,902	104.9	0.0	104.9
佐賀県	1,107,163	0	1,107,163	1,063,958	0	1,063,958	104.1	0.0	104.1	1,107,163	0	1,107,163	1,063,958	0	1,063,958	104.1	0.0	104.1
長崎県	1,457,297	0	1,457,297	1,379,571	0	1,379,571	105.6	0.0	105.6	1,457,297	0	1,457,297	1,379,571	0	1,379,571	105.6	0.0	105.6
熊本県	2,484,268	19	2,484,287	2,460,775	0	2,460,775	101.0	0.0	101.0	2,484,228	19	2,484,247	2,460,743	0	2,460,743	101.0	0.0	101.0
大分県	1,581,953	0	1,581,953	1,527,438	0	1,527,438	103.6	0.0	103.6	1,581,953	0	1,581,953	1,527,438	0	1,527,438	103.6	0.0	103.6
宮崎県	1,406,526	0	1,406,526	1,358,818	0	1,358,818	103.5	0.0	103.5	1,406,526	0	1,406,526	1,358,818	0	1,358,818	103.5	0.0	103.5
鹿児島県	1,885,013	0	1,885,013	1,828,184	0	1,828,184	103.1	0.0	103.1	1,885,013	0	1,885,013	1,828,184	0	1,828,184	103.1	0.0	103.1
沖縄県	1,452,728	0	1,452,728	1,287,973	0	1,287,973	112.8	0.0	112.8	1,452,583	0	1,452,583	1,287,973	0	1,287,973	112.8	0.0	112.8
合計	198,234,943	4,223	198,239,166	189,690,181	4,398	189,694,579	104.5	96.0	104.5	198,227,874	2,125	198,229,999	189,677,861	1,770	189,679,631	104.5	120.1	104.5

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

自動車税

都道府県名	調査額 (2018年度)			調査額 (2017年度)			調査額 (2018年度)			調査額 (2017年度)			収入額の前年比			収入額 (2018年度)			収入額 (2017年度)			収入歩合 (2018年度)			収入歩合 (2017年度)					
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	76,915,431	995,669	77,911,100	76,695,333	1,174,569	77,869,902	100.3	84.8	100.1	76,595,543	278,617	76,874,160	76,346,448	326,213	76,672,661	100.3	85.4	100.3	99.6	28.0	98.7	99.5	27.8	98.5	99.6	28.0	98.7	99.5	27.8	98.5
青森県	16,674,855	106,987	16,781,842	16,616,692	129,113	16,745,805	100.4	82.9	100.2	16,616,302	48,248	16,664,550	16,556,030	62,235	16,618,265	100.4	77.5	100.3	99.6	45.1	99.3	99.6	48.2	99.2	99.6	45.1	99.3	99.6	48.2	99.2
岩手県	17,850,661	87,670	17,938,331	17,775,187	96,161	17,871,348	100.4	91.2	100.4	17,816,549	36,744	17,853,293	17,736,384	36,852	17,773,236	100.5	99.7	100.5	99.8	41.9	99.5	99.8	38.3	99.5	99.8	41.9	99.5	99.8	38.3	99.5
宮城県	33,280,805	237,739	33,518,544	33,149,203	261,213	33,410,416	100.4	91.0	100.3	33,179,315	90,370	33,269,685	33,042,712	104,735	33,147,447	100.4	86.3	100.4	99.7	38.0	99.3	99.7	40.1	99.2	99.7	38.0	99.3	99.7	40.1	99.2
秋田県	16,137,150	60,517	16,197,667	13,658,759	80,758	13,739,512	99.8	74.9	99.7	13,629,949	12,232	13,642,182	13,646,195	15,469	13,661,365	99.9	80.6	99.9	99.9	20.2	99.6	99.9	18.8	99.4	99.9	20.2	99.6	99.9	18.8	99.4
山形県	16,117,650	70,101	16,187,751	16,041,099	86,709	16,127,808	100.5	80.8	100.4	16,097,256	17,001	16,114,257	16,017,179	20,423	16,037,602	100.5	83.2	100.5	99.9	24.3	99.5	99.9	23.6	99.4	99.9	24.3	99.5	99.9	23.6	99.4
福島県	30,701,701	487,850	31,189,551	30,683,711	484,512	31,168,223	100.1	100.7	100.1	30,549,210	122,556	30,671,766	30,517,976	131,565	30,649,541	100.1	93.2	100.1	99.5	25.1	98.3	99.5	27.2	98.3	99.5	25.1	98.3	99.5	27.2	98.3
茨城県	50,531,174	638,933	51,170,107	50,314,788	856,851	51,171,639	100.4	74.6	100.0	50,327,981	170,144	50,498,125	50,102,833	201,061	50,303,894	100.4	84.6	100.4	99.6	26.6	98.7	99.6	23.5	98.3	99.6	26.6	98.7	99.6	23.5	98.3
栃木県	35,203,468	122,159	35,325,627	35,048,544	171,738	35,220,282	100.4	71.1	100.3	35,158,585	25,296	35,183,881	35,009,340	28,287	35,037,627	100.4	89.4	100.4	99.9	20.7	99.6	99.9	16.5	99.5	99.9	20.7	99.6	99.9	16.5	99.5
群馬県	34,360,805	196,712	34,557,517	34,194,180	284,210	34,448,390	100.5	77.4	100.3	34,317,459	35,039	34,352,498	34,142,399	43,800	34,186,199	100.5	80.0	100.5	99.9	17.8	99.4	99.8	17.2	99.2	99.9	17.8	99.4	99.8	17.2	99.2
埼玉県	85,796,298	663,569	86,459,867	85,216,699	828,990	86,045,689	100.7	80.0	100.5	85,521,509	236,805	85,758,316	84,909,232	299,746	85,208,978	100.7	79.0	100.6	99.7	35.7	99.2	99.2	36.2	99.0	99.7	35.7	99.2	99.2	36.2	99.0
千葉県	74,878,547	1,271,465	76,150,012	74,636,187	1,577,327	76,013,514	100.6	80.6	100.2	74,528,104	432,130	74,960,234	74,021,110	525,606	74,546,716	100.7	82.2	100.6	99.5	34.0	98.4	99.4	33.3	98.1	99.5	34.0	98.4	99.4	33.3	98.1
東京都	104,935,863	787,673	105,723,536	104,653,868	854,568	105,508,436	100.3	92.2	100.2	104,648,778	259,039	104,907,817	104,342,526	261,704	104,604,230	100.3	99.0	100.3	99.7	32.9	99.2	99.7	30.6	99.1	99.7	32.9	99.2	99.7	30.6	99.1
神奈川県	91,809,051	751,672	92,560,723	91,529,825	835,382	92,365,208	100.3	90.0	100.2	91,551,075	232,241	91,783,316	91,246,739	251,037	91,497,777	100.3	92.5	100.3	99.7	30.9	99.2	99.2	30.1	99.1	99.2	30.9	99.2	99.2	30.1	99.1
新潟県	31,818,139	58,267	31,876,406	31,732,879	65,425	31,798,304	100.3	89.1	100.2	31,798,839	17,785	31,816,624	31,713,272	18,531	31,731,803	100.3	96.0	100.3	99.9	30.5	99.8	99.9	28.3	99.8	99.9	30.5	99.8	99.9	28.3	99.8
富山県	17,048,176	95,501	17,143,677	16,980,402	113,064	17,093,466	100.4	84.5	100.3	17,012,862	42,839	17,055,700	16,939,204	41,502	16,980,706	100.4	103.2	100.4	99.8	44.9	99.5	99.8	36.7	99.3	99.8	44.9	99.5	99.8	36.7	99.3
石川県	17,703,708	232,556	17,936,264	17,549,740	254,036	17,803,776	100.9	91.5	100.7	17,603,216	102,125	17,705,341	17,440,042	110,921	17,550,963	100.9	93.1	100.9	99.4	43.9	99.7	99.8	43.7	99.6	99.7	43.9	99.7	99.8	43.7	99.6
福井県	12,132,056	97,595	12,229,651	12,016,944	122,705	12,139,649	101.0	79.5	100.7	12,101,743	27,979	12,129,722	11,985,645	40,161	12,025,806	101.0	69.7	100.9	99.8	28.7	99.2	99.2	32.7	99.1	99.2	28.7	99.2	99.2	32.7	99.1
山梨県	12,913,057	128,056	13,041,113	12,853,801	138,774	12,992,575	100.5	92.3	100.4	12,871,145	48,532	12,919,677	12,801,339	45,564	12,846,903	100.5	106.5	100.6	99.7	37.9	99.1	99.1	32.8	98.9	99.1	37.9	99.1	99.1	32.8	98.9
長野県	31,868,638	200,212	32,068,850	31,806,074	245,269	32,051,343	100.2	81.6	100.1	31,794,231	69,681	31,863,912	31,724,993	81,824	31,806,817	100.2	85.2	100.2	99.8	34.8	99.4	99.7	33.4	99.2	99.8	34.8	99.4	99.7	33.4	99.2
岐阜県	31,860,653	535,695	32,396,348	31,717,777	587,533	32,305,310	100.5	91.2	100.3	31,674,731	230,038	31,904,769	31,485,497	244,880	31,730,377	100.6	93.9	100.5	99.4	42.9	98.5	99.3	41.7	98.2	99.4	42.9	98.5	99.3	41.7	98.2
静岡県	54,253,276	439,627	54,692,967	54,003,139	551,922	54,555,061	100.5	79.7	100.3	54,103,443	150,541	54,253,984	53,804,928	186,205	53,991,333	100.6	80.8	100.5	99.7	34.2	99.2	99.2	33.7	99.0	99.7	34.2	99.2	99.2	33.7	99.0
愛知県	116,439,833	907,691	117,347,460	115,030,361	1,028,536	116,058,897	101.2	88.2	101.1	115,948,515	435,122	116,383,637	114,501,825	482,108	114,983,933	101.3	90.3	101.2	99.6	47.9	99.2	99.2	46.9	99.1	99.6	47.9	99.2	99.2	46.9	99.1
三重県	27,605,307	140,153	27,745,460	27,399,779	168,909	27,568,688	100.8	83.0	100.6	27,568,145	42,619	27,610,764	27,353,571	48,314	27,401,885	100.8	88.2	100.8	99.9	30.4	99.5	99.8	28.6	99.4	99.9	30.4	99.5	99.8	28.6	99.4
滋賀県	18,163,036	200,448	18,363,484	17,944,435	219,998	18,164,433	101.2	91.1	101.1	18,087,521	72,615	18,160,136	17,863,591	70,134	17,933,725	101.3	103.5	101.3	99.6	36.2	98.9	99.5	31.9	98.7	99.6	36.2	98.9	99.5	31.9	98.7
京都府	25,196,596	440,826	25,637,422	25,030,548	506,373	25,536,921	100.7	87.1	100.4	25,020,066	180,667	25,200,733	24,840,925	198,786	25,039,711	100.7	90.9	100.6	99.3	41.0	98.3	99.2	39.3	98.1	99.3	41.0	98.3	99.2	39.3	98.1
大阪府	78,474,366	955,564	79,429,930	77,661,297	1,207,469	78,968,762	100.9	79.1	100.6	78,106,695	364,445	78,471,140	77,312,070	475,899	77,787,969	101.0	76.6	100.8	99.5	38.1	98.8	99.4	39.4	98.5	99.4	38.1	98.8	99.4	39.4	98.5
兵庫県	61,671,042	818,039	62,489,081	61,204,752	931,365	62,136,061	100.8	87.8	100.6	61,303,988	394,482	61,698,478	60,789,938	431,379	61,221,317	100.8	91.4	100.8	99.4	48.2	98.7	99.3	46.3	98.5	99.3	48.2	98.7	99.3	46.3	98.5
奈良県	15,218,477	260,214	15,478,691	15,191,803	319,259	15,511,062	100.2	81.5	99.8	15,129,666	88,937	15,218,603	15,089,459	100,546	15,190,005	100.3	88.5	100.2	99.4	34.2	98.3	99.3	31.5	97.9	99.4	34.2	98.3	99.3	31.5	97.9
和歌山県	11,143,027	50,787	11,193,814	11,103,300	70,081	11,173,381	100.4	72.5	100.2	11,129,526	17,885	11,147,411	11,087,802	24,365	11,112,167	100.4	73.4	100.3	99.9	35.2	99.6	99.9	34.8	99.5	99.9	35.2	99.6	99.9	34.8	99.5
鳥取県	7,022,946	23,004	7,045,950	6,962,216	23,777	7,018,987	100.9	96.7	100.9	7,017,870	7,864	7,025,734	6,952,960	8,052	6,961,012	100.9	97.7	100.9	99.9	34.2	99.7	99.9	33.9	99.6	99.9	34.2	99.7	99.9	33.9	99.6
島根県	8,155,561	39,421	8,194,982	8,065,243	47,563	8,112,806	101.1	82.9																						

（単位…額：千円、前年比・収入歩合：％）

鉱区税

都道府県名	調定額(2018年度)			調定額(2017年度)			調定額の前年比			収入額(2018年度)			収入額の前年比			収入歩合(2018年度)			収入歩合(2017年度)					
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計			
北海道	27,756	877	28,633	31,275	821	32,096	88.7	106.8	89.2	27,479	46	27,525	31,005	215	31,220	88.6	21.4	88.2	99.0	5.2	96.1	99.1	26.2	97.3
青森県	3,028	0	3,028	3,030	0	3,030	99.9	0.0	99.9	3,028	0	3,028	3,030	0	3,030	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	17,505	300	17,805	16,935	744	17,679	103.4	40.3	100.7	17,369	0	17,369	16,771	608	17,379	103.6	0.0	99.9	99.2	0.0	97.6	99.0	81.7	98.3
宮城県	2,619	0	2,619	2,835	0	2,835	92.4	0.0	92.4	2,619	0	2,619	2,835	0	2,835	92.4	0.0	92.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	13,324	579	13,904	15,206	600	15,806	87.6	96.5	88.0	13,077	398	13,475	14,894	90	14,984	87.8	442.2	89.9	98.1	68.7	96.9	97.9	15.0	94.8
山形県	2,970	0	2,970	3,258	0	3,258	91.2	0.0	91.2	2,970	0	2,970	3,258	0	3,258	91.2	0.0	91.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	10,436	108	10,544	10,610	224	10,834	98.4	48.2	97.3	10,436	2	10,438	10,608	0	10,608	98.4	0.0	98.4	100.0	1.9	99.0	100.0	0.0	97.9
茨城県	4,298	158	4,456	3,992	287	4,279	107.7	55.1	104.1	4,298	0	4,298	3,961	0	3,961	108.5	0.0	108.5	100.0	0.0	96.5	99.2	0.0	92.6
栃木県	7,417	150	7,567	7,358	88	7,446	100.8	170.5	101.6	7,417	66	7,483	7,292	0	7,292	101.7	0.0	102.6	100.0	44.0	98.9	99.1	0.0	97.9
群馬県	1,706	0	1,706	1,739	0	1,739	98.1	0.0	98.1	1,706	0	1,706	1,739	0	1,739	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	4,860	0	4,860	4,915	0	4,915	98.9	0.0	98.9	4,833	0	4,833	4,915	0	4,915	98.3	0.0	98.3	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0
千葉県	41,898	0	41,898	41,888	0	41,888	100.0	0.0	100.0	41,898	0	41,898	41,888	0	41,888	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	2,119	0	2,119	2,119	0	2,119	100.0	0.0	100.0	2,119	0	2,119	2,119	0	2,119	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	1	0	1	1	0	1	100.0	0.0	100.0	1	0	1	1	0	1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	47,818	44	47,862	48,318	1	48,319	99.0	440.0	99.1	47,782	0	47,782	48,275	0	48,275	99.0	0.0	99.0	99.9	0.0	99.8	99.9	0.0	99.9
富山県	777	0	777	711	581	1,292	109.3	0.0	60.1	661	0	661	595	0	595	111.1	0.0	111.1	85.1	0.0	85.1	83.7	0.0	46.1
石川県	491	0	491	491	0	491	100.0	0.0	100.0	491	0	491	491	0	491	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	2,235	0	2,235	2,086	0	2,086	107.1	0.0	107.1	2,235	0	2,235	2,086	0	2,086	107.1	0.0	107.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	244	0	244	244	0	244	100.0	0.0	100.0	244	0	244	244	0	244	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	2,658	0	2,658	2,691	0	2,691	98.8	0.0	98.8	2,658	0	2,658	2,691	0	2,691	98.8	0.0	98.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	16,561	4,104	20,665	15,939	3,896	19,835	103.9	105.3	104.2	16,331	0	16,331	15,709	0	15,709	104.0	0.0	104.0	98.6	0.0	79.0	98.6	0.0	79.2
静岡県	3,931	0	3,931	3,929	0	3,929	100.1	0.0	100.1	3,931	0	3,931	3,929	0	3,929	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	2,829	0	2,829	2,792	0	2,792	101.3	0.0	101.3	2,815	0	2,815	2,792	0	2,792	100.8	0.0	100.8	99.5	0.0	99.5	100.0	0.0	100.0
三重県	2,965	0	2,965	3,003	0	3,003	98.7	0.0	98.7	2,965	0	2,965	3,003	0	3,003	98.7	0.0	98.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	7,328	0	7,328	7,164	0	7,164	102.3	0.0	102.3	7,328	0	7,328	7,164	0	7,164	102.3	0.0	102.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	527	64	591	524	27	551	100.6	237.0	107.3	467	24	491	464	9	473	100.6	266.7	103.8	88.6	37.5	83.1	88.5	33.3	85.8
大阪府	40	0	40	40	0	40	100.0	0.0	100.0	40	0	40	40	0	40	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	10,513	0	10,513	10,625	0	10,625	98.9	0.0	98.9	10,513	0	10,513	10,625	0	10,625	98.9	0.0	98.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	738	0	738	802	0	802	92.0	0.0	92.0	738	0	738	802	0	802	92.0	0.0	92.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	91	0	91	91	0	91	100.0	0.0	100.0	91	0	91	91	0	91	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	734	0	734	734	0	734	100.0	0.0	100.0	734	0	734	734	0	734	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	1,153	0	1,153	1,158	0	1,158	99.6	0.0	99.6	1,153	0	1,153	1,158	0	1,158	99.6	0.0	99.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	10,745	66	10,811	10,723	66	10,789	100.2	100.0	100.2	10,745	0	10,745	10,723	0	10,723	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0	99.4	100.0	0.0	99.4
広島県	4,450	0	4,450	4,440	0	4,440	100.2	0.0	100.2	4,450	0	4,450	4,440	0	4,440	100.2	0.0	100.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	9,128	0	9,128	9,139	0	9,139	99.9	0.0	99.9	9,128	0	9,128	9,139	0	9,139	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	1,289	0	1,289	1,291	0	1,291	99.8	0.0	99.8	1,289	0	1,289	1,291	0	1,291	99.8	0.0	99.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	12	0	12	12	0	12	100.0	0.0	100.0	12	0	12	12	0	12	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	3,160	467	3,627	3,680	0	3,680	85.9	0.0	98.6	3,043	0	3,043	3,213	0	3,213	94.7	0.0	94.7	96.3	0.0	83.9	87.3	0.0	80.0
高知県	7,102	0	7,102	6,849	0	6,849	103.7	0.0	103.7	7,102	0	7,102	6,849	0	6,849	103.7	0.0	103.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	4,629	859	5,488	5,246	2,552	7,798	88.2	33.7	70.4	4,583	41	4,624	5,131	3	5,134	89.3	1366.7	90.1	99.0	4.8	84.3	97.8	0.1	65.8
佐賀県	231	0	231	231	0	231	100.0	0.0	100.0	231	0	231	231	0	231	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	3,755	0	3,755	3,766	0	3,766	99.7	0.0	99.7	3,755	0	3,755	3,766	0	3,766	99.7	0.0	99.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	8,962	330	9,292	8,752	330	9,082	102.4	100.0	102.3	8,852	0	8,852	8,642	0	8,642	102.4	0.0	102.4	98.8	0.0	95.3	98.7	0.0	95.2
大分県	10,670	0	10,670	10,774	69	10,843	99.0	0.0	98.4	10,670	0	10,670	10,774	0	10,774	99.0	0.0	99.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	99.4
宮崎県	6,204	0	6,204	6,030	0	6,030	102.9	0.0	102.9	6,204	0	6,204	6,030	0	6,030	102.9	0.0	102.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	9,016	2,951	11,967	8,910	2,332	11,242	101.2	126.5	106.4	8,372	0	8,372	8,279	13	8,291	101.1	0.0	101.0	92.9	0.0	70.0	92.9	0.5	73.8
沖縄県	7,273	504	7,777	7,450	601	8,051	97.6	83.9	96.6	7,199	349	7,548	7,431	141	7,572	96.9	247.5	99.7	99.0	69.2	97.1	99.7	23.5	94.1
合計	328,196	11,561	339,757	333,796	13,219	347,015	98.3	87.5	97.9	326,061	926	326,987	331,159	1,079	332,238	98.5	85.9	98.4	99.3	8.0	96.2	99.2	8.2	95.7

固定資産税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2018年度			2017年度			前年比			2018年度			2017年度			前年比			収入歩合			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	765,173	0	765,173	745,188	0	745,188	102.7	0.0	102.7	765,173	0	765,173	745,188	0	745,188	102.7	0.0	102.7	100.0	0.0	100.0	
青森県	101,061	0	101,061	114,579	0	114,579	88.2	0.0	88.2	101,061	0	101,061	114,579	0	114,579	88.2	0.0	88.2	100.0	0.0	100.0	
岩手県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
宮城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
秋田県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福島県	3,480,601	0	3,480,601	2,474,551	0	2,474,551	140.7	0.0	140.7	3,480,601	0	3,480,601	2,474,551	0	2,474,551	140.7	0.0	140.7	100.0	0.0	100.0	
茨城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
東京都	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
新潟県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福井県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山梨県	0	0	0	523,455	0	523,455	0.0	0.0	0.0	0	0	0	523,455	0	523,455	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
静岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
愛知県	6,534,143	0	6,534,143	572,484	0	572,484	1141.4	0.0	1141.4	6,534,143	0	6,534,143	572,484	0	572,484	1141.4	0.0	1141.4	100.0	0.0	100.0	
三重県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
京都府	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大阪府	8,878	0	8,878	0	0	0	0.0	0.0	0.0	8,878	0	8,878	0	0	0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
奈良県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
島根県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岡山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
広島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山口県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
徳島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
佐賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
熊本県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大分県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
沖縄県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	10,889,856	0	10,889,856	4,430,257	0	4,430,257	245.8	0.0	245.8	10,889,856	0	10,889,856	4,430,257	0	4,430,257	245.8	0.0	245.8	100.0	0.0	100.0	

法定外普通税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	2018年度			2017年度			前年比			2018年度			2017年度			前年比			収入歩合		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	50,143	0	50,143	899,960	0	899,960	5.6	0.0	5.6	50,143	0	50,143	899,960	0	899,960	5.6	0.0	5.6	100.0	0.0	100.0
青森県	20,051,937	0	20,051,937	20,044,026	0	20,044,026	100.0	0.0	100.0	20,051,937	0	20,051,937	20,044,026	0	20,044,026	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮城県	105,595	0	105,595	0	0	0	0.0	0.0	0.0	105,595	0	105,595	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
秋田県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
茨城県	1,230,614	0	1,230,614	1,205,898	0	1,205,898	102.0	0.0	102.0	1,230,614	0	1,230,614	1,205,898	0	1,205,898	102.0	0.0	102.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟県	3,209,844	0	3,209,844	3,209,844	0	3,209,844	100.0	0.0	100.0	3,209,844	0	3,209,844	3,209,844	0	3,209,844	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	770,452	0	770,452	770,452	0	770,452	100.0	0.0	100.0	770,452	0	770,452	770,452	0	770,452	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	12,182,842	0	12,182,842	9,882,206	0	9,882,206	123.3	0.0	123.3	12,182,842	0	12,182,842	9,882,206	0	9,882,206	123.3	0.0	123.3	100.0	0.0	100.0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
静岡県	1,240,416	0	1,240,416	1,240,416	0	1,240,416	100.0	0.0	100.0	1,240,416	0	1,240,416	1,240,416	0	1,240,416	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
三重県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
滋賀県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
京都府	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大阪府	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
島根県	743,366	0	743,366	704,694	0	704,694	105.5	0.0	105.5	743,366	0	743,366	704,694	0	704,694	105.5	0.0	105.5	100.0	0.0	100.0
岡山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
広島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山口県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	1,485,919	0	1,485,919	920,600	0	920,600	161.4	0.0	161.4	1,485,919	0	1,485,919	920,600	0	920,600	161.4	0.0	161.4	100.0	0.0	100.0
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
佐賀県	3,802,529	0	3,802,529	1,765,664	0	1,765,664	215.4	0.0	215.4	3,802,529	0	3,802,529	1,765,664	0	1,765,664	215.4	0.0	215.4	100.0	0.0	100.0
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
熊本県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
大分県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鹿児島県	2,021,242	0	2,021,242	1,219,020	0	1,219,020	165.8	0.0	165.8	2,021,242	0	2,021,242	1,219,020	0	1,219,020	165.8	0.0	165.8	100.0	0.0	100.0
沖縄県	1,014,451	0	1,014,451	1,021,017	0	1,021,017	99.4	0.0	99.4	1,014,451	0	1,014,451	1,021,017	0	1,021,017	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0
合計	47,909,350	0	47,909,350	42,883,797	0	42,883,797	111.7	0.0	111.7	47,909,350	0	47,909,350	42,883,797	0	42,883,797	111.7	0.0	111.7	100.0	0.0	100.0

狩猟税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額(2018年度)			調定額(2017年度)			調定額の前年比			収入額(2018年度)			収入額の前年比			収入歩合(2018年度)			収入歩合(2017年度)		
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計
北海道	899,960	0	899,960	51,596	0	51,596	1744.2	0.0	1744.2	899,960	0	899,960	1744.2	0.0	1744.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
青森県	4,027	0	4,027	4,812	0	4,812	83.7	0.0	83.7	4,027	0	4,027	83.7	0.0	83.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	13,381	0	13,381	13,518	0	13,518	99.0	0.0	99.0	13,381	0	13,381	99.0	0.0	99.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	13,082	0	13,082	13,818	0	13,818	94.7	0.0	94.7	13,082	0	13,082	94.7	0.0	94.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	1,446	0	1,446	3,938	0	3,938	36.7	0.0	36.7	1,446	0	1,446	36.7	0.0	36.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	3,931	0	3,931	5,230	0	5,230	75.2	0.0	75.2	3,931	0	3,931	75.2	0.0	75.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	14,904	0	14,904	16,263	0	16,263	91.6	0.0	91.6	14,904	0	14,904	91.6	0.0	91.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	42,321	0	42,321	43,499	0	43,499	97.3	0.0	97.3	42,321	0	42,321	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
栃木県	24,839	0	24,839	25,953	0	25,953	95.7	0.0	95.7	24,839	0	24,839	95.7	0.0	95.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
群馬県	19,906	0	19,906	21,576	0	21,576	92.3	0.0	92.3	19,906	0	19,906	92.3	0.0	92.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
埼玉県	21,412	0	21,412	21,665	0	21,665	98.8	0.0	98.8	21,412	0	21,412	98.8	0.0	98.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
千葉県	33,429	0	33,429	33,429	0	33,429	99.9	0.0	99.9	33,429	0	33,429	99.9	0.0	99.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
東京都	4,178	0	4,178	4,006	0	4,006	104.3	0.0	104.3	4,178	0	4,178	104.3	0.0	104.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	16,657	0	16,657	16,462	0	16,462	101.2	0.0	101.2	16,657	0	16,657	101.2	0.0	101.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
新潟県	12,608	0	12,608	12,684	0	12,684	99.4	0.0	99.4	12,608	0	12,608	99.4	0.0	99.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	6,192	0	6,192	6,212	0	6,212	99.7	0.0	99.7	6,192	0	6,192	99.7	0.0	99.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
石川県	12,034	0	12,034	12,213	0	12,213	98.5	0.0	98.5	12,034	0	12,034	98.5	0.0	98.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福井県	11,613	0	11,613	12,138	0	12,138	95.7	0.0	95.7	11,613	0	11,613	95.7	0.0	95.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山梨県	14,328	0	14,328	14,712	0	14,712	97.4	0.0	97.4	14,328	0	14,328	97.4	0.0	97.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長野県	23,154	0	23,154	24,131	0	24,131	96.0	0.0	96.0	23,154	0	23,154	96.0	0.0	96.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岐阜県	18,603	0	18,603	19,863	0	19,863	93.7	0.0	93.7	18,603	0	18,603	93.7	0.0	93.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	38,666	0	38,666	42,278	0	42,278	91.5	0.0	91.5	38,666	0	38,666	91.5	0.0	91.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛知県	12,851	0	12,851	13,369	0	13,369	96.1	0.0	96.1	12,851	0	12,851	96.1	0.0	96.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	22,809	0	22,809	23,720	0	23,720	96.2	0.0	96.2	22,809	0	22,809	96.2	0.0	96.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	12,963	0	12,963	13,171	0	13,171	98.4	0.0	98.4	12,963	0	12,963	98.4	0.0	98.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	19,485	0	19,485	19,750	0	19,750	98.7	0.0	98.7	19,485	0	19,485	98.7	0.0	98.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	8,294	0	8,294	7,819	0	7,819	106.1	0.0	106.1	8,294	0	8,294	106.1	0.0	106.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	36,654	0	36,654	37,432	0	37,432	97.9	0.0	97.9	36,654	0	36,654	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
奈良県	11,616	0	11,616	11,605	0	11,605	100.1	0.0	100.1	11,616	0	11,616	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	16,660	0	16,660	16,442	0	16,442	101.3	0.0	101.3	16,660	0	16,660	101.3	0.0	101.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鳥取県	5,843	0	5,843	6,458	0	6,458	90.5	0.0	90.5	5,843	0	5,843	90.5	0.0	90.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	11,998	0	11,998	12,831	0	12,831	93.5	0.0	93.5	11,998	0	11,998	93.5	0.0	93.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岡山県	17,607	0	17,607	19,177	0	19,177	91.8	0.0	91.8	17,607	0	17,607	91.8	0.0	91.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
広島県	24,691	0	24,691	25,293	0	25,293	97.6	0.0	97.6	24,691	0	24,691	97.6	0.0	97.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山口県	11,951	0	11,951	13,547	0	13,547	88.2	0.0	88.2	11,951	0	11,951	88.2	0.0	88.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	13,357	0	13,357	13,927	0	13,927	95.9	0.0	95.9	13,357	0	13,357	95.9	0.0	95.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
香川県	4,595	0	4,595	5,225	0	5,225	87.9	0.0	87.9	4,595	0	4,595	87.9	0.0	87.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
愛媛県	26,024	0	26,024	26,601	0	26,601	97.8	0.0	97.8	26,024	0	26,024	97.8	0.0	97.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	21,541	0	21,541	22,552	0	22,552	95.5	0.0	95.5	21,541	0	21,541	95.5	0.0	95.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福岡県	18,750	0	18,750	19,485	0	19,485	96.2	0.0	96.2	18,750	0	18,750	96.2	0.0	96.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
佐賀県	9,508	0	9,508	9,595	0	9,595	99.1	0.0	99.1	9,508	0	9,508	99.1	0.0	99.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	8,568	0	8,568	9,062	0	9,062	94.5	0.0	94.5	8,568	0	8,568	94.5	0.0	94.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	20,084	0	20,084	21,235	0	21,235	94.6	0.0	94.6	20,084	0	20,084	94.6	0.0	94.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	22,687	0	22,687	24,951	0	24,951	90.9	0.0	90.9	22,687	0	22,687	90.9	0.0	90.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮崎県	24,679	0	24,679	26,368	0	26,368	93.6	0.0	93.6	24,679	0	24,679	93.6	0.0	93.6	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	26,058	0	26,058	26,607	0	26,607	97.9	0.0	97.9	26,058	0	26,058	97.9	0.0	97.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	2,788	0	2,788	2,089	0	2,089	133.5	0.0	133.5	2,788	0	2,788	133.5	0.0	133.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	1,662,702	0	1,662,702	848,306	0	848,306	196.0	0.0	196.0	1,662,721	0	1,662,721	196.0	0.0	196.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0

法定外目的税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

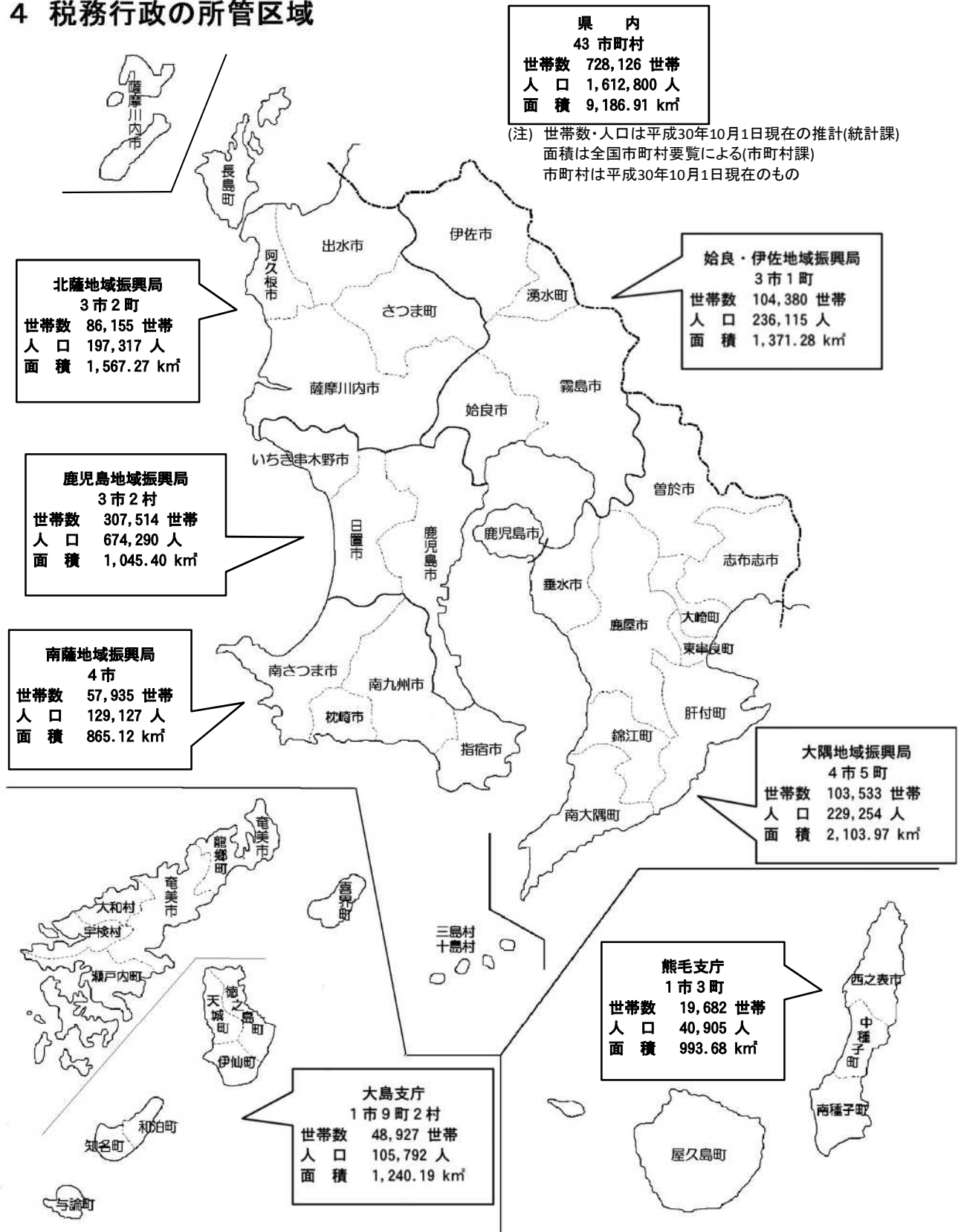
都道府県名	調定額 (2018年度)			調定額 (2017年度)			調定額の前年比			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2018年度)			収入歩合 (2017年度)					
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計			
北海道	845,701	518	846,219	784,781	3,787	788,568	107.8	13.7	107.3	845,607	12	845,619	784,769	3,281	788,050	107.8	0.4	107.3	100.0	2.3	99.9	100.0	86.6	99.9
青森県	90,102	0	90,102	89,306	0	89,306	100.9	0.0	100.9	90,102	0	90,102	89,306	0	89,306	100.9	0.0	100.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
岩手県	93,063	0	93,063	79,215	0	79,215	117.5	0.0	117.5	93,063	0	93,063	79,215	0	79,215	117.5	0.0	117.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
宮城県	455,333	0	455,333	442,759	0	442,759	102.8	0.0	102.8	455,333	0	455,333	442,759	0	442,759	102.8	0.0	102.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
秋田県	180,663	0	180,663	206,511	0	206,511	87.5	0.0	87.5	180,663	0	180,663	206,511	0	206,511	87.5	0.0	87.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
山形県	148,939	0	148,939	148,742	0	148,742	100.1	0.0	100.1	148,939	0	148,939	148,742	0	148,742	100.1	0.0	100.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
福島県	518,168	0	518,168	476,345	0	476,345	108.8	0.0	108.8	518,168	0	518,168	476,345	0	476,345	108.8	0.0	108.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
茨城県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
栃木県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
千葉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
東京都	2,667,238	0	2,667,238	2,360,595	0	2,360,595	113.0	0.0	113.0	2,667,238	0	2,667,238	2,360,596	0	2,360,596	113.0	0.0	113.0	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
神奈川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新潟県	146,784	0	146,784	142,808	0	142,808	102.8	0.0	102.8	146,784	0	146,784	142,808	0	142,808	102.8	0.0	102.8	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福井県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
岐阜県	12,121	0	12,121	12,254	0	12,254	98.9	0.0	98.9	12,121	0	12,121	12,254	0	12,254	98.9	0.0	98.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
静岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛知県	556,505	0	556,505	529,328	0	529,328	105.1	0.0	105.1	556,505	0	556,505	529,328	0	529,328	105.1	0.0	105.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
三重県	500,925	0	500,925	457,301	0	457,301	109.5	0.0	109.5	500,925	0	500,925	457,301	0	457,301	109.5	0.0	109.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
滋賀県	23,918	0	23,918	24,588	0	24,588	97.3	0.0	97.3	23,918	0	23,918	24,588	0	24,588	97.3	0.0	97.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
京都府	198,378	0	198,378	90,713	0	90,713	218.7	0.0	218.7	198,378	0	198,378	90,713	0	90,713	218.7	0.0	218.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大阪府	756,390	17	756,407	771,003	0	771,003	98.1	0.0	98.1	756,391	17	756,408	770,996	0	770,996	98.1	0.0	98.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
兵庫県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
奈良県	135,244	0	135,244	138,721	0	138,721	97.5	0.0	97.5	135,244	0	135,244	138,721	0	138,721	97.5	0.0	97.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
鳥取県	8,276	0	8,276	8,856	0	8,856	93.5	0.0	93.5	8,276	0	8,276	8,856	0	8,856	93.5	0.0	93.5	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
島根県	267,123	0	267,123	290,800	170	290,970	91.9	0.0	91.8	267,123	0	267,123	290,800	0	290,800	91.9	0.0	91.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	99.9
岡山県	600,756	36,157	636,913	493,388	36,357	529,745	121.8	99.4	120.2	600,756	0	600,756	493,388	200	493,588	121.8	0.0	121.7	100.0	0.0	94.3	100.0	0.6	93.2
広島県	594,811	2,028	596,839	509,698	0	509,698	116.7	0.0	117.1	594,811	2,028	596,839	507,669	0	507,669	117.2	0.0	117.6	100.0	0.0	100.0	99.6	0.0	99.6
山口県	241,412	0	241,412	217,833	2,775	220,608	110.8	0.0	109.4	241,412	0	241,412	217,833	2,775	220,608	110.8	0.0	109.4	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
徳島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
愛媛県	268,612	0	268,612	235,227	0	235,227	114.2	0.0	114.2	268,612	0	268,612	235,227	0	235,227	114.2	0.0	114.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
福岡県	184,559	7	184,566	181,770	0	181,770	101.5	0.0	101.5	180,540	7	180,547	181,763	0	181,763	99.3	0.0	99.3	97.8	100.0	97.8	100.0	0.0	100.0
佐賀県	103,805	0	103,805	102,551	0	102,551	101.2	0.0	101.2	103,805	0	103,805	102,551	0	102,551	101.2	0.0	101.2	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
長崎県	62,817	0	62,817	75,794	0	75,794	82.9	0.0	82.9	62,817	0	62,817	75,794	0	75,794	82.9	0.0	82.9	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
熊本県	117,662	0	117,662	102,250	0	102,250	115.1	0.0	115.1	117,662	0	117,662	102,250	0	102,250	115.1	0.0	115.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
大分県	412,971	300,099	713,070	287,997	307,185	595,182	143.4	97.7	119.8	412,971	0	412,971	287,997	7,085	295,082	143.4	0.0	140.0	100.0	0.0	57.9	100.0	2.3	49.6
宮崎県	249,377	0	249,377	270,686	0	270,686	92.1	0.0	92.1	249,377	0	249,377	270,686	0	270,686	92.1	0.0	92.1	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
鹿児島県	192,198	0	192,198	155,411	0	155,411	123.7	0.0	123.7	192,198	0	192,198	155,411	0	155,411	123.7	0.0	123.7	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
沖縄県	37,948	0	37,948	32,631	0	32,631	116.3	0.0	116.3	37,948	0	37,948	32,631	0	32,631	116.3	0.0	116.3	100.0	0.0	100.0	100.0	0.0	100.0
合計	10,671,799	338,826	11,010,625	9,719,862	350,274	10,070,136	109.8	96.7	109.3	10,667,687	2,064	10,669,751	9,717,808	13,341	9,731,149	109.8	15.5	109.6	100.0	0.6	96.9	100.0	3.8	96.6

旧法による税

(単位…額：千円、前年比・収入歩合：%)

都道府県名	調定額 (2018年度)			調定額 (2017年度)			調定額の前年比			収入額 (2018年度)			収入額の前年比			収入歩合 (2018年度)			収入歩合 (2017年度)			
	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	現年	滞繰	計	
北海道	0	315	315	0	716	716	0.0	44.0	44.0	0	129	129	0	32.3	32.3	0.0	41.0	41.0	0.0	55.9	55.9	
青森県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岩手県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
宮城県	0	34	34	0	153	153	0.0	22.2	22.2	0	34	34	0	28.3	28.3	0.0	100.0	100.0	0.0	78.4	78.4	
秋田県	0	2,236	2,236	0	2,594	2,594	0.0	86.2	86.2	0	408	408	0	113.7	113.7	0.0	18.3	18.3	0.0	13.8	13.8	
山形県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
茨城県	0	1,694	1,694	0	2,535	2,535	0.0	66.8	66.8	0	300	300	0	35.7	35.7	0.0	17.7	17.7	0.0	33.2	33.2	
栃木県	0	0	0	0	155	155	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
群馬県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
埼玉県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
千葉県	0	0	0	0	567	567	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
東京都	0	174	174	0	174	174	0.0	100.0	100.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
神奈川県	6	0	6	75	0	75	8.0	8.0	8.0	6	6	6	75	8.0	8.0	100.0	100.0	100.0	0.0	100.0	100.0	
新潟県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
富山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
石川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福井県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山梨県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
長野県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岐阜県	0	67,067	67,067	0	70,444	70,444	0.0	95.2	95.2	0	2,430	2,430	0	3.77	3.77	0.0	3.6	3.6	0.0	4.8	4.8	
静岡県	0	85,294	85,294	0	85,404	85,404	0.0	99.9	99.9	720	720	720	110	654.5	654.5	0.0	0.8	0.8	0.0	0.1	0.1	
愛知県	0	2,893	2,893	0	5,701	5,701	0.0	50.7	50.7	200	200	200	1	20000.0	20000.0	0.0	6.9	6.9	0.0	0.0	0.0	
三重県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
滋賀県	0	0	0	0	307	307	0.0	0.0	0.0	0	0	0	307	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
京都府	0	1,457	1,457	0	4,027	4,027	0.0	36.2	36.2	325	325	325	87	373.6	373.6	0.0	22.3	22.3	0.0	2.2	2.2	
大阪府	0	491,054	491,054	0	614,861	614,861	0.0	79.9	79.9	0	28,065	28,065	0	120.3	120.3	0.0	5.7	5.7	0.0	3.8	3.8	
兵庫県	0	53	53	0	70	70	0.0	75.7	75.7	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
奈良県	0	0	0	0	657	657	0.0	0.0	0.0	0	0	0	657	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
和歌山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鳥取県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
島根県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
岡山県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
広島県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
山口県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
徳島県	0	413	413	0	505	505	0.0	81.8	81.8	180	180	180	93	193.5	193.5	0.0	43.6	43.6	0.0	18.4	18.4	
香川県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
高知県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
福岡県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
佐賀県	0	0	0	0	300	300	0.0	0.0	0.0	0	0	0	300	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
長崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
熊本県	0	0	0	0	4,519	4,519	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
大分県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
宮崎県	0	0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
鹿児島県	0	0	0	0	1,115	1,115	0.0	0.0	0.0	0	0	0	7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.6	
沖縄県	0	0	0	0	226	226	0.0	0.0	0.0	0	0	0	226	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
合計	6	652,684	652,690	75	795,030	795,105	8.0	82.1	82.1	6	32,791	32,797	75	30,566	30,566	8.0	107.3	107.0	100.0	5.0	100.0	
																						3.8

4 税務行政の所管区域



(注) (1) 鹿児島地域振興局自動車税課は県内全域。
(2) 人口の県計は、転入・転出の県外分のみを推計要素としているので市町村の積み上げ人口とは一致しない。
(3) 鷹島 (0.04km²) 及び津倉瀬 (0.01km²) は所属未定。

5 局・支庁所在地及び管轄区域

平成30年4月1日現在

局・支庁 (電話番号)	所在地	管轄区域	市町村数			
			市	町	村	計
鹿児島地域振興局 県税管理課 (099-805-7211, 7213) 課税課 (099-805-7221, 7224, 7227, 7231, 7234, 7252, 7470) 納税課 (099-805-7241, 7246, 7248, 7461, 7462)	(〒892-8520) 鹿児島市小川町3番56号	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市 鹿児島郡 三島村, 十島村	3	-	2	5
鹿児島地域振興局自動車税課 (099-261-5611)	(〒891-0131) 鹿児島市谷山港2丁目5番1号	全域	19	20	4	43
南薩地域振興局 (0993-52-1315, 1317)	(〒897-0031) 南さつま市加世田東本町 8番地13	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市	4	-	-	4
北薩地域振興局 (0996-25-5202, 5203, 5205, 5206)	(〒895-8501) 薩摩川内市神田町1番22号	阿久根市, 出水市, 薩摩川内市 薩摩郡 さつま町 出水郡 長島町	3	2	-	5
始良・伊佐地域振興局 (0995-63-8114, 8116, 8120, 8126)	(〒899-5212) 始良市加治木町諏訪町12番地	伊佐市, 霧島市, 始良市 始良郡 湧水町	3	1	-	4
大隅地域振興局 (0994-52-2093, 2094, 2097, 2098)	(〒893-0011) 鹿屋市打馬2丁目16番6号	鹿屋市, 垂水市, 曾於市, 志布志市 曾於郡 大崎町 肝属郡 東串良町, 錦江町, 南大隅町 肝付町 (ただし, 曾於市・志布志市・曾於郡の軽 油引取税の免税証等の交付を除く。)	4	5	-	9
大隅地域振興局曾於総務分室 (099-482-1138, 1992)	(〒899-8102) 曾於市大隅町岩川5677番地	※ 曾於市・志布志市・曾於郡の軽油引取税 の免税証等の交付のほか, 納税証明書の発 行, 各種申告書の受付等を取り扱ってい る。	-	-	-	-
熊毛支庁 (0997-22-0006, 0063)	(〒891-3192) 西之表市西之表7590番地	西之表市 熊毛郡 中種子町, 南種子町, 屋久島町	1	3	-	4
大島支庁 (0997-57-7225, 7229)	(〒894-8501) 奄美市名瀬永田町17番3号	奄美市 大島郡 大和村, 宇檢村, 瀬戸内町 龍郷町, 喜界町, 徳之島町 天城町, 伊仙町, 和泊町 知名町, 与論町 (ただし, 徳之島町・天城町・伊仙町・和 泊町・知名町・与論町の自動車税, 個人県 民税の納税事務を除く。)	1	9	2	12
徳之島町駐在 (0997-82-4810)	(〒891-7101) 大島郡徳之島町亀津7216番地	※ 徳之島町・天城町・伊仙町の自動車税及 び個人県民税, 和泊町・知名町・与論町の 個人県民税の納税事務を取り扱っている。	-	-	-	-
税務課 (099-286-2111代)	(〒890-8577) 鹿児島市鴨池新町10番1号		19	20	4	43

(注)・鹿児島地域振興局自動車税課の市町村数は, 局・支庁計に算定しない。

・局・支庁において, 口座番号は, 自動車税以外の税目は「02010-2-960005」, 自動車税は「02000-1-960127」を使用。なお, とりまとめ店については, 全税目「福岡貯金事務センター」を利用。

6 県税制の変遷

(1) 機構改革（主なもの）

昭和22年	県に税務課創設
昭和30年	出先機関の機構改革 (1) 加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を財務事務所へ変更（県税事務所廃止） (2) 指宿・日置・出水・伊佐の地方事務所は、それぞれ鹿児島県税事務所，川内財務事務所，加治木財務事務所へ合併 (税務部門)
昭和43年	自動車税の集中管理のため，鹿児島県税事務所へ自動車税の分室設置（鹿児島市東郡元町）
昭和48年	自動車税分室を廃止し，鹿児島県自動車税管理事務所を新設（昭和55年に現在の場所へ移転）
昭和59年	加世田・川内・加治木・大隅・鹿屋の各事務所の名称を総務事務所へ変更（財務事務所廃止）
平成9年	鹿児島県税事務所の名称を鹿児島総務事務所へ変更（県税事務所廃止）
平成14年	自動車税管理事務所納税課を鹿児島総務事務所へ統合（徴収部門の一元化）
平成19年	機構改革 (1) 地域振興局・支庁の設置（鹿児島，南薩，北薩，始良・伊佐，大隅，熊毛，大島） (2) 自動車税管理事務所の廃止（→鹿児島地域振興局自動車税課） (3) 大隅総務事務所の廃止（→大隅地域振興局曾於総務分室） (4) 所管区域（指宿市・揖宿郡）の変更 （鹿児島総務事務所→南薩地域振興局） (5) 税務課に特別滞納整理班を設置し，各地域振興局・支庁に県税徴収対策官・市町村派遣職員を配置
平成22年	大島支庁県税課徳之島町駐在機関を設置
平成23年	税務課に課税対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置（平成27年廃止）
平成24年	税務課に徴税指導対策官を設置し，鹿児島地域振興局に配置 鹿児島地域振興局に自動車税係を設置
平成25年	県税徴収対策官を始良局に集中配置（併せて，南薩局，北薩局，大隅局の配置を廃止）
平成26年	県税徴収対策官を始良局から北薩局へ変更配置
平成27年	県税徴収対策官を北薩局から大隅局へ変更配置
平成28年	県税徴収対策官を大隅局から鹿児島局へ変更配置
平成31年	県税徴収対策官を鹿児島局に加え始良局に配置（併せて熊毛支庁，大島支庁，徳之島町駐在の配置を廃止） 大隅地域振興局曾於総務分室→大隅地域振興局曾於市駐在

(2) 課税関係

○税目の創設，廃止（昭和26年以後）

昭和29年	個人県民税・法人県民税・不動産取得税・道府県たばこ消費税創設
昭和31年	軽油引取税の創設
昭和36年	遊興飲食税の料理飲食等消費税への改正
昭和38年	狩猟者税の廃止，狩猟免許税，入猟税の創設
昭和43年	自動車取得税の創設
昭和54年	狩猟免許税の狩猟者登録税への名称変更
昭和58年	核燃料税（法定外普通税）の創設
昭和63年	利子等に係る県民税（県民税利子割）の創設
平成元年	娯楽施設利用税廃止，ゴルフ場利用税への名称変更
平成元年	料理飲食等消費税廃止，特別地方消費税への名称変更
平成元年	道府県たばこ消費税の道府県たばこ税への名称変更
平成9年	地方消費税の創設
平成12年	特別地方消費税の廃止
平成15年	県民税配当割の創設
平成15年	県民税株式等譲渡所得割の創設

平成15年	法人事業税に外形標準課税の導入
平成16年	狩猟者登録税・入猟税の廃止，狩猟税の創設
平成17年	森林環境税（県民税均等割の超過課税）の創設
平成17年	産業廃棄物税（法定外目的税）の創設
平成19年	税源移譲（所得税→個人住民税）
平成20年	地方法人特別税（国税）の創設
平成21年	自動車取得税及び軽油引取税を目的税（道路特定財源）から普通税に改正
平成26年	地方法人税（国税）の創設
平成30年	国際観光旅客税（国税）の創設
令和元年	自動車取得税の廃止，自動車税環境性能割の創設，自動車税の自動車税種別割への名称変更，地方法人特別税（国税）の廃止，特別法人事業税（国税）の創設

(3) 収納管理関係

○納税制度の拡充・利便化

昭和25年	郵便局窓口での県税払込みの開始
昭和26年	納税貯蓄組合法の発足 納税貯蓄組合補助金交付
昭和45年	口座振替制度による県税の収納開始
昭和61年	県外郵便振替制度の導入
平成7年	所轄外の事務所分における過誤納金の充当及び納税証明書の交付の開始
平成8年	郵便局における徴収金の納付又は納入場所が「県内の郵便局」から「九州各県（沖縄県を除く）内の郵便局」へと拡大
平成13年	納税貯蓄組合補助金廃止
平成16年	収納代理金融機関の拡大（国内にあるみずほ銀行の本店及び支店）
平成18年	法人二税の電子申告の開始 自動車税のコンビニ収納開始
平成20年	電子収納の開始
平成22年	自動車税のクレジット収納開始 自動車税のコンビニ収納の通年化
平成26年	収納代理金融機関の拡大（国内にある三井住友信託銀行の本店並びに地方公共団体の金銭の収納に係る事務を取り扱う支店及び出張所）
平成31年	スマホ決済による収納の開始（自動車税，個人事業税，不動産取得税）

7 税務事務の電算化

(1) 税務事務電算化の経過

- S 46. 1 自動車税（課税・収納）システムの開発に着手
- 47. 4 自動車税システム稼働
- 49.12 自動車税システムの納税照会（オンライン）稼働
- 54. 4 法人二税（課税）システムの開発に着手
- 55. 4 法人二税システム稼働
- 55.10 不動産取得税（課税）システムの開発に着手
- 56. 6 不動産取得税システム稼働
- 57. 4 個人事業税（課税）・鉦区税（課税）のシステム開発に着手
- 58. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手
鉦区税システム稼働
- 7 個人事業税システム稼働
- 60. 4 収納管理システム稼働（S 60. 6 運用停止）
- 61. 4 自動車税システムの再開発（課税・収納，オンラインリアルタイム処理）に着手
- 62.10 システム変更（徴収金の端数処理，法人二税の利子割との調整）に着手
- 63. 4 システム変更稼働
不動産取得税（課税）システムの一部市町村分について漢字化
- H 1. 4 新自動車税システム稼働
- 2. 4 全税目の電算化を図るため，宛名管理システムの開発に着手
法人二税システムの再開発（課税，オンラインリアルタイム処理）に着手
- 3. 4 自動車税を除く全税目の収納管理システムの開発に着手（税務トータルシステムの構想）
- 4. 4 課税一次（オンラインリアルタイム処理）システムの（再）開発に着手
- 5. 4 課税二次システムの開発に着手
宛名管理システム，新法人二税システム稼働
- 7. 4 税務電算システム（収納管理・課税一次・課税二次）稼働
- 7.10 法人二税システム開発（移転価格税制追加）
- 8. 3 自動車税システム開発（名寄せ，滞納履歴画面修正，レイアウト変更，コード追加等）
- 11 県行政情報ネットワーク（行政LAN）整備に伴い，通信体系を変更
- 9. 3 自動車税システム開発（徴収対策システム）
- 6 地方消費税の課税・収納及び統計に関するシステム開発
- 10. 1 郵便番号7桁化対応システム開発
- 3 調定収入状況報告作成プログラムの2000年対応
- 3 自動車税システム開発（2000年対応・郵便番号7桁化対応）
- 11. 4 課税二次システムの再開発（対応OSの変更，MS-DOS → Windows）に着手
- 12.10 新課税二次システム稼働
（税務職員への一人一台パソコン配備を完了）
- 12.11 自動車税納税証明書（継続検査用）自動発行機稼働
- 14. 8 税務総合システムの開発に着手
- 16. 9 狩猟税新設（狩猟者登録税及び入猟税の一本化）対応
- 17. 4 税務総合システム稼働
- 17.10 自動車税のコンビニ収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 18. 1 地方税ポータルシステム（eLTAx）と連携して法人二税電子申告受付処理機能稼働
- 18. 3 自動車税のコンビニ収納処理機能稼働
- 19. 4 県税の電子収納（ペイジー収納）に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 20. 1 会計課の電子収納システムと連携して電子収納（ペイジー収納）機能稼働
- 20. 7 地方法人特別税に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 21. 4 地方法人特別税の一部（決算統計を除く。）機能稼働
- 21. 6 地方法人特別税の一部（決算統計）の機能稼働
- 22. 1 自動車税のクレジット収納に対応するため税務総合システムの改修に着手
- 22. 4 自動車税のコンビニ収納（通年化）稼働
- 22. 5 自動車税のクレジット収納処理機能稼働
- 23. 1 個人事業税に係る国税データ（所得税確定申告書等）の受信機能整備
- 23. 3 税務総合システム（Web化）の改修に着手
- 24. 2 税務総合システム（Web化）稼働
- 24. 5 個人事業税に係る国税データの税務総合システムへの連携開始
- 25.10 核燃料税出力割導入に伴う対応
- 27. 7 自動車税の納税確認の電子化（JNKs）利用開始
- 28. 5 税務総合システムのマイナンバー利用を開始
- 29. 4 滞納整理支援サブシステム稼働
- 30. 2 自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）運用開始
- 30. 4 コンビニ収納の対象税目に不動産取得税，個人事業税を追加

- 30.12 電子申告システム, 国税連携システムの運用形態をASP委託利用型へ移行
 31.4 自動車税, 個人事業税及び不動産取得税のスマホ決済納付機能稼働

(2) 税務総合システムの概要

(H31. 4. 1 現在)

サブシステム	処 理 概 要	開発着手時期	稼働開始時期	処理媒体	開発言語
個人県民税	調定・徴収取扱事務費・滞納報告・統計	H14. 8 Web化 : H23. 3	H17. 4 Web化 : H24. 2	サーバ	YPS_COBOL JAVA
法人三税	法人登録・調定・申告書プレプリント・是認・利子割精算金・電子申告受付				
県民税利子割	登録・申告・更正決定・加算金決定・調定・市町村交付金算定・照会・統計				
個人事業税	登録・調定・賦課参考データ登録・照会・統計・納税通知書再発行・未申告リスト作成・納期限変更・統計				
地方消費税	登録・調定				
不動産取得税	調定・減額・徴収猶予・課税情報修正				
県たばこ税	登録・申告書入力・更正決定・納期限変更・調定・統計				
ゴルフ場利用税	登録・申告書入力・更正・納期限延長・調定・統計・市町村交付金				
自動車二税	申告書入力・分配データ登録・随時賦課				
鉱区税	登録・調定・統計				
狩猟税	登録・調定・税額変更・納期限変更・調定決議・集計				
産業廃棄物税	調定・月報・照会・誤謬・誤賦課				
核燃料税	納税者登録・申告・統計・調定・月報・照会誤謬				
核燃料出力割	調定・月報・照会・誤謬・誤賦課				
軽油引取税	登録・申告書・更正決定・調定・交付税・課税状況調・免税軽油・使用者登録・免税証・統計・特徴者交付金				
納税者管理	名寄せ・納税者変更・登録・返戻文書・タックシール印刷				
収納管理	収納消込・収入更正・決算・納付書発行・納税証明発行・還付充当・督促状				
滞納整理支援	滞納者情報管理・差押・交付要求・催告書・調査書作成, 交渉等記録				
証紙証券等管理	有価証券出納簿, 歳入歳出外現金出納簿, 狩猟税証紙出納簿, 自動車二税証紙出納簿, 始動票札交付整理簿の整理業務				
県民税株式等譲渡所得割	特徴者登録・申告・更正決定・誤謬・市町村交付金処理・調定				
県民税配当割	特徴者登録・申告・更正決定・誤謬・市町村交付金処理				
共通基盤	オンライン起動(ログイン) ・業務インフォメーション機能・マスタメンテ機能				
業務共通	調定指示・月報作成・ヘルプデスク				

8 県税の税率等の推移

(1) 県民税

① 個人

項目 \ 年度	昭和25年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1人目 7万円 2人目以降3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円
税率		(創設) 均等割 年額 100円 所得割 所得税の5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標準とする 13段階の標準税率が設けられ、昭和37年から適用することとされたが、同年度において再び法改正が行われ実施されなかった。	所得割 150万円以下 2% 150万円超 4%

(注) 税率は、県民税利子割、地方消費税、県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟税にあっては一定税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46	47
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円	15万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円	14万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金 額が5万円を超え る配偶者がある場 合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶 者がない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場 合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場 合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がない場 合 1人目 12万円
分離課税に係る所 得割は当分の間算 出税額の90%				所得割 土地建物等の譲 渡所得に対する 税率 (イ)長期譲渡所得 (イ)45, 46, 47年度 1.3% (ロ)48, 49年度 1.6% (ハ)50, 51年度 2.0% (ニ)短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ)4% (ロ)総合課税で 計算した場合の 課税短期譲渡所 得金額に対する 税額の110%相当 額		

年度 項目	48	49	50	51
基礎控除	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円	
税率		<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50,51年度 1.6%</p> <p>(3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)</p>		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(56年度までの適用期限を廃止)

2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

項目	年度	58	59
基礎控除			25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者	25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族	1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率		
	(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得		
	(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	2%	
	(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		
	80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額		
	(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58~60年度)		
	(イ) 長期譲渡所得の金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合		
	○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	2%	
	○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		
	80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額		
	(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合		
	○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合		
	上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率		
	○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		
	80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額		
	(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58~60年度)		
	(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合	1.6%	
	(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合		
	64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。

2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設)配偶者特別控14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 30万円 同居老親等扶養親族 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 長期譲渡所得金額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得の金額が4,000万円以下である場合 (a) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (b) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該 4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ○ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域内農地等の譲渡所得 (61～63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得に対する税率 (昭和63年～平成3年度) (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63～平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものある。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

項目	年度 平成元年度	2
基礎控除		30万円 (A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円 (A) 老人控除対象配偶者 (障害者を含む。) 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円 (B) 配偶者特別控除 30万円 (A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円 (A) 老人扶養親族 (障害者を含む。) 1人 35万円 (A, B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 (B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 (B) 同居老親等扶養親族 (障害者を含む。) 1人 42万円 (A, B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 (B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円 (A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円 (A, B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (平成元～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲 渡所得 (平成元～3年度) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住 用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産 に係る買換え (交換) の特例の適用を受けるものを 除く。) ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ○ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を 控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2% (A) (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 (C) (～平成5年度) (イ) 又は (ロ) いずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所 得 (～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。

2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A, B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは、平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4
31万円	
控除対象配偶者 31万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57万円 配偶者特別控除 31万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1人 31万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 36万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 52万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 57万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 43万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 64万円 特定扶養親族 1人 36万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 57万円	
所得割 (1) 550万円以下の金額 2% 550万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成10年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～9年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成3年12月31日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）

3 平成4年度欄は、平成3年度改正によるものである。

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 （16歳以上23歳未満の扶養親族） 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 （1）長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% （2）長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得（特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%） （3）長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得（一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） （4）課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% （5）課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度の廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
3 平成6年度に限り県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
4 平成7年度欄においては、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額1,000円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計</p>	<p>所得割 (1) 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 3% (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ○ (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等に金額に対する税額の110%相当額 ○ 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等(～平成15年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 ○ 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ハ) 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 ○ 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 3% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>

5 平成7年度分及び平成8年度分の県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円同居 の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等特例廃止</p>

(注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正による。

2 平成10年度分に限り、県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額の限度とする。)を控除した。

3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

4 平成11年度分以降については、県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は、4万円を限度とする。)を控除する。

年度 項目	16	17	18
基礎控除			
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除			老年者控除の廃止
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成15年1月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例(平成15～17年) 1%</p> <p>※ (イ)については、税率1%の特例を創設（～平成20年度）</p> <p>(ロ)については、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 特例不適用（～平成21年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.3%</p> <p>○ 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合26万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>○ 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>○ 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p> <p>均等割</p> <p>500円を「森林環境税」として超過課税した。</p>	

- (注) 1 平成16年度欄において、所得割(1)(※を除く)については平成13年度（平成13年11月）改正、それ以外については平成15年度改正による。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正、均等割超過課税については鹿児島県森林環境税条例によるものである。
- 3 平成18年度欄において、老年者控除については平成16年度税制改正、特別扶養控除については平成18年度税制改正によるものである。
- 4 平成18年度分については、平成17年度税制改正により、定率減税額が1/2に縮減。

19	20
<p>所得割 所得税から住民税への税源移譲により 4%</p>	<p>所得割 (1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率 3.0% (ロ) 平成21年1月1日～平成22年12月31日 3.0% 100万円以下の部分に係る特例 (2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成20年12月31日まで軽減税率 3.0% (ロ) 平成21年1月1日～平成22年12月31日 3.0% 500万円以下の部分に係る特例</p>

(注) 平成19年度分については，平成17年度税制改正により，定率減税の廃止。

年度 項目	21	22
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		<p>(1) 一般扶養控除の年少（16歳未満）の廃止 (2) 特定扶養控除のうち16歳以上19歳未満については、上乗せ部分（12万円）が廃止，扶養控除（33万円）へ移行</p> <p>※ 平成24年度以降適用</p>
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成23年12月31日まで軽減税率3.0%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成26年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成26年度）</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率（平成22年度～平成24年度） 1.2%</p>

23	24
<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等の配当等並びに公募公社債投資信託以外の公募証券信託の配当，国外公募公社債投資信託以外の国外公募証券投資信託の配当等，特定投資法人の投資口の配当等に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成25年12月31日まで軽減税率 3.0%</p> <p>(2) 上場株式等に係る譲渡所得に対する税率 本則税率 5.0% (イ) 平成25年12月31日まで軽減税率 3.0%</p> <p>(3) 退職所得の分離課税に係る所得割について，平成25年1月1日から，その所得割の額から10分の1に相当する金額を控除する措置が廃止</p> <p>(4) 寄附金税額控除の適用下限額を5,000円から2,000円に引下げ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 給与所得控除の見直し(平成26年度分の個人県民税から) 給与収入金額が1,500万円を超える場合の245万円の控除上限設定など</p> <p>(2) 平成25年1月1日以降に支払われる退職所得について，勤続5年以下の法人役員等に係る退職所得2分の1課税を廃止</p>

25	26
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成25年度～平成26年度) 1.2%</p>	<p>均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額1,500円 〔本則税率 年額1,000円に 年額500円を加算した額〕</p> <p>所得割 給与収入および給与所得控除の上限額を段階的に引下げ (平成29年度分の個人県民税から)</p>

27	28
<p>所得割</p> <p>(1) 寄附金控除（ふるさと納税）の特例控除額を個人住民税所得割額の1割から2割へ引上げ</p> <p>(2) 個人住民税における住宅借入金等特別控除について適用期限（平成29年12月31日）を令和元年6月30日まで1年6か月延長</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 検診、予防接種等を受けている個人を対象として、いわゆるスイッチOTC医薬品の購入費用（年間1.2万円を超える部分の金額）についてセルフメディケーション推進のための所得控除制度（医療費控除の控除額計算上の特例措置）を導入</p> <p>※ 参考 スイッチOTC医薬品とは、要指導医薬品及び一般用医薬品のうち、医療用から転用された医薬品（類似の医療用医薬品が医療保険給付の対象外のものを除く。）をいう。</p> <p>(2) 国立大学法人等の行う学生の修学支援事業のために充てられる個人寄附について税額控除制度を導入</p> <p>(3) 公益法人等について、個人寄附に係る税額控除の対象となるために必要な寄附者数の要件を事業規模に応じて緩和</p> <p>(4) 相続により生じた空き家であって旧耐震基準しか満たしていないものに関し、相続人が必要な耐震改修又は除却を行った上で家屋又は土地を売却した場合の譲渡所得について特別控除（3,000万円）を導入</p> <p>(5) 通勤手当の非課税限度額を月額10万円から15万円に引上げ（平成28年に1月1日以後に受けるべき通勤手当について適用）</p>

所得割**1 配偶者控除及び配偶者特別控除の見直し（令和元年度分個人住民税～）**

(1) 配偶者特別控除について、所得控除額33万円の対象となる配偶者の給与収入金額の上限を110万（合計所得金額45万円）から155万円（合計所得金額90万円）に引き上げ。控除額は逡減し、配偶者の給与収入額約201万円（合計所得金額123万円）で消失

(2) 納税者本人に所得制限を導入。給与収入額1,120万円（合計所得金額900万円）で控除額が逡減を開始し、給与収入額1,220万円（合計所得額1,000万円）で消失

2 積立NISAの創設（令和2年度分個人住民税～）

非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）について、積立・分散投資に適した一定の投資信託に対して定期かつ継続的な方法で投資を行う「積立NISA」を創設（年間投資上限額40万円、非課税期間20年。現行のNISAとは選択適用）

所得割

- 1 給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替（令和3年度分個人住民税～）
給与所得控除及び公的年金等控除の控除額を一律10万円引き下げ、基礎控除の控除額を一律10万円引き上げる（33万から43万円に引き上げる）。
- 2 給与所得控除の見直し
 - (1) 給与収入が850万円を超える場合の控除額を220万円から195万円に引き下げる。
 - (2) 子育てや介護に配慮する観点から、23歳未満の扶養家族や特別障害者である扶養親族等を有する者等に負担増が生じないよう措置を講ずる。
- 3 公的年金等控除の見直し
 - (1) 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に195.5万円の上限を設ける。
 - (2) 公的年金等収入以外の所得金額が1,000万円超の場合は、控除額を引き下げる。
- 4 基礎控除の見直し
合計所得金額2,400万円超で控除額が逡減を開始し、2,500万円超で消失する仕組みとする。
- 5 青色申告特別控除の見直し
 - (1) 取引を正規の簿記の原則に従って記録している者に係る青色申告特別控除の控除額を現行の65万円から55万円に引き下げる。
 - (2) (1)にかかわらず、(1)の取引を正規の簿記の原則に従って記録しているものであって、次の要件のいずれかを満たすものに係る青色申告特別控除の控除額を65万円とする。
 - ア その年分の事業に係る仕訳帳及び総勘定元帳について、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律に定めるところにより電磁的記録の備付け及び保存を行っていること。
 - イ その年分の所得税の確定申告書、貸借対照表及び損益計算書の提出を、その提出期限までに電子申告（e-Tax）を使用して行うこと。
- 6 1～5までの見直しに伴う所要の措置
 - (1) 同一生計配偶者及び扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下（現行：38万円以下）に引き上げる。
 - (2) 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下（現行：38万円超123万円以下）とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引上げる。
 - (3) 勤労学生の前年の合計所得金額要件を75万円以下（現行：65万円以下）に引き上げる。
 - (4) 障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する個人住民税の非課税措置の前年の合計所得金額要件を135万円以下（現行：125万円以下）に引き上げる。
 - (5) 個人住民税均等割の非課税基準を、35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に21万円を加えた金額）とする。
また、個人住民税所割について、前年の所得の金額が35万円に本人、同一生計配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に10万円を加えた金額（同一生計配偶者又は扶養親族を有する場合には、その金額に32万円を加えた金額）以下の者を非課税とする。
 - (6) 家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例について、必要経費に算入する金額の最低保障額を55万円（現行：65万円）に引き下げる。

② 法人

年度 項目	昭和25年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600円 法人税割 法人税額の5% 制限税率 6%	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出 資金額が ¹ 1,000万円 を超える法人 年 1,000円 (2) 上記以外の法人 年 600円

年度 項目	53	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を 超える法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は種資金額が50億円を超える 法人 年額 200,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を超え 50億円以下の法人 年額 100,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え 10億円以下の法人 年額 20,000円 (4) 資本の金額及び出資金額が1千万円を超え 1億円以下の法人 年額 6,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000円 法人税割 法人税率 5.0% 制限税率 6.0%

年度 項目	17	26
税 率	均等割(超過課税) (1) 資本の金額又は出資金額が50億円 を超える法人 年額 840,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が10億円を 超え50億円以下の法人 年額 567,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1億円を 超え10億円以下の法人 年額 136,500円 (4) 資本の金額又は出資金額が1千万円を 超え1億円以下の法人 年額 52,500円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 21,000円 ※標準税率の5%相当額を「森林環境税」 として超過課税した。 ※平成17年4月1日以降に開始する事業 年度から適用	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※上記の税率 は、平成26年10 月1日以後に開 始する事業年度 から適用

45	46	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円 を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円 を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円 以下の法人等 年額 2,000円

58	59	平成3年度	6
均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 4,000円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 10,000円	法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 5.8%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の 法人等 年額 20,000円

③ 利子割

年度	昭和63年度
項目	
税率	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4月1日施行

④ 配当割

年度	平成15年度	23	25
項目			
税率	(創設) 配当割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 <small>*平成16年1月1日から平成23年3月31日まで</small> 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%	一定税率 5.0%

⑤ 株式等譲渡所得割

年度	平成15年度	23	25
項目			
税率	(創設) 株式等譲渡所得割 一定税率 5.0% 平成16年1月1日施行 <small>*平成16年1月1日から平成23年3月31日まで</small> 軽減税率 3.0%	※平成25年12月31日まで延長 軽減税率 3.0%	一定税率 5.0%

(2) 事業税

① 個人

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主 控除等	免税点 年 25,000円	基礎控除 年 38,000円	基礎控除 年 50,000円	基礎控除 年 70,000円	基礎控除 年 100,000円	基礎控除 年 120,000円		
税率	第1種事業 12% 第2種事業 8% 特別所得税 第1主業務 6.4% 第2主業務 8%		助産婦等 4%	第1種事業 8% 第2種事業及 び第3種事業 6%			第1種事業 課税所得 年50万円以下 6% 年50万円超 8%	
事業専従者 控除等				特別所得税 が事業税の 第3種事業 とされた。				事業専従者 控除(青色) 年 80,000円

年度 項目	45	46	47	48	49	50	51	52
事業主 控除等	事業主控除 年 320,000円	事業主控除 年 360,000円	事業主控除 年 600,000円	事業主控除 年 800,000円	事業主控除 年 1,500,000円	事業主控除 年 1,800,000円	事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円
税率						制限税率が 設けられた (標準税率の 1.1倍)		
事業専従者 控除等			事業専従者 控除(白色) 年 165,000円	事業専従者 控除(白色) 年 170,000円	事業専従者 控除(白色) 年 192,500円	事業専従者 控除(白色) 年 275,500円	事業専従者 控除(白色) 年 400,000円	

34	37	39	40	41	42	43	44
基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称が変更された	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円		
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦等 3%						
	事業専従者 控除(白色) 年 50,000円			事業専従者 控除(青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者 控除(青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円	事業専従者 控除(青色) 年 170,000円 (白色) 年 110,000円	事業専従者 控除(青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000円

60	63	平成2年度	5	8	10	11	13
事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年2,700,000円			事業主控除 年2,900,000円	
事業専従者 控除(白色) 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000円 その他の 事業専従者 年 450,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000円 その他の 事業専従者 年 470,000円	みなし法人課税 特例の廃止 青色申告特別控 除の特例の創設 350,000円	事業専従者 控除(白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000円 その他の 事業専従者 年 500,000円	青色申告特別控 除の特例 450,000円		青色申告特別控 除の特例 550,000円(追加)

年度	17
項目	
事業主 控除等	
税率	
事業専従者 控除等	青色申告特別控 除の特例 650,000円 100,000円 450,000円 (廃止)

② 法人

年度 項目	昭和25年度	26	29	30	32
税率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50万円以下 10% 年 50万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3以上の道府県に 事務所等を有する法 人で、資本金額等が 500万円以上の法人 の所得及び清算所得 12%	普通法人 年 50万円以下 8% 年 100万円以下 10% 年 100万円超及び 清算所得 12% ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 12%
その他		申告納税制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業(地方鉄軌道事業を除く。)が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。

34	37	39	49	50
<p>普通法人 年 50万円以下 7%</p> <p>年 100万円以下 8%</p> <p>年 200万円以下 10%</p> <p>年 200万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 50万円以下 7%</p> <p>年 50万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 500万円以上の法 人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 100万円以下 6%</p> <p>年 200万円以下 9%</p> <p>年 200万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 100万円以下 6%</p> <p>年 100万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 150万円以下 6%</p> <p>年 300万円以下 9%</p> <p>年 300万円超及 び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 150万円以下 6%</p> <p>年 150万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 が 1,000万円以上の 法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超 700万円以下 9%</p> <p>年 700万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金などが 1,000万円 以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を 有する法人で資本金などが 1,000万円 以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和49年5月1日から昭和50 年4月30日までの間に事業年度の終了 する法人については、次による。</p> <p>普通法人 年 300万円以下 6%</p> <p>年 300万円超 600万円以下 9%</p> <p>年 600万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人 年 300万円以下 6%</p> <p>年 300万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が 設けられた。 (標準税率の 1.1倍)</p>

年度 項目	平成元年度	10	11
税率	<p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び 清算所得 8%</p> <p>(ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)</p> <p>ただし、3以上の道 府県に事務所等を有す る法人で、資本金等が 1,000万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>(ただし、一定の協同 組合等については、 年 10 億 円 超 9%)</p>	<p>普通法人 年 400万円以下 5.6%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 8.4%</p> <p>年 800万円超及び清算所得 11%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人 年 400万円以下 5.6%</p> <p>年 400万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 7.5%</p> <p>※ 上記の税率は平成10年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。 ただし、平成10年3月31日以前に 開始した事業年度分については 従前の次の税率による。</p> <p>普通法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超 700万円以下 9%</p> <p>年 700万円超及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350万円以下 6%</p> <p>年 350万円超及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 400万円以下 5%</p> <p>年 400万円超 800万円以下 7.3%</p> <p>年 800万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人 年 400万円以下 5%</p> <p>年 400万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等 を有する法人で、資本金等が1,000万 円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>※ 上記の税率は平成11年4月1日 以後に開始する事業年度について 適用する。</p>
その他			

12	16																					
	<p>資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人(現行の所得課税法人に限るものとし、公益法人等、特別法人、人格なき社団等及び投資法人等を除く)については、付加価値額及び資本等の金額による外形標準課税が導入された。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">【外形標準課税法人】</th> </tr> <tr> <td>付加価値割</td> <td>各事業年度の付加価値額</td> <td>0.48/100</td> </tr> <tr> <td>資本割額</td> <td>各事業年度の資本等の金額</td> <td>0.2/100</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所得割</td> <td>各事業年度の所得のうち</td> <td></td> </tr> <tr> <td>年400万円以下の金額</td> <td>3.8/100</td> </tr> <tr> <td>年400万円を超え年800万円以下の金額</td> <td>5.5/100</td> </tr> <tr> <td>年800万円を超える金額及び清算所得</td> <td>7.2/100</td> </tr> <tr> <td colspan="3">(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)</td> </tr> </table> <p>※ 平成16年4月1日以降に開始する事業年度から適用する。</p>	【外形標準課税法人】			付加価値割	各事業年度の付加価値額	0.48/100	資本割額	各事業年度の資本等の金額	0.2/100	所得割	各事業年度の所得のうち		年400万円以下の金額	3.8/100	年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5/100	年800万円を超える金額及び清算所得	7.2/100	(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)		
【外形標準課税法人】																						
付加価値割	各事業年度の付加価値額	0.48/100																				
資本割額	各事業年度の資本等の金額	0.2/100																				
所得割	各事業年度の所得のうち																					
	年400万円以下の金額	3.8/100																				
	年400万円を超え年800万円以下の金額	5.5/100																				
	年800万円を超える金額及び清算所得	7.2/100																				
(3以上の道府県に事務所等を有する法人は7.2/100)																						
信託会社が行う特定信託については、本体の信託契約に定めた「計算期間」(事業年度の概念に相当する)の所得を課税標準として申告を行うこととした。																						

年度 項目	17											
税 率	二以上の都道府県に事務所又は事業所のある法人の分割基準が改正された。											
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <th style="width: 15%;">事業種目</th> <th style="width: 45%;">従 前 基 準</th> <th style="width: 40%;">改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度)</th> </tr> </table>	事業種目	従 前 基 準	改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度)	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">非製造業</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">銀行業 保険業 証券業</td> <td style="width: 70%;"> 課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 </td> </tr> </table>	非製造業	銀行業 保険業 証券業	課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">非製造業</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">通信業 小売業 サービス業 その他</td> <td style="width: 70%;"> 従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 </td> </tr> </table>	非製造業	通信業 小売業 サービス業 その他	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮
	事業種目	従 前 基 準	改正基準(H17.4.1以降に開始する事業年度)									
	非製造業	銀行業 保険業 証券業	課税標準の2分の1 …… 事業所の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数 資本金1億円以上の法人については、 本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮									
非製造業	通信業 小売業 サービス業 その他	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮										
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">製造業</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">製造業</td> <td style="width: 70%;"> 従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・工場従業者数を2分の1加算 </td> </tr> </table>	製造業	製造業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・工場従業者数を2分の1加算	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">製造業</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">製造業</td> <td style="width: 70%;"> 従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止 </td> </tr> </table>	製造業	製造業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center;">製造業</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">製造業</td> <td style="width: 70%;"> 従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止 </td> </tr> </table>	製造業	製造業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止	
製造業	製造業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・本社管理部門の従業者数を2分の1に圧縮 ・工場従業者数を2分の1加算										
製造業	製造業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止										
製造業	製造業	従業者数 資本金1億円以上の法人については、 ・工場従業者数を2分の1加算 ・本社管理部門の従業者数2分の1圧縮を廃止										
鉄道・軌道業、電気ガス供給業及び倉庫業については、従前の基準のとおり。												
その他												

20	26
<p>平成20年10月1日以降に開始する事業年度から「地方法人特別税」が導入されることに伴い、法人事業税の税率が引き下げられた。</p> <p>※ 清算所得課税については、平成22年10月1日以降の解散については廃止。</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】 <所得割> 年 400万円以下 2.7% 年 400万円超 800万円以下 4.0% 年 800万円超 (及び清算所得) 5.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 5.3%</p> <p>【特別法人】 <所得割> 年 400万円以下 2.7% 年 400万円超 (及び清算所得) 3.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 <所得割> 年 400万円以下 1.5% 年 400万円超 800万円以下 2.2% 年 800万円超 (及び清算所得) 2.9% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 2.9% <付加価値割> 0.48% <資本割> 0.2%</p> <p>【収入金額課税法人】 <収入割> 0.7%</p>	<p>【普通法人(資本金1億円以下)】 <所得割> 年 400万円以下 3.4% 年 400万円超 800万円以下 5.1% 年 800万円超 (及び清算所得) 6.7% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 6.7%</p> <p>【特別法人】 <所得割> 年 400万円以下 3.4% 年 400万円超 (及び清算所得) 4.6% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 4.6%</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 <所得割> 年 400万円以下 2.2% 年 400万円超 800万円以下 3.2% 年 800万円超 (及び清算所得) 4.3% ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得 4.3%</p> <p>【収入金額課税法人】 <収入割> 0.9%</p> <p>※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用。 ※ 普通法人(資本金1億円超)の「付加価値割」及び「資本割」については税率の改正なし。</p>
<p>地方法人特別税の税率 税額 = 基準法人所得割額又は基準法人収入割額 × 税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】 81.0% 【普通法人(資本金1億円超)】 148.0% 【収入金額課税法人】 81.0%</p> <p>※ 基準法人所得割額又は基準法人収入割額とは、標準税率で計算された法人事業税(所得割・収入割)の税額</p>	<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円以下)】【特別法人】 43.2% 【普通法人(資本金1億円超)】 67.4% 【収入金額課税法人】 43.2%</p> <p>※ 上記の税率は平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

27	28																								
<p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table border="0"> <tr> <td><所得割> 年 400万円以下</td> <td>1.6%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td>2.3%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td>3.1%</td> </tr> <tr> <td><付加価値割></td> <td>0.72%</td> </tr> <tr> <td><資本割></td> <td>0.3%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始 する事業年度に適用</p>	<所得割> 年 400万円以下	1.6%	年 400万円超 800万円以下	2.3%	年 800万円超 (及び清算所得)	3.1%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%	<付加価値割>	0.72%	<資本割>	0.3%	<p>【普通法人(資本金1億円超)】</p> <table border="0"> <tr> <td><所得割> 年 400万円以下</td> <td>0.3%</td> </tr> <tr> <td>年 400万円超 800万円以下</td> <td>0.5%</td> </tr> <tr> <td>年 800万円超 (及び清算所得)</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得</td> <td>0.7%</td> </tr> <tr> <td><付加価値割></td> <td>1.2%</td> </tr> <tr> <td><資本割></td> <td>0.5%</td> </tr> </table> <p>※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始 する事業年度に適用</p>	<所得割> 年 400万円以下	0.3%	年 400万円超 800万円以下	0.5%	年 800万円超 (及び清算所得)	0.7%	ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%	<付加価値割>	1.2%	<資本割>	0.5%
<所得割> 年 400万円以下	1.6%																								
年 400万円超 800万円以下	2.3%																								
年 800万円超 (及び清算所得)	3.1%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	3.1%																								
<付加価値割>	0.72%																								
<資本割>	0.3%																								
<所得割> 年 400万円以下	0.3%																								
年 400万円超 800万円以下	0.5%																								
年 800万円超 (及び清算所得)	0.7%																								
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で、 資本金等が1,000万円以上の法人の所得	0.7%																								
<付加価値割>	1.2%																								
<資本割>	0.5%																								
<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 93.5%</p> <p>※ 上記の税率は平成27年4月1日から平成28年3月31日までに開始 する事業年度に適用</p>	<p>地方法人特別税の税率</p> <p>【普通法人(資本金1億円超)】 414.2%</p> <p>※ 上記の税率は平成28年4月1日から平成31年9月30日までに開始 する事業年度に適用</p>																								

分割基準

事業種目		改正基準 (H29.3.31以後に終了する事業年度)	従前基準
銀行 証券 保険 運輸 卸 サ ソ	行 券 險 通 信 小 ビ の ス	従前の基準のとおり	課税標準の1/2 …… 事業所等の数 課税標準の1/2 …… 従業者の数
製 造	業	従前の基準のとおり	従業者の数 ※資本金1億円以上の法人については、 工場従業者数を2分の1加算
鉄 軌 道	事 業	従前の基準のとおり	軌道の延長キロメートル
ガ ス 倉	供 給	従前の基準のとおり	事務所等の固定資産の価額
電 気 供 給 業	発 電 事 業	課税標準の3/4 事業所等の固定資産で発電所の用に供する ものの価額 課税標準の1/4 事務所等の総固定資産の価額	課税標準の3/4 事業所等の固定資産で発電所の用に供する ものの価額 課税標準の1/4 事務所等の総固定資産の価額
	送 配 電 事 業	課税標準の3/4 発電所に接続する電線路の送電容量 課税標準の1/4 事務所等の総固定資産の価額	
	小 売 電 気 事 業	課税標準の2分の1 …… 事業所等の数 課税標準の2分の1 …… 従業者の数	

(3) 地方消費税

項目	年度 平成9年度	16
税率等	(1) 課税標準 譲渡割～課税資産の譲渡に係る消費税額 貨物割～課税貨物に係る消費税額 (2) 税率 課税標準(消費税額)の100分の25	○消費税法の一部改正(主な改正内容) (1) 事業者免税点の引き下げ 納税義務が免除される課税売上高の上限が3,000万円から1,000万円に引き下げ。 (2) 中間申告・納付回数の変更 直前の課税期間の確定消費税額が4,800万円を超える場合に、従来年3回だったものが11回に変更。 (3) 簡易課税制度の適用上限の引き下げ 簡易課税制度の適用を受ける課税売上高の上限が2億円から5,000万円に引き下げ。

項目	年度 23	24
税率等	○消費税法の一部改正 (1) 事業者免税点制度の適用要件の見直し 前年の1月1日から6か月間の課税売上高が1,000万円を超えた場合は、課税事業者となる要件の追加 (2) 「95%ルール」の適用要件の見直し 課税仕入れ等に係る消費税額の控除の適用要件が、課税売上割合が95%以上の事業者から課税売上割合が95%以上かつ課税売上高が5億円以下の場合にのみ全額を控除できることに見直し (3) 「消費税の還付申告に関する明細書」の添付義務化 ○地方税法の一部改正 罰則規定の強化 ・譲渡割に係る検査拒否等に関する罪 ・譲渡割に係る虚偽の中間申告に関する罪 ・譲渡割・貨物割に係る故意不申告の罪 ・譲渡割・貨物割の脱税に関する罪	○消費税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」により、消費税法の一部が改正 (1) 消費税収入の用途の明確化 (2) 消費税率の引上げ (3) 特定新規設立法人に係る事業者免税点制度の不適用制度の創設 (4) 任意の中間申告制度の創設 (5) 税率引上げに伴う経過措置 ○地方税法の一部改正 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する等の法律」により、地方税法の一部が改正 (1) 地方消費税率の引上げ (2) 引上げ分の地方消費税の用途の明確化 (3) 引上げ分の地方消費税に係る市町村交付金の交付基準 (4) 税率引上げに伴う経過措置

項目	年度 26	27
税率等	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正 ・地方消費税率の引上げ時期の変更(H27.10.1→H29.4.1) ・引上げ時期の変更に伴い、景気判断条項条項の削除 ・清算基準の見直し など	○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する等の法律」により地方税法の一部が改正 ・消費税の軽減税率制度の導入(H29.4.1～) ・徴収取扱費の見直し (譲渡割 0.45%→0.55%, 貨物割 0.50%→0.55%) ・外国人旅行者向けの消費税免税制度の見直し ・高額資産を取得した場合における中小企業者に対する特例措置の見直し

年度 項目	28	29
税率等	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方消費税率の引上げ時期の変更 (H29. 4. 1→H31. 10. 1) ・ 消費税の軽減税率制度の導入時期の変更 (H29. 4. 1→H31. 10. 1) ・ 清算基準の見直し ・ 徴収取扱費の見直し (譲渡割, 貨物割 0. 55%→0. 60%) 	<p>○地方税法の一部改正 「地方税法等の一部を改正する法律」により地方税法の一部が改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 清算基準の見直し

(4) 不動産取得税

年度	昭和25年度	29	30	39	48
項目		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(新築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(新築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(新築) 23万円 家屋(その他) 12万円
税率等					

56	61	平成元年度	4
税率 4% ただし、昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までに行われた住宅の取得については3%とする。 昭和56年7月1日から昭和61年6月30日までの間に行われた一定の住宅用土地の取得については税額から4分の1に相当する額を減額する。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成元年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成4年6月30日まで3年間延長	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成7年6月30日まで3年間延長

6	7	8	9
宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成6年中の取得 課税標準2分の1 →平成7年～8年中の取得 課税標準の3分の2	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成10年6月30日まで3年間延長	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年中の取得 課税標準の2分の1	宅地及び住宅用比準土地に係る課税標準の特例創設 →平成8年～11年の取得 課税標準の2分の1

10	11	12	13
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成13年6月30日まで3年間延長	・住宅及び住宅用土地に係る特例措置の拡充 ・新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする	宅地及び宅地比準土地の取得が平成12年1月1日から平成14年12月31日までに行われた場合には課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずる	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について →平成16年6月30日まで3年間延長

14	15	16
住宅用地の減額措置の要件緩和 ・新築者に係る要件 ・土地継続所有要件	平成15年4月1日から平成18年3月31日までの不動産取得は、標準税率を3%とする特例措置 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成17年12月31日まで3年間延長	新築住宅用土地の減額措置の要件緩和。 やむをえない事情がある場合は4年以内 現行3年(本則2年)平成18年6月30日まで 新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。→平成18年3月31日まで2年間延長

年度 項目	17	18
税率等	<p>中古住宅及びその用地に係る特例措置の対象となる住宅の適用対象要件の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年以降築住宅は新耐震基準に適合とみなす。 ・居住用家屋の過去の使用形態は問わない。 	<p>標準税率を3%とする特例措置の一部縮小と平成21年3月31日まで延長</p> <p>一部縮小＝非住宅家屋税率3.5%</p> <p>→平成20年3月31日までの経過措置</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成21年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成20年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(現行6月)とする。</p> <p>→平成20年3月31日まで2年間延長</p>

	20	21
	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成22年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成22年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置創設</p> <p>→長期優良住宅の普及の促進に関する法律の施行日から平成22年3月31日までの取得</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→平成24年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成24年3月31日まで3年間延長</p>

	22	24
	<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→平成24年3月31日まで2年間延長</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置</p> <p>→平成27年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2)</p> <p>→平成27年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置</p> <p>→平成26年3月31日まで2年間延長</p>

26	27
<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成28年3月31日まで2年間延長</p> <p>耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅に係る減額措置創設</p>	<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →平成30年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →平成30年3月31日まで3年間延長</p> <p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置創設 →平成27年4月1日から平成29年3月31日までの取得</p>

28	29
<p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →平成30年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →平成30年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →平成30年3月31日まで2年間延長</p>	<p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る不動産取得税を減額する特例措置 →平成31年3月31日まで2年間延長</p>

30
<p>住宅及び土地の標準税率を3%とする特例措置 →令和3年3月31日まで3年間延長</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置(価格の1/2) →令和3年3月31日まで3年間延長</p> <p>新築住宅用土地に係る減額措置の経過年数要件緩和 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築家屋を宅地建物取引業者等が取得したものとみなす時期を新築から1年(本則6月)とする。 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>新築の長期優良住宅について当該住宅の価格から1,300万円を控除する課税標準の特例措置 →令和2年3月31日まで2年間延長</p> <p>買取再販事業者が取得する中古住宅に係る土地に対する減額措置の創設 →平成30年4月1日から平成31年3月31日までの取得</p> <p>耐震改修を行った耐震基準不適合既存住宅に係る土地の取得に対する減額措置の創設</p>

(5) 道府県たばこ税(旧道府県たばこ消費税)

年度 項目	昭和29年度	31	37	42	60
税 率 等	(創設) <税率> 5 / 115	<税率> 8%	<税率> 9%	<税率> 10.3%	昭和60年4月1日以降 売渡し等分 <税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円

(注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。

2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年度法律第15号による改正、下段については昭和62年度法律第94号による改正に係るものである。

年度 項目	61	62	63	平成元年度
税 率 等	<税率> 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 ただし、昭和61年5月 から昭和62年3月まで の間に行われた売渡し 等分については、特例 措置として1,000本に つき160円加算。	従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和62 年12月31日まで延長さ れた。 従量割の税率の引上げ 等の特例措置が昭和63 年3月31日まで延長さ れた。	従量割の税率の 引上げ等の特例 措置が平成元年 3月31日まで延 長された。	名称が道府県たばこ 税に変更された。 平成元年4月1日以降 の先渡し等分 従価割 廃止 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円

年度 項目	9	11	15	18
税 率 等	県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。 平成9年4月1日以降 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	国からの税源移譲によ る税率の引上げ 平成11年5月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円	税制改正による税率の 引上げ 平成15年7月1日以後 の売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	税制改正による税率の 引上げ 平成18年7月1日以後の 売渡し分 <税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円

年度 項目	2 2	2 5	2 8	2 9
税 率 等	<p>税制改正による税率の 引上げ</p> <p>平成22年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円</p>	<p>県たばこ税より市町村 たばこ税への税源移譲 が行われた。</p> <p>平成25年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成28年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円</p> <p>経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施</p>	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成29年4月1日以降 の売渡し分</p> <p><税率> 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 860円</p> <p>経過措置： H28～H31までの4段階 にわけて実施</p>

年度 項目	3 0
税 率 等	<p>税制改正による紙巻き たばこ旧3級品に係る 税率の引上げ</p> <p>平成30年4月1日以降 の売渡し分</p> <p>税制改正による紙巻き たばこ等（旧3級品以 外）に係る税率の引上 げ</p> <p>平成30年10月1日以後 の売渡し分</p> <p><税率> 紙巻たばこ等（旧3級 品以外） 1,000本につき 930円</p> <p>紙巻きたばこ旧3級品 1,000本につき 930円 経過措置： H28～R1までの4段階に わけて実施</p>

(6) ゴルフ場利用税(旧娯楽施設利用税, 地方税としての入場税を含む。)

年度 項目	昭和25年度	27	28
税率等	(入場税) 第1種の場所 100% 第2種の場所 40% 第3種の場所 100%	(入場税) 税率が従前の1/2に引き下げられた。	入場税が国税に委譲され, 第3種の施設の利用に対し娯楽施設利用税を課することとされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場, ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動競技の施設利用 10% (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 500円 まあじゃん場 1卓 500円 たまつき場 1台 1,050円

年度 項目	32	36	37	41
税率等	ゴルフ場に対し定額課税が採用された。 1人1日 200円	(1) 利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額課税の税額 1人1日 400円	利用料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場の定額課税の税率 1人1日 600円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/6交付

年度 項目	46	47	48
税率等	ゴルフ場所在市町村に対して1/3交付	ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して1/2交付

年度 項目	52	58	平成元年度
税率等	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場(ゴルフ場に類する施設を含む。)の標準税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) ゴルフ場所在市町村に対して7/10交付 (4) 税率(1人1日につき) 標準税率(地方税法) 800円 条例税率-1級 400円 2級 480円 3級 560円 4級 640円 5級 800円 6級 960円 7級 1,120円 8級 1,200円

年度 項目	(前頁続き) 平成元年度	15
税率等	<p>(条例による税率の特例制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○身体障害者、学生等、65歳以上の者、国体及び特定の競技会の利用 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 	<p>(地方税法による非課税制度の創設)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○18歳未満の者の利用 ○70歳以上の者の利用 ○障害者の利用 ○学生等の利用 ○国体の利用 利用者が、非課税に該当することを証明する場合に限り適用できる。 <p>(条例による税率の特例制度の改正)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早朝／薄暮の利用 利用料金が通常の利用料金の2分の1以下である場合に限り、税率を2分の1とする。 ○65歳以上70歳未満の者の利用及び特定の競技会 利用料金が通常の利用料金の5分の4以下である場合に限り、税率を2分の1とする。

(7) 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51
税率等		(創設) 税率 1キログラム 6,000円	税率 1キログラム 8,000円	税率 1キログラム 10,400円	税率 1キログラム 12,500円	税率 1キログラム 15,000円	税率 1キログラム 19,500円 (2年間の 暫定税率)

年度 項目	53	54	58	60	63	平成元年度
税率等	暫定税率が2年間延長された。	税率 1キログラム 24,300円 (4年間の 暫定税率)	暫定税率が2年間延長された。	暫定税率が3年間延長された。	暫定税率が5年間延長された。	大幅な税制改正の施行 (主な改正内容) ① 課税客体及び課税団体の改正 ② 元売・特約業者の指定・取消要件の整備 ③ 仮特約業者制度の創設 ④ 混和等承認制度の創設 ⑤ 都道府県間の協力

年度 項目	2	3	5	10	15	16
税率等	軽油流通情報管理システムの導入	軽油周辺油種へ識別剤添加	税率 1キログラム 32,100円 (5年間の 特例税率)	特例税率が5年間延長された。	特例税率が5年間延長された。	税制改正の施行 (主な改正内容) ① 脱税、製造承認義務違反、免税証の不正受給及び検査拒否等に関する罰則の強化 ② 不正受還付罪及び不正軽油等譲受罪の新設 ③ 補完的納税義務の新設 ④ 免税軽油使用者証の返納命令の新設

年度 項目	18	20	21
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 情を知って、原材料、薬品、設備等を提供した者に対する罰則(供給者罰則)の創設</p> <p>② 元売業者、特約業者の指定取消要件の追加</p> <p>③ 石油製品を運搬する者への徴税吏員の質問検査権の明文化</p>	<p>① 特例税率失効(4月の1月間)</p> <p>② 特例税率が10年間延長された。</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 目的税から普通税に移行</p> <p>② 目的規定及び用途規定の削除</p> <p>③ 石油化学製品を製造する事業を営む者の課税免除措置</p> <p>④ 船舶の利用者等の課税免除が、附則により平成24年3月31日までとなる</p> <p>⑤ 免税軽油利用者証の有効期間が、交付した日から3年を超えない範囲に規定</p>

年度 項目	22	23
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>① 特例税率が「当分の間」に改正</p> <p>② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置の創設</p>	<p>① 罰則規定の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 故意不申告の罪 ・ 免税証の不正受給による免税軽油の引取りに関する罪等 ・ 免税証の譲渡の禁止に関する罪等 ・ 道府県知事の承認を受けないでする免税軽油の譲渡に関する罪 ・ 免税軽油の引取り等に係る報告義務に関する罪等 ・ 製造等の承認を受ける義務等に関する罪 ・ 脱税に関する罪 等 <p>② 揮発油価格高騰時における税率の特例規定の適用停止措置は、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止</p>

年度 項目	24	27	30
税率等	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・ 課税免除の特例措置が、平成27年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・ 課税免除の特例措置が、平成30年3月31日までの3年間延長(一部の業種は、廃止)</p>	<p>税制改正の施行 (主な改正内容)</p> <p>・ 課税免除の特例措置が、平成33年(令和3年)3月31日までの3年間延長(一部の業種は、縮減・廃止)</p>

(8) 自動車税

項目	年度			
	昭和25年度	28	29	
税率等	普通自動車 自家用 15,000円 営業用 10,000円 トラック及びバス 10,000円	普通自動車 自家用 30,000円 営業用 14,000円 トラック及びバス 14,000円	普通自動車 自家用 120吋以下 36,000円 120吋超 60,000円 営業用 120吋以下 15,000円 120吋超 30,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円 その他 23,000円 営業用 揮発油 14,000円 その他 21,000円
	小形自動車 四輪車 自家用 4,500円 その他 3,000円	観光用 25,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車	バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 揮発油 14,000円 その他 21,000円	バス 観光用 揮発油 30,000円 その他 45,000円 揮発油 14,000円 その他 21,000円
	三輪車 2,000円 二輪車 1,000円 軽自動車 500円	自家用 7,200円 営業用 4,200円 三輪車 2,800円 二輪車 1,400円 軽自動車 700円	小形自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円	小形自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 8,000円
			三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円	三輪車 自家用 4,300円 営業用 3,300円
			二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円	二輪車 2,500円 軽自動車 1,500円

項目	年度				
	31	33	36	37	40
税率等	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車 が市町村税の軽自動車税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円 3.048メートル超 60,000円 営業用 3.048メートル以下 15,000円 3.048メートル超 30,000円 トラック 15,000円 バス 観光用 30,000円 その他 14,000円 小型自動車 四輪車 自家用 16,000円 営業用 3,000円 三輪車 3,800円	小型四輪車 乗用車自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 14,000円 1.5リットル以下 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 7,000円 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円

項目	年度	
	平成元年度	
税率等	普通自動車営業用（総排気量）	自家用（総排気量）
	1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 電気を動力源とするもの 7,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額	1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 電気を動力源とするもの 29,500円 ローターエンジンを搭載するもの 総容量に100分の150を乗じて得た数値に相当する上記に掲げる額

項目	年度								
	2	4	6	13					
税率等	昭和54年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年又は平成元年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	昭和54年自動車排出ガス規制に適合するディーゼルトラック、ディーゼルバスを廃車して新たに買い替えた昭和63年、平成元年2年、4年、5年又は6年自動車排出ガス規制に適合したトラック、バスに係る税率を現行税率の2分の1とする特例措置を2年間に限り講ずることとされた。	平成4年度創設の排出ガス規制適合車（トラック、バス）に係る特例措置が特例期限満了に伴い廃止された（平成5年度分まで適用）	排出ガス及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車はその排出ガス性能に応じ税率を軽減し、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化」）を講ずることとした。					
				(1) 環境負荷の小さい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。）</td> <td rowspan="2">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税額の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税額の概ね13%を減額</td> </tr> </tbody> </table> ※軽課は、平成13年度、14年度の新車新規登録の翌年度から2年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。）	年税率の概ね50%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車
対象自動車	軽課の内容								
低公害車（ハイブリッド車を除く。）	年税率の概ね50%を減額								
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車									
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税額の概ね25%を減額								
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より25%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税額の概ね13%を減額								
				(2) 環境負荷の大きい自動車 <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> ※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。	対象自動車	重課の内容	平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	重課の内容								
平成13年度、14年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加								
平成13年度、14年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車									

年度	15										
項目											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で1年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、平成15年度の新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容										
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容										
平成15年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加										
平成15年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車											

年度	16													
項目														
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税率の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車です。車検証の備考欄にその旨記載されているもの。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容													
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額													
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額													
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車														
対象自動車	重課の内容													
平成16年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加													
平成16年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車														

年度	17													
項目														
税率等	<p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td rowspan="2">年税率の概ね25%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 優良低燃費車とは低燃費車よりさらに5%以上性能の良い自動車で車検証の備考欄にその旨記載されているもの。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	対象自動車	重課の内容	平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容													
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額													
優良低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より50%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額													
低燃費車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車														
対象自動車	重課の内容													
平成17年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加													
平成17年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車														

年度	18												
項目													
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10~20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%~20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%~20%向上達成車」</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>		対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容												
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額												
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額												
対象自動車	重課の内容												
平成18年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加												
平成18年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車													

年度	19											
項目												
税率等	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+10~20%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準10%~20%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準10%~20%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+20%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+10%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成19年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成19年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度	20											
項目												
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度から1年間。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15~25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%~25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%~25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成20年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成20年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	21											
税率等	<p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+15～25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準15%～25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準15%～25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額											
低燃費車+15%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成21年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成21年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	22									
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1)環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」</p> <p>(2)環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象自動車</th> <th>重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成22年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成22年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	23									
税率等	<p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ 低燃費車+25%達成車とは、車検証の備考欄に、ガソリン車（ハイブリット車、LPG車を含む。）は「平成22年燃費基準25%向上達成車」、ディーゼル車（ハイブリット車を含む。）は「平成17年燃費基準25%向上達成車」</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、低公害車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容									
低公害車（ハイブリッド車を除く。） 低燃費車+25%達成車で、かつ、最新排出ガス規制値より75%以上排出ガス性能の良い低排出ガス認定車	年税率の概ね50%を減額									
対象自動車	重課の内容									
平成23年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加									
平成23年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車										

年度 項目	24											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税込中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)</td> <td>年税率の概ね50%を減額</td> </tr> <tr> <td>★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)</td> <td>年税率の概ね25%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 ※ H22年度燃費基準については、JC08モード燃費値を算定していない自動車の場合に限り適用される。</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2">年税額の概ね10%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額	★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額	対象自動車	重課の内容	平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加	平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
対象自動車	軽課の内容											
電気自動車、燃料電池車、 プラグインハイブリッド自動車、 一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 (H22年度燃費基準+38%達成車)	年税率の概ね50%を減額											
★★★★かつH27年度燃費基準達成車 (H22年度燃費基準+25%達成車)	年税率の概ね25%を減額											
対象自動車	重課の内容											
平成24年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね10%を増加											
平成24年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	27											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね75%を減額</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) 	年税率の概ね75%を減額	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)	平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
	対象自動車	軽課の内容										
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成車 (H32年度燃費基準達成車) 	年税率の概ね75%を減額										
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容											
平成27年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加 (トラック・バスは概ね10%)											
平成27年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

年度 項目	29											
税率等	<p>「自動車税のグリーン化」について、税収中立を前提に以下の内容で2年間延長された。</p> <p>(1) 環境負荷の小さい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">軽課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね75%を減額</td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 </td> <td style="text-align: center;">年税率の概ね50%を減額</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 軽課は、新車新規登録の翌年度のみ適用。 ※ 税額の端数は切り上げる。 ※ ★★★★★とは、H30年排出ガス基準値より50%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車 又は H17年排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能がよい低排出ガス認定車</p> <p>(2) 環境負荷の大きい自動車</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">対象自動車</th> <th style="text-align: center;">重課の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">年税額の概ね15%を増加</td> </tr> <tr> <td>平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一般乗合バス、被けん引車、電気・燃料電池・天然ガス・メタノール・ガソリンハイブリッド車は除く。 ※ 税額の端数は切り捨てる。</p>	対象自動車	軽課の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね75%を減額	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額	対象自動車	重課の内容	平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加	平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車
	対象自動車	軽課の内容										
	<ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 ・燃料電池自動車 ・プラグインハイブリッド自動車, ・一定の排出ガス性能を満たす天然ガス自動車 ・" クリーンディーゼル乗用車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+30%達成車 ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね75%を減額										
	<ul style="list-style-type: none"> ・★★★★かつH32年度燃費基準+10%達成車 	年税率の概ね50%を減額										
対象自動車	重課の内容											
平成29年度に新車新規登録から11年を超えているディーゼル車	年税額の概ね15%を増加											
平成29年度に新車新規登録から13年を超えているガソリン車												

(9) その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33	38	41
税率等	付加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。漁業権税賃借料の10%	付加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。漁業権税は廃止された。狩猟者税の税率が改正された。	付加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。	付加価値税は廃止された。	大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。	狩猟者税の税率が改正された。	狩猟免許税と目的税である入猟税が創設されこれに伴って狩猟者税は廃止された。	(鉱区税) 石油又は天然ガスの鉱区に係る税率が現行の(試掘90円採掘180円)3分の2に引下げられた

年度 項目	43	44	46	49	51	52	53	54
税率等	自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。税率3% 免税点10万円	自動車取得税の免税点15万円	狩猟免許税の税率が改正された。入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動車以外のもの5% 自動車取得税の免税点30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉱区税, 狩猟免許税及び入猟の税率がそれぞれ現行の2倍に改定された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

年度 項目	55	58	60	63	平成元年度	2
税率等	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	鉱区税, 狩猟者登録税及び入猟税の税率が現行の1.1倍程度に改正された。自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。核燃料税の創設 課税対象 原子炉への核燃料体の挿入 税率 核燃料体の価額の100分の7	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の平成2年度排出規制適合車取得について1.4.1~2.9.30までの取得100分の0.25を控除 2.10.1~3.2.28までの取得100分の0.125を控除の軽減措置がとられた。	自動車取得税の最新排出ガス規制適合車への買替えに係る特例措置の創設 2.4.1~4.3.31までの取得(トラック, バス)に係る税率を現行税率から1%控除した率とされた。自動車取得税の免税点50万円(3年度間の暫定措置)

年度 項目	4	5	6
税率等	<p>自動車取得税の最新排出ガス規制適合車（63年，元年，2年，4年，5年又は6年規制車）への買替えに係る特例措置の創設（4.4.1～6.3.31までの取得（トラック，バス）に係る税率を現行税率から100分の1を控除した率とされた。）</p> <p>平成5年自動車排出ガス規制車の取得に係る特例措置の創設（4.4.1～5.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，5.10.1～6.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。（免税点50万円） 平成6年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（5.4.1～6.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，6.10.1～7.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。） 	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年制動装置保安基準に適合する自動車（平成7年規制適合車の取得に係る特例措置の創設（6.4.1～7.8.31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.3控除した率とされた。） 排出ガス規制適合車に係る特例税率の廃止（4.4.1～6.3.31までの取得分）

年度 項目	7	8	9	10
税率等	<p>（自動車取得税）</p> <p>平成6年自動車税排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の廃止（5.4.1～7.2.28までの取得分）</p>	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成7年制動装置保安基準に適合する自動車の取得に係る特例措置の廃止（6.4.1～7.8.31までの取得分） 平成9年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（8.4.1～9.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，9.10.1～10.12.31までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。） 	<p>（自動車取得税）</p> <p>平成10年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（9.4.1～10.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，10.10.1～11.2.28までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）</p>	<p>（自動車取得税）</p> <ul style="list-style-type: none"> 暫定措置が更に5年間延長された（自家用自動車で軽自動車以外のものを100分の5，免税点50万円） ハイブリッド自動車の取得に係る税率の特例措置に係る対象範囲の拡充（10.4.1～12.3.31までの取得に係る税率を現行税率から現行税率からバス，トラックで100分の2.4を，その他の自動車で100分の2.0をそれぞれ控除した率とされた） 平成11年自動車排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設（10.4.1～11.9.30までの取得に係る税率を現行税率から100分の1，11.10.1～12.2.29までの取得に係る税率を現行税率から100分の0.1控除した率とされた。）

年度 項目	1 1	1 2
税率等	<p>(自動車取得税) 一定の燃費基準を満たす低燃費車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1~13.3.31までの取得に係る課税標準額から30万円を控除することとされた。) 低公害車の取得に係る税率の特例措置の拡充(電気自動車,天然ガス自動車,メタノール自動車及びバス,トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を,その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また,適用期間については,ハイブリッド自動車は,11.4.1~12.3.31まで,他の低公害車については11.4.1~13.3.31までとされた。) 平成12年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(11.4.1~12.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,12.10.1~13.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>	<p>(自動車取得税) ・ハイブリッド自動車に係る税率の特例措置の適用期限の延長(11.4.1~12.3.31までの適用期限が1年間延長され,11.4.1~13.3.31までとされた。) ・平成13年度排出ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(12.4.1~13.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,13.10.1~14.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>

年度 項目	1 3	1 4
税率等	<p>(自動車取得税) 低燃費特例の創設(対象を☆☆☆☆+低燃費車とした上で,13.4.1~14.3.31までの取得に係るものについて課税標準額から30万円を控除することとされた。) 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電気自動車,天然ガス自動車,メタノール自動車及びバス,トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7を,その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれぞれ現行税率から控除した率とされた。また,適用期間については,15.3.31までとされた。) 平成14年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(13.4.1~14.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,14.10.1~15.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。) 改正Nox法対策地域外廃車代替特例の新設(改正Nox法対策地域外で,一定の排出基準に適合しない自動車(乗用車を除く。))の廃車代替特例。13.4.1~15.3.31までの取得に係る税率を100分の0.5現行税率から控除することとされた。)</p>	<p>(自動車取得税) 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長(13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長され,13.4.1~15.3.31までとされた。) 平成15年排ガス規制適合車の取得に係る特例措置の創設(14.4.1~15.9.30までの取得に係る税率を100分の1.0,15.10.1~16.2.28までの取得に係る税率を100分の0.1,それぞれ現行税率から控除することとされた。)</p>

年度 項目	15	16
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暫定措置が更に5年間延長された(自家用自動車 で軽自動車以外のものを100分の5、免税点50万円) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措置の延長 (13.4.1~14.3.31までの適用期限が1年間延長さ れ、13.4.1~16.3.31までとされた。) ・ 低公害車の取得に係る税率の特例措置の延長(電 気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車及 びバス、トラックのハイブリッド自動車は100分の2.7 を、その他のハイブリッド自動車は100分の2.2をそれ ぞれ現行税率から控除した率とされた。また、適 用期間については、17.3.31までとされた。) ・ 平成16年排ガス規制適合車の取得に係る特例措 置の創設(15.4.1~16.9.30までの取得に係る税率を 100分の1.0現行税率から控除することとされた。) ・ 超低粒子状物質排出ディーゼル車認定制度適合 車の取得に係る特例措置の創設(15.4.1~17.3.31ま での取得に係る税率を100分の1.5現行税率から控 除することとされた。) 	<p>狩猟税(目的税)が創設され、狩猟者登 録税・入猟税が廃止された。</p> <p>税率 第1号 16,500円 第2号 11,000円 第3号 5,500円</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排ガス規制適合車の取得に 係る特例措置の創設(16.4.1~17.9. 30までの取得に係る自動車のうち、乗 用車を除く自動車について税率を100 分の2.0、乗用車について税率を100分 の1.0、現行税率から控除することと された。) ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能 により軽減額が異なる制度とした上で 2年間延長した。(自動車の性能によ り課税標準額から30万円控除又は20万 円控除とする。)

年度 項目	17	18
税率等	<p>(産業廃棄物税) 産業廃棄物税が創設された。</p> <p>税率 最終処分 1,000円/トン 焼却処理 800円/トン</p> <p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動 車及びハイブリッド自動車に係る税率の特例措置 の適用期限を平成19年3月31日まで延長すること とした。 ・ 平成17年自動車排出ガス規制に適合した自動車 の取得に係る税率は、平成17年10月1日から平成 18年3月31日までの間に取得される一定のバス・ トラック等にあつては、税率から100分の1を控除 した率とすることとした。 	<p>(自動車取得税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 環境性能に優れた大型ディーゼル自動 車に対する自動車取得税特例措置の創設 (18.4.1~20.3までの取得に係る自動車 のうち、車両総重量が3.5tを超えるデー ゼルのトラック・バス等であつて、平成27年度 重量車燃費基準を満たすもののうち、平 成17年重量車排出ガス保安基準に適合し、 かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX 又はPMの排出量が少ない自動車について は、税率を100分の2.0を控除し、平成17 年重量車排出ガス保安基準に適合する自 動車については、税率を100分の1.0を控 除する。 ・ 低燃費車の取得に係る税率の特例措 置を対象車を重点化し、対象車の性能によ り軽減額が異なる制度とした上で、2年間 延長した。(自動車の性能により課税標 準額から30万円控除又は15万円控除とす る。)

年度 項目	19											
税率等	<p>(狩猟税) 「網・わな猟免許」が「網猟免許」と「わな猟免許」に分割されることに伴い、それぞれの免許の登録に係る税率が新設（平成19年4月16日以降の登録から適用）</p> <p>(改正前)</p> <table border="1" data-bbox="327 533 766 689"> <thead> <tr> <th>免許の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網・わな猟免許</td> <td>16,500円 (11,000円)</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">→</p> <p>(改正後)</p> <table border="1" data-bbox="933 533 1372 813"> <thead> <tr> <th>免許の種類</th> <th>税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>網猟免許</td> <td>8,200円 (5,500円)</td> </tr> <tr> <td>わな猟免許</td> <td>8,200円 (5,500円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () は軽減税率</p>		免許の種類	税率	網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)	免許の種類	税率	網猟免許	8,200円 (5,500円)	わな猟免許	8,200円 (5,500円)
	免許の種類	税率										
網・わな猟免許	16,500円 (11,000円)											
免許の種類	税率											
網猟免許	8,200円 (5,500円)											
わな猟免許	8,200円 (5,500円)											
<p>(自動車取得税) 電気自動車等の低公害車に係る自動車取得税の税率の特例措置について、より環境負荷の小さい自動車に重点化するなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成21年3月31日迄延長した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気自動車 . . . 2.7%軽減 ・天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> 3.5tを超えるバス・トラック等 . . . 2.7%軽減 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの 3.5t以下の乗用車等 . . . 2.7%軽減 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの ・ハイブリット自動車 <ul style="list-style-type: none"> 3.5tを超えるバス・トラック等 . . . 2.7%軽減 重量車燃費基準達成車で、平成17年特定重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOX又はPMの排出量が少ない自動車 ・3.5t以下の乗用車等 <ul style="list-style-type: none"> 平成19年4月1日～平成20年3月31日取得 . . . 2.0%軽減 平成20年4月1日～平成21年3月31日取得 . . . 1.8%軽減 平成22年度燃費基準20%向上達成車で、かつ、平成17年特定軽量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの 												

年度 項目	20
税率等	<p>(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置の新設（平成20年4月1日～平成25年3月31日）</p> <p>(自動車取得税) ○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る課税標準の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より25%以上燃費性能のいいもの・・・30万円控除 ・平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上排出ガス性能の良い自動車で、燃費基準値より15%以上燃費性能のいいもの・・・15万円控除</p> <p>○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度を目標とした重量車燃費基準を満たすもの（以下「低公害トラック等」という。）に係る税率の特例措置を重点化し、適用期限を平成22年3月31日迄延長した。 ・車両総重量が12tを超えるもの 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・2.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・1.0%軽減 ・車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの 平成20年5月1日～平成22年3月31日取得・・・2.0%軽減</p> <p>○ 3.5t以下で平成21年排出ガス保安基準に適合している自動車（ディーゼル乗用車に限る） 平成20年5月1日～平成21年9月30日取得・・・1.0%軽減 平成21年10月1日～平成22年3月31日取得・・・0.5%軽減</p>

年度 項目	21
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない自動車(新車に限る。)について3年間に限り特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄)</p> <p><全額免除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車 ● 車両総重量が3.5t以下の天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● 車両総重量が3.5tを超える天然ガス自動車であって平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもの ● プラグインハイブリッド自動車 ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5t以下のバス・トラックを除く。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● ハイブリッド自動車(車両総重量が3.5tを超えるバス・トラックに限る。)で平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 平成21年排出ガス規制に適合したディーゼル自動車(乗用車に限る。) <p><75%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p><50%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>○ 電気自動車等の低公害車(新車を除く。)に係る税率の特例措置について、軽減税率の重点化を図るなど下記のとおり所要の見直しを行ったうえ、適用期限を平成24年3月31日迄延長したほか、プラグインハイブリッド自動車の税率の軽減措置を新設した。</p> <p><2.7%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車 ● 天然ガス自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも10%以上NOXの排出量が少ないもの ・ 3.5t以下の乗用車等 平成17年度天然ガス重量車基準に適合し、かつ、同基準の基準値よりも75%以上NOXの排出量が少ないもの ● ハイブリット自動車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 3.5tを超えるバス・トラック等 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、かつ、平成17年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が少ないものであって、平成27年度燃費基準を満たすもの

年度 項目	21
税率等	<p> < 2.4% 軽減 > ● プラグインハイブリッド自動車 </p> <p> < 1.6% 軽減 > ● ハイブリット自動車 ・3.5tを超えるバス・トラックを除く 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ないものであって、平成22年度燃費基準（ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値）より25%以上燃費性能の良いもの </p>

年度 項目	2 2
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境への負荷の少ない以下の自動車(新車に限る。)について以下のとおり特例措置を講じることとした。(平成24年3月31日迄)</p> <p>< 75%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のディーゼル自動車のトラック・バス等であって、平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>< 50%軽減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量が少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの <p>○ 一定の排出ガス性能及び燃費性能を備えた自動車(新車以外のものに限る。)に係る課税標準の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し平成24年3月31日迄延長した。</p> <p>※ 下線部分追加区分</p> <p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より25%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物排出量が少ない自動車で、平成22年度燃費基準値(ディーゼル自動車にあっては平成17年度燃費基準値)より15%以上燃費性能の良いもの ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のガソリン自動車のバス・トラック等で、平成17年排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出量の少ない自動車で、平成27年度燃費基準を満たすもの</u> <p>○ 車両総重量が3.5tを超えるディーゼル車のトラック・バス等であって、平成21年自動車排出ガス規制に適合し、かつ、平成27年度燃費基準を満たすものに係る税率の特例措置について、以下のとおり軽減対象を追加し適用期限を延長した。</p> <p>※ 下線部分追加区分</p> <ul style="list-style-type: none"> ● <u>車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が3.5tを超え12t以下のもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年9月30日取得 . . . 2.0%軽減 平成22年10月1日～平成23年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 ● <u>車両総重量が12tを超えるもの</u> 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 1.0%軽減 <p>○ 3.5t以下で平成21年排出ガス規制に適合している自動車(ディーゼル乗用車に限る) 平成22年 4月1日～平成22年8月31日取得 . . . 0.5%軽減</p>

年度 項目	24
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p>< 全 額 免 除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 75% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 50% 軽 減 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>< 課税標準額から45万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	24
税率等	<p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。</p> <p>（注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p> <p><バリアフリー車両の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年度 項目	25
税率等	(狩猟税) 対象鳥獣捕獲員に対する税率を2分の1に軽減する特例措置 →平成28年3月31日まで3年間延長

年度 項目	26									
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><税率の引き下げ措置></p> <table border="1" style="display: inline-table; margin-right: 20px;"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用自動車(軽自動車を除く)</td> <td>5%</td> </tr> <tr> <td>営業用自動車・軽自動車</td> <td>3%</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center; margin: 0 20px;">➡</p> <table border="1" style="display: inline-table;"> <thead> <tr> <th>平成26年4月～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3%</td> </tr> <tr> <td>2%</td> </tr> </tbody> </table> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、最新の平成27年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、3年延長した。(平成27年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><全額免除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下のバス又はトラック(以下「車両」という。)) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準10%達成車 <p><60%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、2.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車を含む)(2.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p><課税標準額から45万円控除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン車(ハイブリッド車を含む)(乗用車、車両総重量が3.5トン以下車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%(2.5トン超車両は10%)達成車 ● ディーゼル車(ハイブリッド車に限る)(3.5トン超車両) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 	区 分	現 行	自家用自動車(軽自動車を除く)	5%	営業用自動車・軽自動車	3%	平成26年4月～	3%	2%
区 分	現 行									
自家用自動車(軽自動車を除く)	5%									
営業用自動車・軽自動車	3%									
平成26年4月～										
3%										
2%										

年度 項目	26
税率等	<p>< 課税標準額から30万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>< 課税標準額から15万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（乗用車，2.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む）（2.5トン超3.5トン以下車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼル車（ハイブリッド車に限る）（3.5トン超車両） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2.5トン超車両の中古車については，エコカー減税対象車のうち，ディーゼル車（ハイブリッド車を除く。）を除外し，軽減方法については，乗用車の場合と同様，環境性能に応じ，45万円，30万円，15万円を控除する。</p> <p>（注）輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り，平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p> <p><バリアフリー車両の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 一定の衝突被害軽減ブレーキ搭載トラック等（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設（平成27年3月31日迄。ただし，22トン超のトラック，13トン超のトラクタは平成26年10月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減ブレーキ搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量8トン超のトラック又は車両総重量13トン超のトラクタ

年度 項目	27
税率等	<p>(狩猟税)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 対象鳥獣捕獲員について、現行2分の1の税率を課税免除とする措置。 (平成27年4月1日～平成31年3月31日) ○ 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者について、課税免除とする措置の新設。 (平成27年5月29日～平成31年3月31日) ○ 鳥獣保護管理法第9条に基づく許可捕獲の従事者について、税率を2分の1とする特例措置の新設。 (平成27年4月1日～平成31年3月31日)

年度 項目	27
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成29年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><全額免除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排出ガス基準達成) ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) 【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) 【3.5t超】 ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><60%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車(ハイブリッド車を含む。) ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜40%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜20%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 2 中古車 <ul style="list-style-type: none"> ＜課税標準額から45万円控除＞ <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排出ガス基準達成） ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜課税標準額から35万円控除＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準10%達成車

年度 項目	27
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準20%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成17年排出ガス基準50%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。）【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年排出ガス基準10%低減達成＋平成27年度燃費基準達成車 ・ 平成21年排出ガス基準達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン乗用車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇平成17年排出ガス基準75%低減達成＋平成27年度燃費基準5%達成車 <p>(注) 輸入車などのJC08モード燃費値を算定していない自動車に限り、平成27年度燃費基準に替えて平成22年度燃費基準を準用できる場合あり。</p>

年度 項目	27
税率等	<p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄） ※エコカー減税とは選択制</p> <p>< 課税標準額から1,000万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>< 課税標準額から650万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>< 課税標準額から200万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>< 課税標準額から100万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p><衝突被害軽減制動制御装置搭載車又は車両安定性制御装置搭載車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成29年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

年度 項目	29
税率等	<p>(自動車取得税)</p> <p><環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置></p> <p>○ いわゆるエコカー減税について、一部の車両について最新の平成32年度燃費基準に切り替えを行うとともに、環境性能に極めて優れた自動車の負担軽減に重点化し、2年延長した。(平成31年3月31日迄)</p> <p>1 新車</p> <p><全額免除></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車(燃料電池車を含む。) ● 天然ガス自動車(平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合) ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車(平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合) ● ガソリン車・LPG車(ハイブリッド車を含む。) ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ※平成30年度より40%達成車が全額免除。30%達成車は80%軽減 ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p><80%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 <p><75%軽減></p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック(ハイブリッド車を含む。) ・ 【2.5t超~3.5t以下】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合+平成27年度燃費基準15%達成車

年度 項目	29
税率等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜60%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋平成32年度燃費基準20%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準15%達成車 ＜50%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ◇平成21年排ガス基準適合＋平成27年度燃費基準10%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ＜40%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★＋平成32年度燃費基準10%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準10%達成車 ＜25%軽減＞ <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★＋平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★＋平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車 ◇平成21年排ガス基準適合＋平成27年度燃費基準5%達成車 ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合＋平成27年度燃費基準達成車

年度 項目	29
税率等	<p>〈20%軽減〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ※平成30年度より軽減なし ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>2 中古車</p> <p>〈課税標準額から45万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 電気自動車（燃料電池車を含む。） ● 天然ガス自動車（平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成30年排ガス規制適合） ● プラグインハイブリッド自動車 ● クリーンディーゼル乗用車（平成21年排ガス規制適合又は平成30年排ガス規制適合） ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準30%達成車 ※平成30年度より40%達成車が45万円控除。30%達成車は35万円控除 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準95%達成車 ※平成30年度より35万円控除 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準25%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準57%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準15%達成車 <p>〈課税標準額から35万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準20%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準50%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準10%達成車

年度 項目	29
税率等	<p>〈課税標準額から25万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準20%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準80%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準15%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準44%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準5%達成車 <p>〈課税標準額から15万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準10%達成車 ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準65%達成車 ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 ・ 【2.5t超～3.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準達成車 ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ● ディーゼルバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【3.5t超】 <ul style="list-style-type: none"> ◇平成21年排ガス規制NOx10%以上低減又は平成28年排ガス規制適合+平成27年度燃費基準達成車 <p>〈課税標準額から5万円控除〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ガソリン車・LPG車（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ ★★★★★+平成32年度燃費基準達成車 ・ ★★★★★+平成27年度燃費基準10%達成車 <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年度より控除なし ・ ★★★★★+平成22年度燃費基準38%達成車 <ul style="list-style-type: none"> ※平成30年度より50%達成車が5万円控除。38%達成車は控除なし ● ガソリンバス・トラック（ハイブリッド車を含む。） <ul style="list-style-type: none"> ・ 【2.5t以下】 <ul style="list-style-type: none"> ◇★★★★+平成27年度燃費基準5%達成車 ◇★★★★+平成22年度燃費基準32%達成車

年度 項目	29
税率等	<p>＜環境への負荷の少ない自動車に係る税率軽減措置＞</p> <p>○ 一定のバリアフリー車両（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。（平成31年3月31日迄）</p> <p>※エコカー減税とは選択制</p> <p>＜ 課税標準額から1,000万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ノンステップバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもの <p>＜ 課税標準額から650万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人以上のもの <p>＜ 課税標準額から200万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● リフト付きバス <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が路線定期運行のために導入するもので，乗車定員が30人未満のもの <p>＜ 課税標準額から100万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ユニバーサルデザインタクシー <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者が導入するもの <p>＜先進安全自動車の取得に係る軽減措置＞</p> <p>○ 衝突被害軽減制動制御装置又は車両安定性制御装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設，2年延長した。</p> <p>また，車線逸脱警報装置を搭載したバス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を創設した。</p> <p>（平成31年3月31日迄）</p> <p>＜ 課税標準額から175万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量12t超のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) <p>＜ 課税標準額から350万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t以下及び5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) ● 車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等) ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） <p>＜ 課税標準額から525万円控除 ＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 衝突被害軽減制動制御装置搭載車及び車両安定性制御装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等(乗車定員10人以上で立席のないバス等)

年度 項目	30
税率等	<p><先進安全自動車の取得に係る軽減措置></p> <p>○ 車線逸脱警報装置を搭載したトラック・バス（新車に限る。）の取得に係る課税標準（取得価格）の特例措置を拡充した。 （平成31年3月31日迄）</p> <p>< 課税標準額から175万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし8t超～20t以下のトラックは平成30年10月31日まで ・ 車両総重量12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等） <p>< 課税標準額から350万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量20t超～22t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし平成30年10月31日まで ・ 車両総重量8t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし平成30年11月1日から <p>< 課税標準額から525万円控除 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 車両安定性制御装置，衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置搭載車 <ul style="list-style-type: none"> ・ 車両総重量3.5t超～20t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く） ※ただし8t超～20t以下のトラックは平成30年10月31日まで ・ 車両総重量5t超～12t以下のバス等（乗車定員10人以上で立席のないバス等）

